

あ - 1
6. 4. 26

参考資料

参考資料

過去の料金改定 関係

○ あはき療養費の改定率 +0.13%（診療報酬改定における医科の改定率+0.26%等を踏まえ、政府において決定）

(1) 施術料、初検料、施術報告書交付料の引き上げ

- 財源の範囲で、施術料、初検料、施術報告書交付料を引き上げる。

■ マッサージ

温罨法をマッサージと併施した場合 1回につき 125円加算（現行：温罨法をマッサージと併施した場合 1回につき 110円加算）

温罨法と併せて電気光線器具を使用した場合 1回につき 160円加算（現行：温罨法と併せて電気光線器具を使用した場合 1回につき 150円加算）

施術報告書交付料 480円（現行：施術報告書交付料 460円）

■ はり・きゅう

初検料 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,780円（現行：1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,770円）

初検料 2術（はり、きゅう併用）の場合 1,860円（現行：2術（はり、きゅう併用）の場合 1,850円）

電療料 電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 34円加算（現行：電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算）

施術報告書交付料 480円（現行：施術報告書交付料 460円）

※ 一部負担金の計算方法について、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成30年12月27日事務連絡）において、「施術に要した費用（取扱規程第3章の16の算定基準により算定した額）に患者の一部負担金の割合（1割・2割・3割）を乗じる（1円単位で計算）」とされていることを再度周知する。

(2) 支給申請書の記入方法の明確化

- 「『はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて』の一部改正について」（令和3年3月24日保発0324第2号）により、令和3年4月1日から「施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認をうけたうえで申請書の代理人欄の申請者欄に署名を求める。併せて、被保険者等に係る住所、委任年月日について患者より記入を受けること。ただし、当該各事項について、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、施術者等が代理記入し当該患者から押印を受けること。」とされている。
- この「代理記入」の方法を示した通知・事務連絡を発出していない中、「手書きによること」と説明しているが、施術者等が代理記入を手書きで行う必要性は乏しく、視覚障害の施術者も含めて大きな負担となっているという指摘があることから、代理記入は手書きでも、パソコン等での記入でも可能であることを示す事務連絡を発出する。

(3) 引き続きの検討事項

- 令和3年の療養費頻度調査において往療内訳表を提出いただき、同一日・同一建物での施術の状況等を集計・分析しているところであるが、令和4年改定において、往療内訳表について施術所の施術者か出張専門の施術者かが分かるように見直しを行うとともに、さらに、令和4、5年の療養費頻度調査において、施術所の施術者と出張専門の施術者の別で施術内容等を集計・分析できるようにする（支給申請書の保健所登録区分を集計対象とする）。また、マッサージ・変形徒手矯正術の施術料の包括料金化の議論に資するデータ集計・分析、事例収集等を行う。
- データの集計・分析、事例収集等ができ次第、順次、データや事例等を示して、往療料の距離加算の廃止、離島や中山間地等の地域に係る加算の創設、マッサージ・変形徒手矯正術の施術料の包括料金化とともに、同一日・同一建物での施術の場合の料金の在り方、施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入などについて、令和6年改定に向けて検討を行う。

I 不正対策

4. 往療

(2) 往療料の見直し

- 現状の、**施術料よりも往療料が多くなっている**という現状を見直す改定を行う。①
- また、距離加算については、医科については平成4年に廃止されているとともに、訪問看護については昭和63年の創設当初から設けられていない。②

このため、現在の交通事情や、他の訪問で行うものの報酬を踏まえ、まずは30年改定において、**距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていくこと**とし、さらに、その実施状況をみながら、激変緩和にも配慮しつつ、原則平成32年改定までに、**距離加算の廃止や施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入について検討し、結論を得る。**

- 距離加算を廃止する際や訪問施術制度を導入する際には、他の制度も参考に**離島や中山間地等の地域に係る加算**について検討する。(1)の**往療内訳表**についても見直しを行う。さらに、同一日、同一建物での施術の場合の料金のあり方についても検討する。

技術料の引き上げ

○あん摩マッサージ指圧	改定前	引上額	改定後
マッサージ	285円	55円	340円
変形徒手矯正術	575円	205円	780円

○はり・きゅう	改定前	引上額	改定後
施術料(1術)	1,300円	240円	1,540円
施術料(2術)	1,520円	60円	1,580円

距離加算を往療料に振り替えて包括化

○改定前 往療料(基本額) 1,800円 距離加算2km毎に 770円
 ※ 2km超 770円 4km超 1,540円 6km超 2,310円

○改定後 往療料 2,300円 4km超 2,700円

①施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す改定

②距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていく

施術報告書交付料の新設 施術報告書交付料 300円 ※平成30年10月1日～

○ あん摩マッサージ指圧

○マッサージ 1局所につき 340円

※ 局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 80円 → 110円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 110円 → 150円加算

○変形徒手矯正術 1肢につき 780円 → 790円

※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

○往療料 2,300円 4km超 2,700円

○施術報告書交付料 300円

○ はり・きゅう

初回

2回目以降

○初検料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1,610円 → 1,710円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1,660円 → 1,760円

○施術料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき 1,540円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1回につき 1,580円 → 1,590円

○電療料

・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算

○往療料 2,300円 4km超 2,700円

○施術報告書交付料 300円

あはき療養費の料金改定について(令和2年12月～)

令和4年2月22日あはき療養費
検討専門委員会資料

○ あん摩マッサージ指圧

○マッサージ 1局所につき 340円 → 350円

※ 局所の単位(頭から尾頭までの軀幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 110円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 150円加算

①施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す改定

○変形徒手矯正術をマッサージと併施した場合 1肢につき 450円 加算

※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

②距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていく

○往療料 2,300円 4km超 2,700円 → 2,550円

○施術報告書交付料 300円 → 460円

○ はり・きゅう

初回

2回目以降

○初検料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1,710円 → 1,770円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1,760円 → 1,850円

○施術料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき 1,540円 → 1,550円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1回につき 1,590円 → 1,610円

○電療料

・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円 加算

○往療料 2,300円 4km超 2,700円 → 2,550円

○施術報告書交付料 300円 → 460円

○ あん摩マッサージ指圧

○マッサージ 1局所につき 350円

※ 対象は最大5部位：局所の単位(頭から尾頭までの軀幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 110円加算 → 125円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 150円加算 → 160円加算

○変形徒手矯正術をマッサージと併施した場合 1肢につき 450円加算

※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

○往療料 2,300円 4km超 2,550円

○施術報告書交付料 460円 → 480円

○ はり・きゅう

初回

2回目以降

○初検料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1,770円 → 1,780円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1,850円 → 1,860円

○施術料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき 1,550円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1回につき 1,610円

○電療料

・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算 → 34円加算

○往療料 2,300円 4km超 2,550円

○施術報告書交付料 460円 → 480円

過去の療養費料金改定の改定率について

療養費				〔参考〕診療報酬(医科)	
改定年月	柔道整復	あん摩マッサージ	はり・きゅう	改定年月	医科
平成26年4月	(消費税率引上げに伴う改定 0. 68%)	(消費税率引上げに伴う改定 0. 68%)	(消費税率引上げに伴う改定 0. 68%)	平成26年4月	(消費税率引上げに伴う改定 本体+薬価 1. 36%)
平成28年10月	0. 28%	0. 28%	0. 28%	平成28年4月	0. 56%
平成30年6月	0. 32%	0. 32%	0. 32%	平成30年4月	0. 63%
令和元年10月	(消費税率引上げに伴う改定 0. 44%)	(消費税率引上げに伴う改定 0. 44%)	(消費税率引上げに伴う改定 0. 44%)	令和元年10月	(消費税率引上げに伴う改定 本体+薬価 0. 88%)
令和2年6月	0. 27%	令和2年12月に改定 0. 27%	令和2年12月に改定 0. 27%	令和2年4月	0. 53%
令和4年6月	0. 13%	0. 13%	0. 13%	令和4年4月	0. 26%

◆診療報酬・薬価等改定

令和6年度診療報酬・薬価等改定は、医療費の伸び、物価・賃金の動向、医療機関等の収支や経営状況、保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況を踏まえ、以下のとおりとする。（（1）については令和6年6月施行、（2）については令和6年4月施行（ただし、材料価格は令和6年6月施行））

（1）診療報酬 + 0.88%

※1 うち、※2～4を除く改定分 + 0.46%

各科改定率	医科 + 0.52%
	歯科 + 0.57%
	調剤 + 0.16%

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分（+0.28%程度）を含む。

※2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（上記※1を除く）について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応 +0.61%

※3 うち、入院時の食費基準額の引き上げ（1食当たり30円）の対応（うち、患者負担については、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10～20円） +0.06%

※4 うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化 ▲0.25%

（2）薬価等

① 薬価	▲ 0.97%
② 材料価格	▲ 0.02%
合計	▲ 1.00%

※ イノベーションの更なる評価等として、革新的新薬の薬価維持、有用性系評価の充実等への対応を含む。

※ 急激な原材料費の高騰、後発医薬品等の安定的な供給確保への対応として、不採算品再算定に係る特例的な対応を含む。
(対象：約2,000品目程度)

※ イノベーションの更なる評価等を行うため、後述の長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行う。

あはき療養費の推移

- あはき療養費については、令和3年度は、はり・きゅうが442億円、あん摩マッサージ指圧が655億円。
- 令和3年度の対前年度伸び率は、はり・きゅうが+6.5%、あん摩マッサージ指圧が+3.7%。

区分	(金額: 億円)									
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
国民医療費	400,610	408,071	423,644	421,381	430,710	433,949	443,895	429,665	450,359	
対前年度伸び率	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%	-3.2%	4.8%	
柔道整復	3,855	3,825	3,789	3,636	3,437	3,278	3,178	2,831	2,867	
対前年度伸び率	-3.2%	-0.8%	-0.9%	-4.0%	-5.5%	-4.6%	-3.0%	-10.9%	1.3%	
はり・きゅう	365	380	394	407	411	411	437	415	442	
対前年度伸び率	1.8%	4.3%	3.6%	3.4%	1.1%	-0.1%	6.2%	-4.9%	6.5%	
マッサージ	637	670	700	707	727	733	750	631	655	
対前年度伸び率	4.5%	5.2%	4.4%	1.0%	2.7%	0.8%	2.4%	-15.8%	3.7%	
治療用装具	405	421	425	438	443	452	455	435	460	
対前年度伸び率	-0.4%	4.0%	1.1%	3.0%	1.2%	2.0%	0.7%	-4.5%	5.9%	

(注) 厚生労働省保険局調査課とりまとめの推計

参考資料

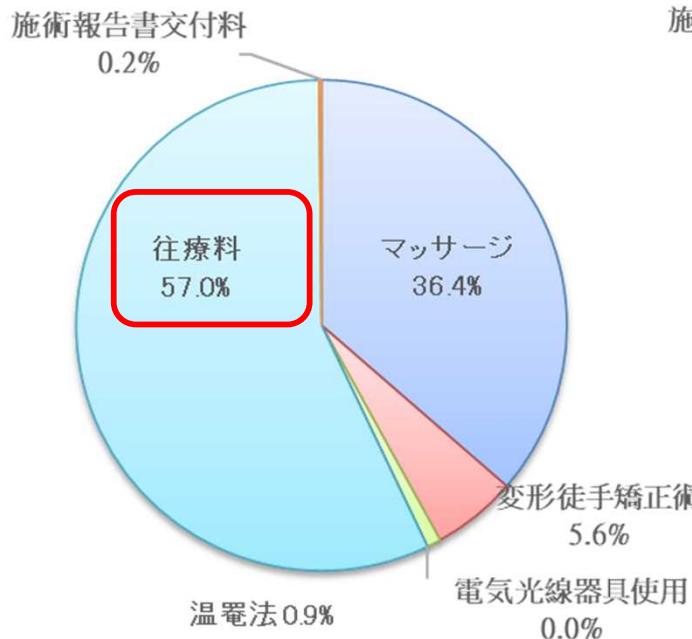
(1) 往療料の距離加算の廃止 関係

あん摩マッサージ指圧療養費(金額)の内訳

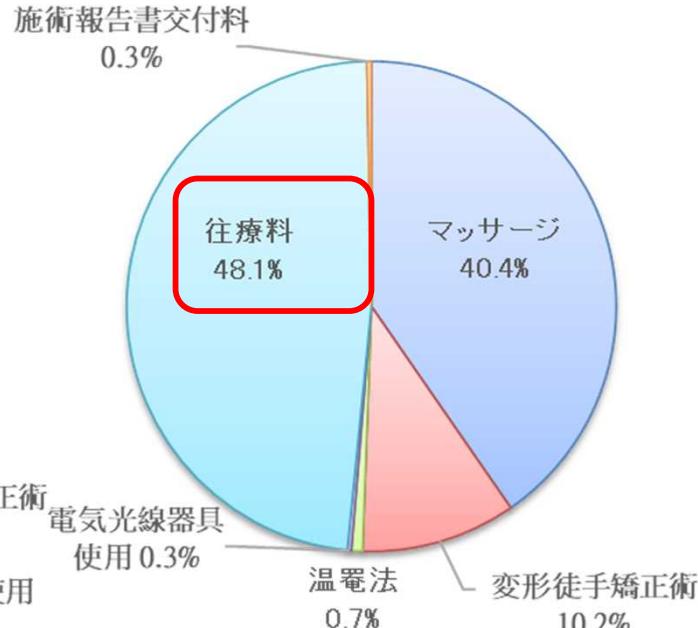
令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 往療料の割合は低下しているが、依然として往療料が半数近くを占めている状況であった。

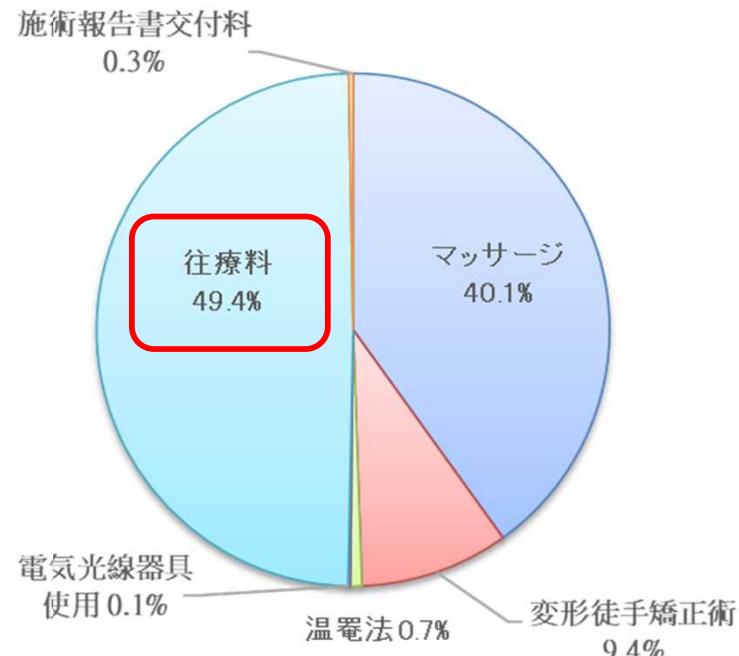
令和2年



令和4年



令和5年



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和2年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1／1
- ・ 国民健康保険 1／5
- ・ 後期高齢者医療制度 1／10

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1／1
- ・ 国民健康保険 1／5
- ・ 後期高齢者医療制度 1／10

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1／1
- ・ 国民健康保険 1／5
- ・ 後期高齢者医療制度 1／10

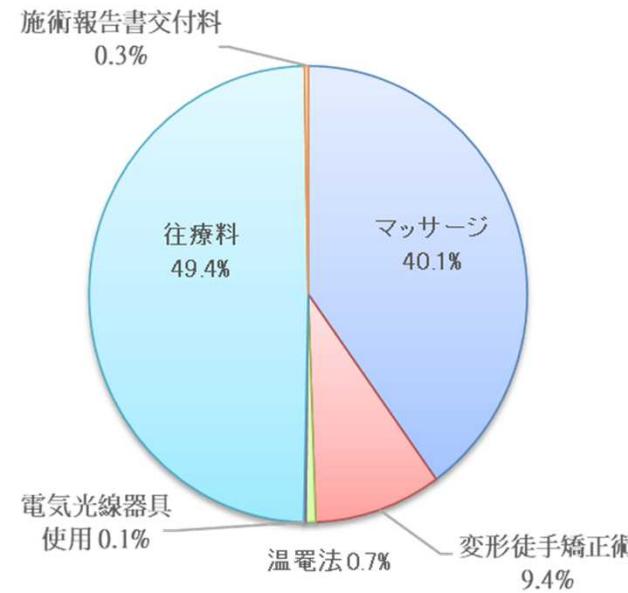
あん摩マッサージ指圧療養費(金額)の内訳

(制度別)

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 令和5年10月分の支給において、マッサージ施術料よりも往療料が多い状況であった。

令和5年



令和5年10月分	合計	全国健康保険協会管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者医療制度
マッサージ	40.1%	42.9%	42.3%	40.4%	39.9%
変形徒手矯正術	9.4%	8.2%	8.8%	9.4%	9.4%
温罨法	0.7%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%
電気光線器具使用	0.1%	0.5%	0.4%	0.2%	0.1%
往療料	49.4%	47.2%	47.4%	49.1%	49.6%
施術報告書交付料	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

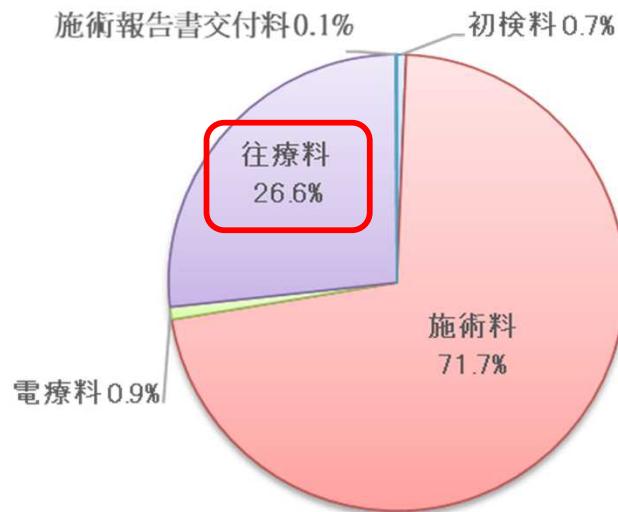
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

はり・きゅう療養費(金額)の内訳

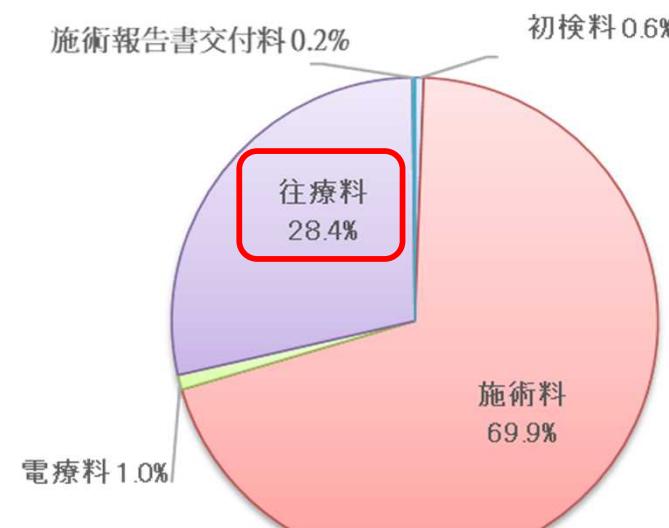
令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 往療料の割合は微増しているが、依然として施術料が往療料よりも多い状況であった。

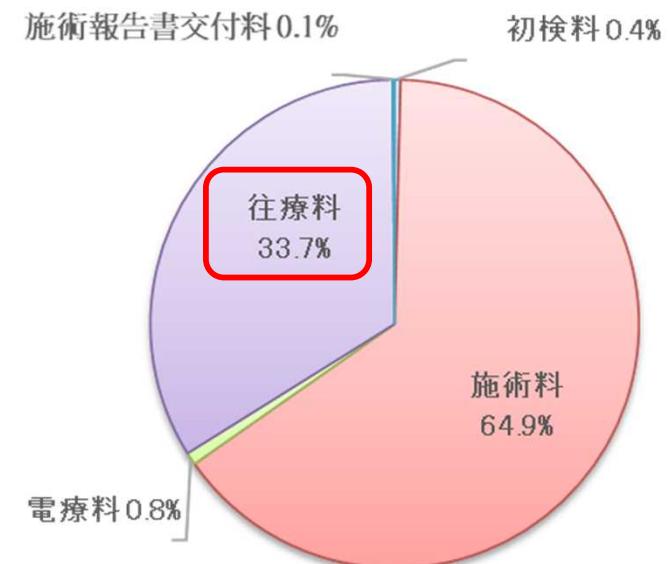
令和2年



令和4年



令和5年



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう
療養費支給申請書(令和2年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう
療養費支給申請書(令和4年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう
療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

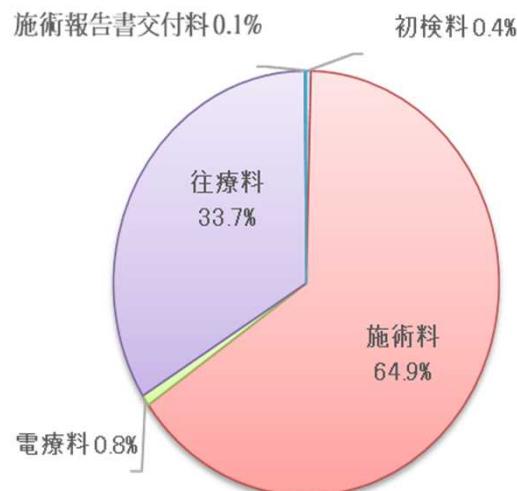
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

はり・きゅう療養費(金額)の内訳 (制度別)

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 令和5年10月分の支給において、いずれの制度でも往療料より施術料が多い状況であった。

令和5年



	令和5年10月分	合計	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者 医療制度
初検料	0.4%		0.5%	0.4%	0.4%	0.4%
施術料	64.9%		68.9%	64.0%	64.1%	64.1%
電療料	0.8%		0.9%	0.8%	0.8%	0.8%
往療料	33.7%		29.5%	34.7%	34.5%	34.6%
施術報告書交付料	0.1%		0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費、はり・きゅう療養費における往療料の金額割合、患者割合

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- あん摩マッサージ指圧に係る療養費では、療養費全体に占める往療料の割合は50%近くあり、往療料を算定する患者の割合も依然として高く、全体の約90%に近い割合となっている。

※「平均回数」は、往療料の延べ算定回数を、往療料算定の支給申請書件数により除した回数

令和5年10月分 保険者別	あん摩マッサージ指圧		
	金額ベース	件数ベース	平均回数
全管掌健康保険（被保険者）	47.2%	71.4%	6.77回
全管掌健康保険（被扶養者）	47.4%	74.3%	6.71回
国民健康保険	49.1%	89.0%	6.62回
後期高齢者医療制度	49.6%	90.1%	6.03回
合 計	49.4%	89.0%	6.14回

令和5年10月分 保険者別	はり・きゅう		
	金額ベース	件数ベース	平均回数
全管掌健康保険（被保険者）	2.4%	1.9%	7.25回
全管掌健康保険（被扶養者）	5.6%	6.3%	6.13回
国民健康保険	17.7%	17.1%	7.10回
後期高齢者医療制度	46.0%	47.8%	6.65回
合 計	29.7%	29.5%	6.71回

※ 厚生労働省保険局医療課調べ（療養費支給申請書（令和5年10月分）を基に分析）

- ・あん摩マッサージ指圧療養費支給申請書
- ・全国健康保険協会管掌健康保険 1/1、
- ・国民健康保険 1/5、
- ・後期高齢者医療制度 1/10
- ・はり・きゅう療養費支給申請書
- ・全国健康保険協会管掌健康保険 1/6、
- ・国民健康保険 1/10、
- ・後期高齢者医療制度 1/10

参考資料

(2) 離島や中山間地等の地域に係る加算の創設 関係

訪問看護（在宅患者訪問看護・指導料／同一建物居住者訪問看護・指導料）														
算定要件 (主なもの)	<p>●保険医療機関が、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問看護・指導を行う場合の当該患者（以下「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下この部において「看護師等」という。）を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について日単位で算定可。</p> <p>【点数表告示】</p> <p>《在宅患者訪問看護・指導料》</p> <table border="0"> <tr> <td>1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除く。）による場合</td> <td rowspan="2">《同一建物居住者訪問看護・指導料》</td> </tr> <tr> <td>イ 週3日目まで 580点</td> <td>イ 同一日に2人 週3日目まで 580点</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>口 週4日目以降 680点</td> <td>週4日目以降 680点</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>2 准看護師による場合</td> <td rowspan="2">口 同一日に3人以上 週3日目まで 293点</td> </tr> <tr> <td>イ 週3日目まで 530点</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>口 週4日目以降 630点</td> <td>週4日目以降 343点</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合</td> <td>1285点</td> </tr> </table>	1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除く。）による場合	《同一建物居住者訪問看護・指導料》	イ 週3日目まで 580点	イ 同一日に2人 週3日目まで 580点	口 週4日目以降 680点	週4日目以降 680点	2 准看護師による場合	口 同一日に3人以上 週3日目まで 293点	イ 週3日目まで 530点	口 週4日目以降 630点	週4日目以降 343点	3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	1285点
1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除く。）による場合	《同一建物居住者訪問看護・指導料》													
イ 週3日目まで 580点		イ 同一日に2人 週3日目まで 580点												
口 週4日目以降 680点	週4日目以降 680点													
2 准看護師による場合	口 同一日に3人以上 週3日目まで 293点													
イ 週3日目まで 530点														
口 週4日目以降 630点	週4日目以降 343点													
3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	1285点													
	<p>●保険医療機関の看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が1時間以上である者に対して訪問看護・指導を行い、次のいずれかに該当する場合、特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を行う場合</p> <p>ロ 別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する保険医療機関の看護師等が別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に対して訪問看護・指導を行う場合</p> <p>【点数表告示による「注14」】</p>													
特別地域	<p>●在宅患者訪問看護・指導料の「注14」又は同一建物居住者訪問看護・指導料の「注6」の規定により準用する在宅患者訪問看護・指導料の「注14」に規定する特別地域訪問看護加算は、当該保険医療機関の所在地から患家までの訪問につき、最も合理的な通常の経路及び方法で片道1時間以上要する患者に対して、「特掲診療料の施設基準等」第四の四の三の三に規定する地域（以下「特別地域」という。）に所在する保険医療機関の看護師等が特別地域に居住する患者に対して訪問看護・指導を行った場合に、在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。なお、当該加算は、交通事情等の特別の事情により訪問に要した時間が1時間以上となった場合は算定できない。</p> <p>特別地域訪問看護加算を算定する保険医療機関は、その所在地又は患家の所在地が特別地域に該当するか否かについては、地方厚生（支）局に確認する。</p> <p>【留意事項通知(28)】</p>													
	<p>●「特掲診療料の施設基準等」第四の四の三の三に規定する地域（「特別地域」）</p> <p>第四 在宅医療</p> <p>四の三の三 在宅患者訪問看護・指導料の注14（同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める地域</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域 (2) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域 (3) 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域 (4) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域 (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域 (6) 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島 <p>【特掲診療料の施設基準】</p>													

あはき療養費 受領委任の施術所数(令和5年4月1日／訪問看護療養費における特別地域訪問看護加算の対象地域)

令和5年12月1日あはき療養費
検討専門委員会資料

	R5.4.1 受領委任 施術所数	特別地域 施術所数 (受療委任)	特別地域 施術所割合 (受療委任)	受療委任を取り扱う療養費の種類							(1) 離島 振興法	(2) 奄美 特措法	(3) 山村 振興法	(4) 小笠原 特措法	(5) 過疎地域 特措法	(6) 沖縄振興 特措法	
				0 は・き・マ	1 は・き	2 マ	3 は	4 き	5 は・マ	6 き・マ							
北海道	1,431	187	13.1%	48	132	7	0	0	0	0	0	0	0	47	0	186	0
青森県	122	24	19.7%	12	5	7	0	0	0	0	0	0	0	3	0	24	0
岩手県	144	44	30.6%	26	11	7	0	0	0	0	0	0	0	8	0	44	0
宮城県	404	36	8.9%	15	10	9	0	0	2	0	0	0	0	4	0	35	0
秋田県	164	119	72.6%	59	23	34	0	0	3	0	0	0	0	4	0	119	0
山形県	154	27	17.5%	18	5	4	0	0	0	0	0	0	0	3	0	27	0
福島県	365	48	13.2%	15	11	22	0	0	0	0	0	0	0	18	0	35	0
茨城県	398	22	5.5%	10	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0
栃木県	316	4	1.3%	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0
群馬県	294	14	4.8%	8	4	2	0	0	0	0	0	0	0	5	0	9	0
埼玉県	1,587	9	0.6%	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
千葉県	1,428	14	1.0%	5	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0
東京都	4,266	4	0.1%	3	1	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	4	0
神奈川県	2,655	2	0.1%	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
新潟県	321	52	16.2%	22	15	15	0	0	0	0	0	16	0	2	0	52	0
富山県	172	13	7.6%	8	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0
石川県	179	17	9.5%	8	7	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	17	0
福井県	87	4	4.6%	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0
山梨県	219	24	11.0%	12	5	7	0	0	0	0	0	0	0	8	0	23	0
長野県	485	41	8.5%	20	11	9	0	0	1	0	0	0	0	20	0	34	0
岐阜県	478	46	9.6%	17	16	12	1	0	0	0	0	0	0	13	0	39	0
静岡県	876	33	3.8%	18	7	8	0	0	0	0	0	0	0	3	0	33	0
愛知県	2,353	1	0.0%	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
三重県	324	29	9.0%	14	11	4	0	0	0	0	0	0	0	6	0	28	0

あはき療養費 受領委任の施術所数(令和5年4月1日／訪問看護療養費における特別地域訪問看護加算の対象地域)

令和5年12月1日あはき療養費
検討専門委員会資料

	R5.4.1 受領委任 施術所数	特別地域 施術所数 (受療委任)	特別地域 施術所割合 (受療委任)	受療委任を取り扱う療養費の種類							(1) 離島 振興法	(2) 奄美 特措法	(3) 山村 振興法	(4) 小笠原 特措法	(5) 過疎地域 特措法	(6) 沖縄振興 特措法	
				0 は・き・マ	1 は・き	2 マ	3 は	4 き	5 は・マ	6 き・マ							
滋賀県	357	3	0.8%	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0
京都府	1,038	48	4.6%	13	25	10	0	0	0	0	0	0	0	7	0	46	0
大阪府	4,858	13	0.3%	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0
兵庫県	1,478	45	3.0%	12	29	3	0	0	1	0	4	0	2	0	40	0	
奈良県	411	29	7.1%	8	18	3	0	0	0	0	0	0	1	0	29	0	
和歌山県	343	81	23.6%	16	61	4	0	0	0	0	0	0	0	10	0	81	0
鳥取県	69	11	15.9%	9	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11	0	
島根県	82	41	50.0%	13	22	6	0	0	0	0	0	0	0	10	0	38	0
岡山県	257	20	7.8%	4	14	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	19	0
広島県	764	63	8.2%	18	44	1	0	0	0	0	6	0	8	0	59	0	
山口県	168	22	13.1%	12	6	4	0	0	0	0	0	0	1	0	21	0	
徳島県	143	19	13.3%	12	6	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	19	0
香川県	266	27	10.2%	13	11	3	0	0	0	0	7	0	0	0	0	27	0
愛媛県	341	62	18.2%	16	23	22	0	0	1	0	0	0	3	0	62	0	
高知県	116	30	25.9%	16	12	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	30	0
福岡県	1,187	71	6.0%	32	23	15	1	0	0	0	0	0	0	1	0	71	0
佐賀県	146	19	13.0%	7	8	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	19	0
長崎県	337	73	21.7%	31	32	9	0	0	1	0	1	0	0	0	0	73	0
熊本県	295	55	18.6%	28	16	11	0	0	0	0	0	0	0	2	0	55	0
大分県	176	45	25.6%	18	20	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	45	0
宮崎県	267	29	10.9%	11	17	1	0	0	0	0	0	0	0	9	0	28	0
鹿児島県	465	113	24.3%	55	49	7	0	0	2	0	2	20	1	0	112	0	
沖縄県	275	12	4.4%	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2
合計	33,061	1,745	5.3%	706	745	281	2	0	11	0	39	20	219	0	1,687	2	

離島

(1) 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域／国土交通省HPより

令和5年12月1日あはき療養費
検討専門委員会資料

離島振興対策実施地域一覧					
都道県名	指定地域名	島名 (うち有人離島)	市町村名	面積(km ²)	人口(人) 令和2年国調
北海道	5地域	6島	6町	416.74	9,819
	礼文島	礼文島	礼文町	81.25	2,509
	利尻島	利尻島	利尻町 (利尻町) (利尻富士町)	182.09 (76.50) (105.59)	4,462 (2,004) (2,458)
	天売・焼尻	焼尻島	羽幌町	5.19	171
	天売島	天売島	"	5.47	259
	奥尻島	奥尻島	奥尻町	142.69	2,410
宮城県	2地域	8島	2市1町	15.22	663
	牡鹿諸島	出島	女川町	2.63	69
	江綱田代島	島島石島	巻市	0.36 6.49 "	33 247 43
	浦戸諸島	寒風野桂朴	塩竈市	1.37 0.44 0.67 0.34	82 55 124 10
	山形県	1島	1市	2.73	158
	飛島	島	酒田市	2.73	158
東京都	1地域	9島	2町6村	290.52	21,532
	伊豆諸島	大利新式根津三宅藏八青	島大島利島新島神津島三藏島御八支島青ヶ島	90.73 4.12 22.97 3.67 18.24 55.21 20.51 69.11 5.96	7,102 327 1,967 474 1,855 2,273 323 7,042 169
	葉佐渡島	栗島	栗島浦村	9.69	353
	佐渡島	佐渡島	佐渡市	854.76	51,492
	石川県	1地域	1島	0.55	66
	舳倉島	舳倉島	輪島市	0.55	66
静岡県	1地域	1島	1市	0.44	268
	初島	初島	熱海市	0.44	268
	愛知県	1地域	3島	3.44	3,430
	愛知三島	佐久島日間賀島篠島	西尾市南知多町	1.73 0.77 0.94	196 1,716 1,518
	三重県	1地域	6島	13.69	2,861
	志摩諸島	神志坂渡島	鳥羽市	0.76 6.96 4.41 0.51 0.69 0.36	290 1,657 455 243 160 56

都道県名	指定地域名	島名 (うち有人離島)	市町村名	面積(km ²)	人口(人) 令和2年国調
滋賀県	1地域	1島	1市	1.51	264
兵庫県	沖	島沖	近江八幡市	1.51	264
	2地域	5島	2市	21.02	4,439
	沼家島群	島男鹿島坊西	島姫路市	2.67	360
	島中西	島家島	島西ノ島	4.53 5.40	27 2,137
	島知	島勢	島知夫里	1.90	1,911
	島岐	島島	島岐の島町	6.52	4
島根県	1地域	4島	3町1村	342.62	19,122
	隠岐島	島ノ島	島後岐の島町	241.55	13,433
	島中西	島ノ島	島中西ノ島町	32.28	2,267
	島知	島島	島知夫里	55.76	2,788
	島岐	島島	島岐の島村	13.03	634
	島岐	島島	島岐の島市	22.71	1,553
岡山県	日生諸島	島大府	島備前市	0.40	47
	前大石	島大石	島瀬戸内市	2.07	50
	石臼	島石臼	島岡山市	2.41	118
	児島諸島	島松	島玉野市	0.54	36
	笠岡諸島	島六口	島倉敷市	0.82	54
	笠岡諸島	島北白島	島笠岡市	0.08	4
広島県	7地域	3島	7市1町	65.17	9,398
	走島群	島走島	島福山市	2.16	343
	備後群	島百繩	島尾道市	3.08	380
	芸備群	島佐木	島尾道市	0.76	27
	上大崎群島	島佐木	島三原市	8.71	585
	下大崎群島	島野	島大崎上島町	0.50	5
安芸群島	上大崎群島	島大崎	島大崎上島町	2.25	11
	下大崎群島	島三角	島大崎上島町	38.27	7,084
	安芸群島	島貞	島大崎上島町	1.04	30
	阿多田島	島吳	島呉市	0.78	16
	似島	島竹	島竹田市	0.70	12
	似島	島広島	島広島市	0.69	4
	似島	島江田	島江田島市	2.39	207
	似島	島高島	島高島市	3.84	694

参考

離島

(1) 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域／国土交通省HPより

令和5年12月1日あはき療養費
検討専門委員会資料

都道県名	指定地域名	島名 (うち有人離島)	市町村名	面積(km ²)	人口(人) 令和2年国調
山口県	7 地域	2 1 島	7 市 4 町	64.42	2,755
	柱島群島	島端柱島黒島精浮前笠佐	岩国市	0.67 3.13 0.54	18 93 9
	周防大島諸島	島島島島	周防大島町	1.00 2.27 1.09 0.94	33 180 5 7
	平郡	島島	柳井市	16.56	247
	熊毛群島	島島	田布施町	0.70	24
	佐祝八	島島島島	平生闊町	1.32 7.68 4.16	9 281 14
	周南諸島	牛津大野	光島島防	1.90 4.77 0.73	26 182 71
	響灘諸島	島蓋連	下關市	2.32 0.69	84 72
	萩諸島	島見大櫃相	萩島	7.76 2.99 0.83 2.37	689 585 2 124
	徳島県	2 地域	2 島	1 市 1 町	2.09
	伊出羽島	島島	阿南市	1.44	125
	伊出羽島	島島	牟岐町	0.65	68
香川県	5 地域	2 4 島	5 市 4 町	217.48	31,510
	小豆島	小豆島	2 町	153.25	25,881
			(小豆島町)(土庄町)	(95.24)(58.01)	(13,870)(12,011)
	沖之豊	島島島島	土庄町	0.18 1.10	58 9
	直島諸島	直島風向男女	直島町	14.50 0.12 0.74 1.34 2.62	768 20 12 132 125
	大塩飽諸島	島大檻岩与小本牛広手小佐高見	高松市	0.62 0.93 0.17 1.13 0.26	53 151 55 65 2
	伊吹島	島石黒丸亀	高坂市	6.75 0.84 11.72 3.41 0.53	292 8 170 22 38
				1.83 2.35	57 25
			多度津町	3.67	154
			三豊市	0.59	19
			伊吹島	1.01	323

都道県名	指定地域名	島名 (うち有人離島)	市町村名	面積(km ²)	人口(人) 令和2年国調
愛媛県	9 地域	3 1 島	6 市 1 町	90.39	11,671
	魚島群島	高井神島	上島町	1.34 1.36	11 138
	上島諸島	弓削島	上島町	8.68	2,599
		佐生島		2.68	428
		名城島		3.67	1,389
		赤岩島		8.95	1,942
		穗根島		2.09	2
	越智諸島	今治島	今治市	0.76 1.43	19 7
	閑前諸島	大下島	今治市	1.81 0.90	46 26
	来島群島	下島	今治市	0.50	7
新居大島		馬比島		0.04	14
		岐島		0.50	9
		大安島	新居浜市	0.30	2
		忽那諸島	新居浜市	2.14	131
		居島	松山市	0.26	15
		興野島		8.40	913
		月島		0.92	83
		陸中島		3.81	182
		怒島		21.27	2,355
		津和島		4.75	278
高知県	1 地域	2 島	1 市	11.33	142
	沖の島	の島	宿毛市	10.02 1.31	119 23
	福岡県	1 地域	8 島	13.33	1,738
	筑前諸島	馬藍島	北九州市	0.26 0.68	28 188
		藍地島	宗像市	1.62	122
佐賀県		大相島	新宮町	7.21	540
		玄界島	糸島市	1.22	215
		小姫島	唐津市	1.16	353
		糸島	唐津市	0.43	158
		島	唐津市	0.75	134
	1 地域	7 島	1 市	10.93	1,203
	玄海諸島	高神島	唐津市	0.62 1.39	187 261
		小加賀島		0.92	263
		松島		2.83	117
		馬鳴島		0.63	45
		渡島		4.24	280
				0.30	50

離島

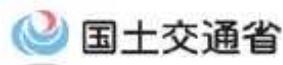
(1) 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域／国土交通省HPより

令和5年12月1日あはき療養費
検討専門委員会資料

都道県名	指定地域名	島名 (うち有人離島)	市町村名	面積(km ²)	人口(人) 令和2年国調
長崎県	7 地域	5 1 島	8 市 2 町	1,551.15	113,056
	対馬島	対馬島	対馬市	696.44	28,374
	対海泊赤沖ノ島	栗島	〃	0.09	51
	島	島	〃	0.10	9
	島	島	〃	0.48	25
	島	島	〃	2.64	18
	島	島	〃	4.84	25
	毫岐島	毫山	毫岐市	134.63	24,678
	毫若原長大島	岐宮島	〃	0.56	15
	島	島	〃	0.53	71
平戸諸島	島	島	〃	0.51	91
	島	島	〃	1.17	93
	島	島	松浦市	0.82	32
	島	島	〃	0.90	182
	島	島	〃	0.50	33
	島	島	平戸市	15.16	933
	島	島	〃	3.57	620
	島	島	〃	0.25	21
	島	島	佐世保市	24.94	1,879
	島	島	〃	1.30	9
五島列島	久	久島	小値賀町	0.69	1
	宇	島	〃	7.11	1
	寺	島	〃	0.65	21
	六	島	小値賀島	12.27	2,015
	崎	島	〃	0.24	38
	納	島	〃	0.71	61
	小	島	〃	1.58	151
	黒	島	佐世保市	2.67	162
	大	島	〃	4.66	384
	斑	島	新上五島町	168.31	16,112
五島列島	高	島	通島	1.86	14
	黑	島	〃	0.07	6
	若	島	桐ノ島	31.13	1,218
	日	島	松島	1.39	27
	有	島	ノ福島	2.97	100
	漁	島	生浦島	0.65	26
	奈	島	奈留島	23.65	1,927
	前	島	五島市	0.47	23
	久	島	島	37.23	255
	藏	島	島	0.03	9
五島列島	桃	島	江島	8.68	95
	福	島	島	326.31	31,945
	赤	島	島	0.51	10
	黄	島	島	1.39	32
	黒	島	島	1.12	1
	島	島	島	5.52	15
	嶼	島	島	3.16	79
	嶼	島	西海市	2.59	100
	嶼	島	島	5.46	143
	嶼	島	島	6.37	496

都道県名	指定地域名	島名 (うち有人離島)	市町村名	面積(km ²)	人口(人) 令和2年国調
熊本県	1 地域	6 島	2 市	20.78	2,584
	天草諸島	湯島	上天草市	0.52	261
	島	島	〃	0.21	4
	横島	島	天草市	1.12	512
	牧島	島	〃	5.57	267
	御所島	島	〃	12.53	1,539
大分県	2 地域	7 島	2 市 1 村	17.54	2,950
	姫島	島	姫島村	6.98	1,725
	豊後諸島	無島	島津久見市	0.29	28
	島	島	戶島	0.86	536
	保入島	島	佐伯市	5.65	542
	大屋島	島	〃	1.60	87
宮崎県	2 地域	3 島	3 市	5.18	721
	島野浦島	島野浦島	延岡市	2.85	710
	南那珂群島	島大築島	日南市	2.09	2
	島	島	串間市	0.24	9
鹿児島県	7 地域	2 0 島	4 市 4 町 2 村	1,251.34	45,339
	長崎島	獅子島	長崎町	17.05	647
	桂島	島	出水市	0.33	12
	甑島	島	薩摩川内市	44.20	1,862
	中下甑島	島	〃	7.28	186
	新種子島	島	鹿児島市	65.56	1,935
	新種子島	島	1市2町	0.13	2
	島	島	(西之表市)	444.30	27,690
	島	島	(中種子町)	(197.32)	(14,706)
	島	島	(南種子町)	(137.01)	(7,539)
鹿児島県	馬屋久島	毛島	西之表市	8.17	5,445
	島	島	屋久島町	504.29	11,765
	口永良部島	島	屋久島町	35.81	93
	南西諸島	竹硫黃島	三島村	4.22	72
	島	島	島	11.63	139
	黒口島	島	島	15.39	194
	中之島	島	十島村	13.33	103
	中諏訪島	島	島	34.42	146
	平瀬島	島	島	27.61	78
	悪石島	島	島	2.08	107
鹿児島県	惡石小宝島	島	島	7.49	90
	島	島	島	0.98	69
	島	島	島	7.07	147
	合計	7 7 地域	2 5 6 島	69市31町11村	5,316.77
					339,280

(注) 1. 面積は、公益財団法人日本離島センターの「2021離島統計年報」に基づく数値である。
2. 市町村名は令和4年4月1日時点の名称である。



検索方法

奄美群島の概要

1. 地理的・自然的特性

奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島等有人8島

鹿児島市の南西約370～560kmの範囲に位置、琉球弧の一部を構成

総面積は1,231km²(奄美大島は712km²で沖縄本島、佐渡島に次ぐ面積)

気候は亜熱帯性気候で、四季を通じて温暖、多雨

台風の常襲地帯

2. 沿革

西暦1460年頃 全島が琉球王朝の支配下に入る。

西暦1609年 藤摩藩の征縄役の結果、奄美群島は琉球から分割されて藤摩藩に直属

明治 8年 鹿児島県大島大支庁が名瀬に置かれる。

昭和21年 連合軍総司令部の覚書により日本本土から行政分離され、沖縄に本部を置く米国軍政下に統治される。

昭和28年 日本に返還され、鹿児島県の行政管理下に編入される。

昭和29年 奄美群島復興特別措置法制定(以後、約5年ごとに期限を延長)

昭和39年 奄美群島振興特別措置法と改称

昭和49年 奄美群島振興開発特別措置法と改称

平成31年 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

(有効期限を令和5年度末まで5か年延長)

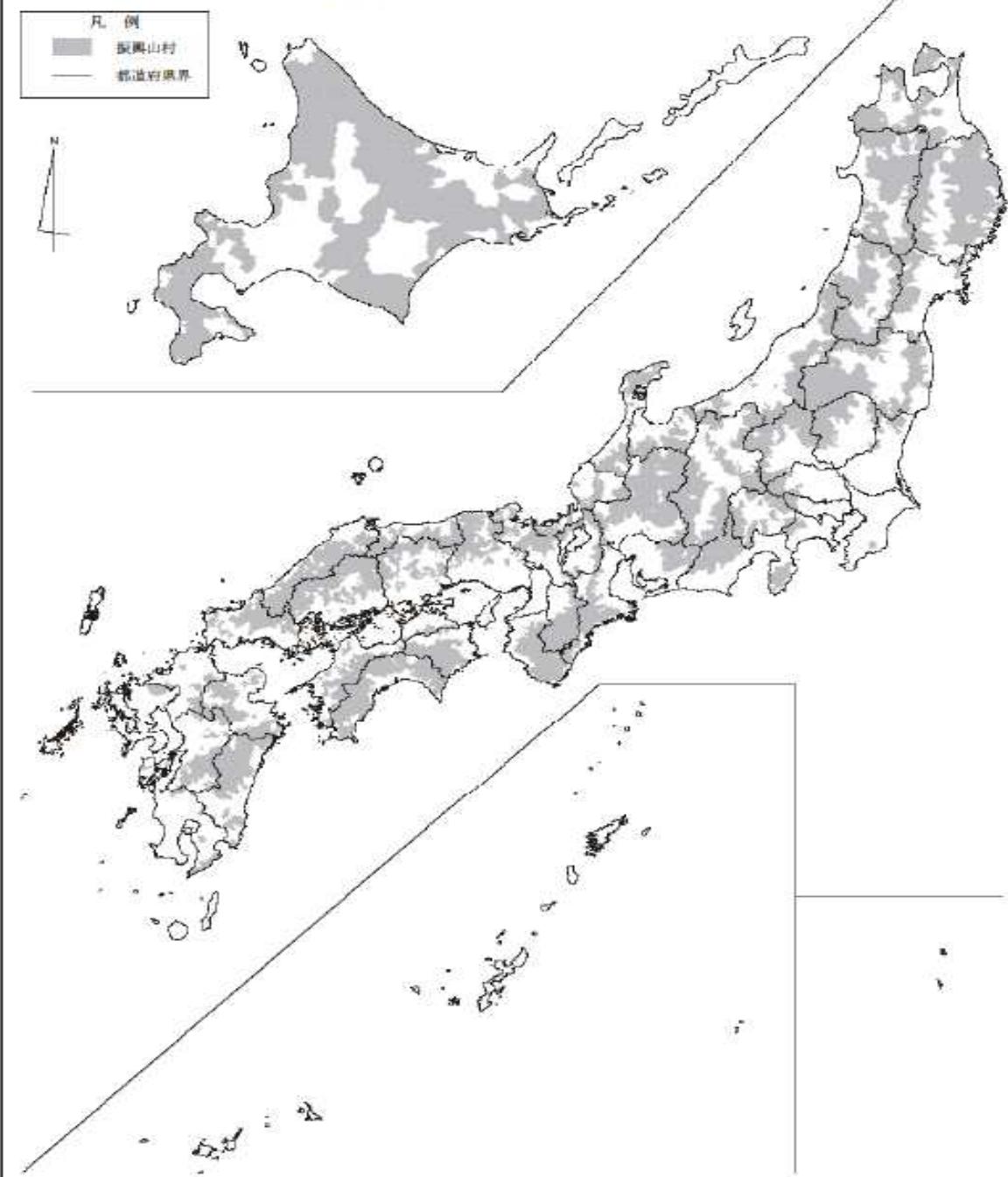
奄美群島振興開発基本方針を策定

奄美群島振興開発計画を策定(鹿児島県)

振興山村市町村数（令和3年4月1日現在）

都道府県名	市町村数 (A)	振興山村市町村数(B)			B/A (%)
		合計	全部山村	一部山村	
北海道	179	96	68	28	53.6
青森	40	23	12	11	57.5
岩手	33	29	8	21	87.9
宮城	35	11	2	9	31.4
秋田	25	20	4	16	80.0
山形	35	26	5	21	74.3
福島	59	37	14	23	62.7
茨城	44	6	0	6	13.6
栃木	25	11	0	11	44.0
群馬	35	19	7	12	54.3
埼玉	63	8	0	8	12.7
千葉	54	1	0	1	1.9
東京	39	2	2	0	5.1
神奈川	33	3	1	2	9.1
新潟	30	17	1	16	56.7
富山	15	8	0	8	53.3
石川	19	14	0	14	73.7
福井	17	12	1	11	70.6
山梨	27	19	5	14	70.4
長野	77	49	20	29	63.6
岐阜	42	16	2	14	38.1
静岡	35	13	1	12	37.1
愛知	54	6	1	5	11.1
三重	29	16	0	16	55.2
滋賀	19	6	0	6	31.6
京都	26	12	1	11	46.2
大阪	43	0	0	0	0.0
兵庫	41	15	0	15	36.6
奈良	39	16	10	6	41.0
和歌山	30	17	3	14	56.7
鳥取	19	14	4	10	73.7
島根	19	15	3	12	78.9
岡山	27	19	2	17	70.4
広島	23	14	0	14	60.9
山口	19	8	0	8	42.1
徳島	24	11	1	10	45.8
香川	17	6	0	6	35.3
愛媛	20	15	1	14	75.0
高知	34	28	6	22	82.4
福岡	60	12	0	12	20.0
佐賀	20	3	0	3	15.0
長崎	21	0	0	0	0.0
熊本	45	24	7	17	53.3
大分	18	14	0	14	77.8
宮崎	26	16	8	8	61.5
鹿児島	43	7	0	7	16.3
沖縄	41	0	0	0	0.0
合計	1,718	734	200	534	42.7

振興山村位置図





小笠原諸島の概要

検索方法

1 地理的特性

- 東京の南約1,000kmに位置する父島列島及び母島列島をはじめ、硫黄島、沖ノ鳥島(我が国最南端)、南鳥島(同最東端)等太平洋上に散在する30余の島々からなる。
- 我が国の排他的経済水域の約3割を確保
- 総面積は約107km²(父島は約23km²、母島は約20km²)

2 沿革

文禄2年(1593年) 小笠原貞頼により発見されたと伝えられる。

明治9年(1876年) 國際的に日本領土と認められる。

昭和19年(1944年) 太平洋戦争の局面悪化により、島民が本土に強制疎開させられる。

昭和21年(1946年) 米国の軍政下に置かれる。

昭和43年(1968年) 日本に返還され、東京都の行政管理下に編入される。

昭和44年(1969年) 小笠原諸島復興特別措置法公布(以後、5年ごとに改正が行われ、期限を延長)

昭和54年(1979年) 小笠原諸島振興特別措置法と改称

平成元年(1989年) 小笠原諸島振興開発特別措置法と改称

平成23年(2011年) 小笠原諸島世界自然遺産登録

令和元年(2019年) 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正(有効期限を5箇年延長)、小笠原諸島振興開発基本方針を策定

3 概況

人口: 2,541人(令和元年度末) [参考] 昭和19年 7,711人(戦前のピーク時)

行政組織: [小笠原総合事務所](#)(國の機関)、[東京都小笠原支庁](#)、[小笠原村役場](#)

交通手段: 航空路がなく、約6日に1便(片道約24時間)の船便が唯一

主な産業: <農業> 農家戸数 53戸(令和2年4月1日現在)

生産高 136百万円(平成30年)

<漁業> 漁組組合員数 79人(父島48人: 令和元年12月末現在)

(母島31人: 令和2年3月末現在)

漁獲高 631百万円(令和元年)

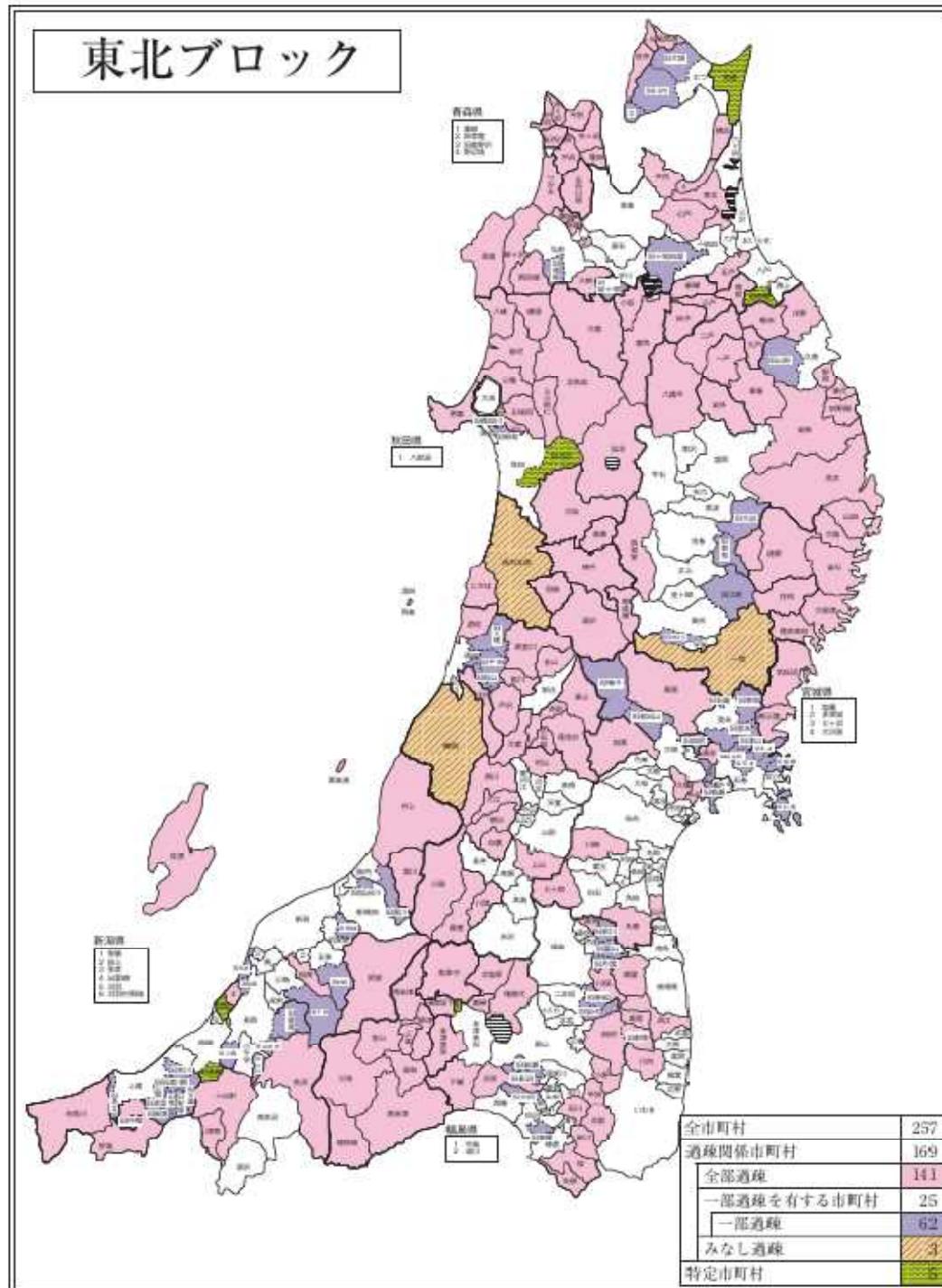
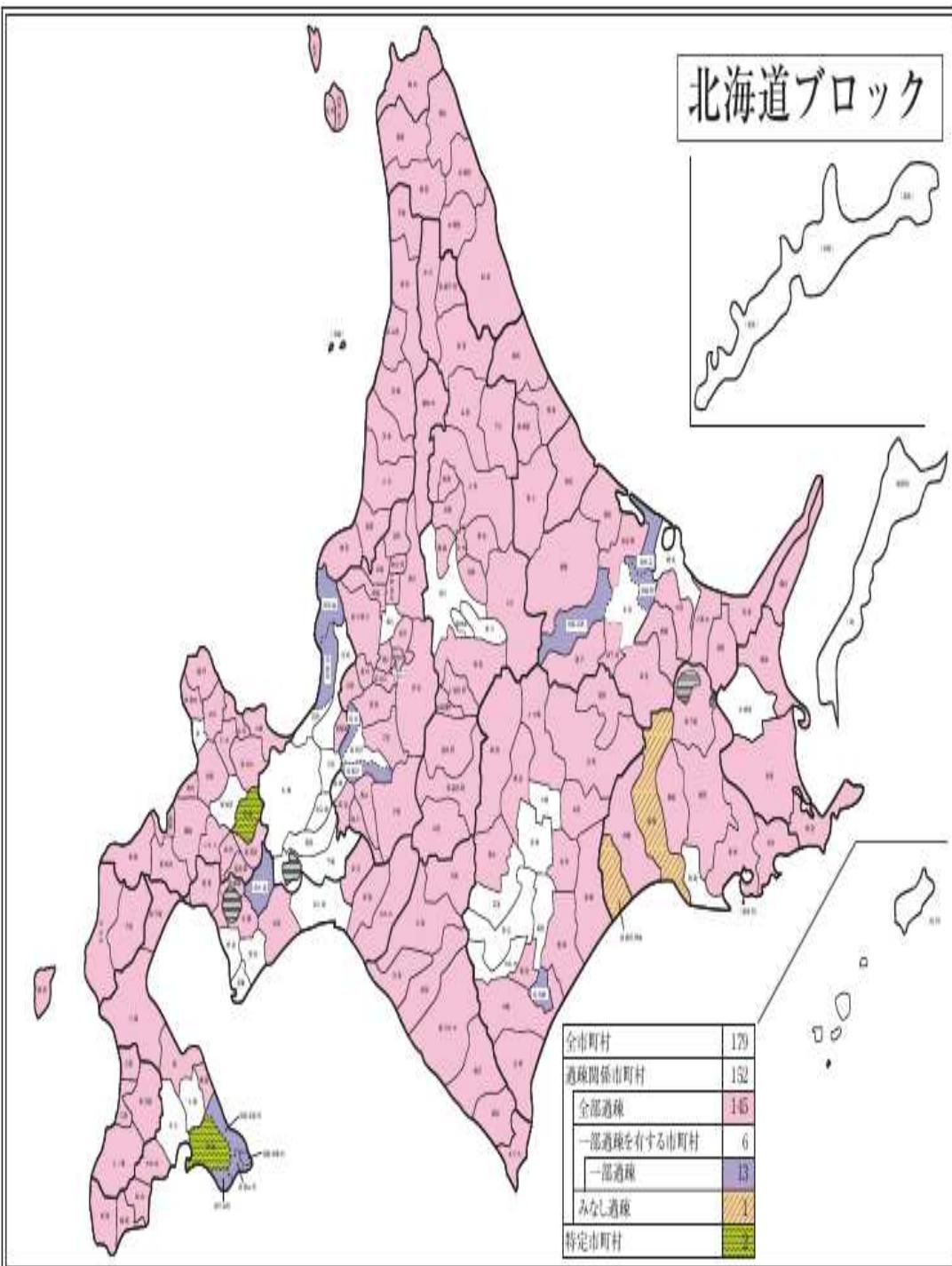
<観光> 観光入込客数 27,918人(令和元年度)

日本全図

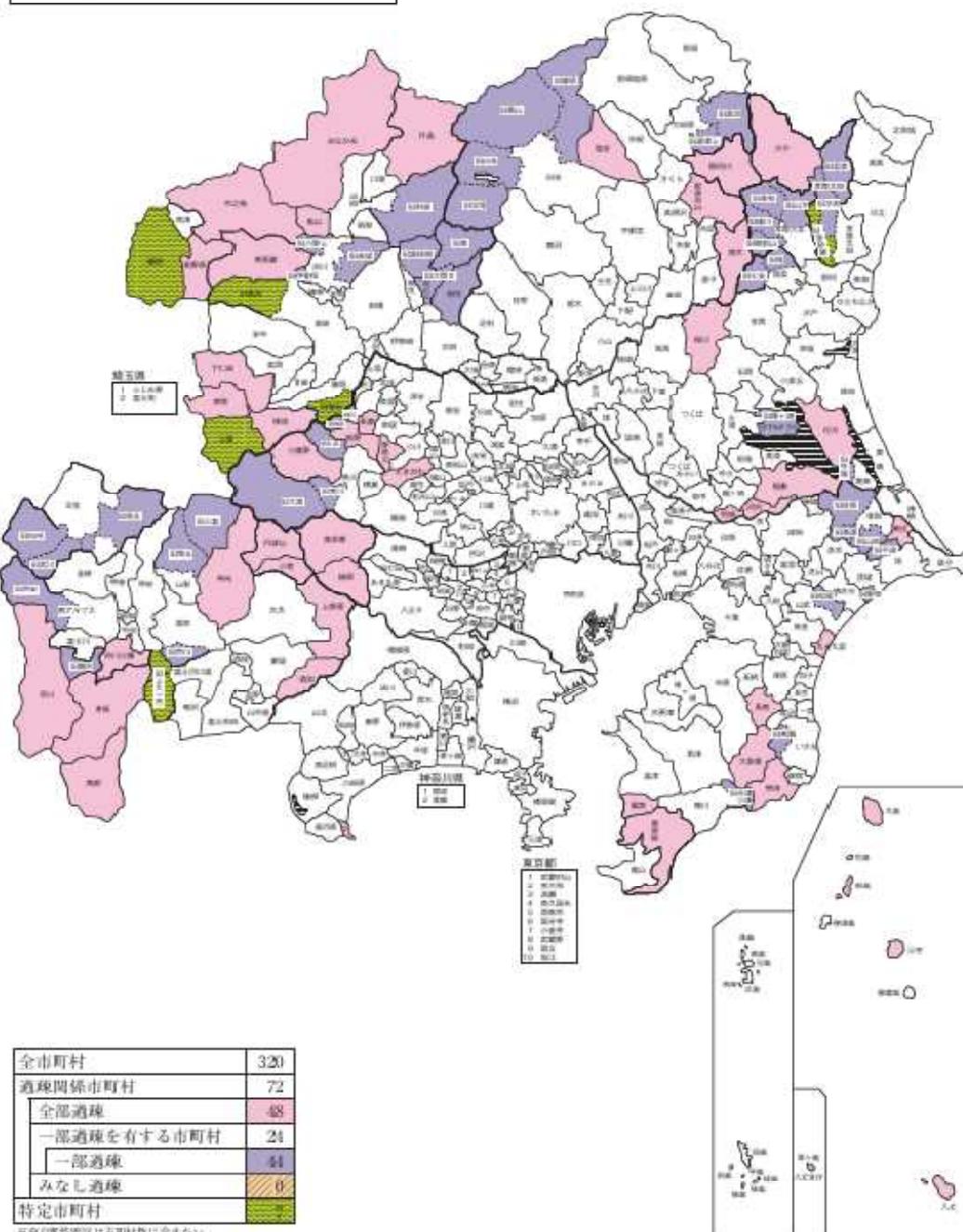


全市町村	1718
過疎関係市町村	885
全部過疎	713
一部過疎を有する市町村	158
一部過疎	353
みなし過疎	14
特定市町村	49

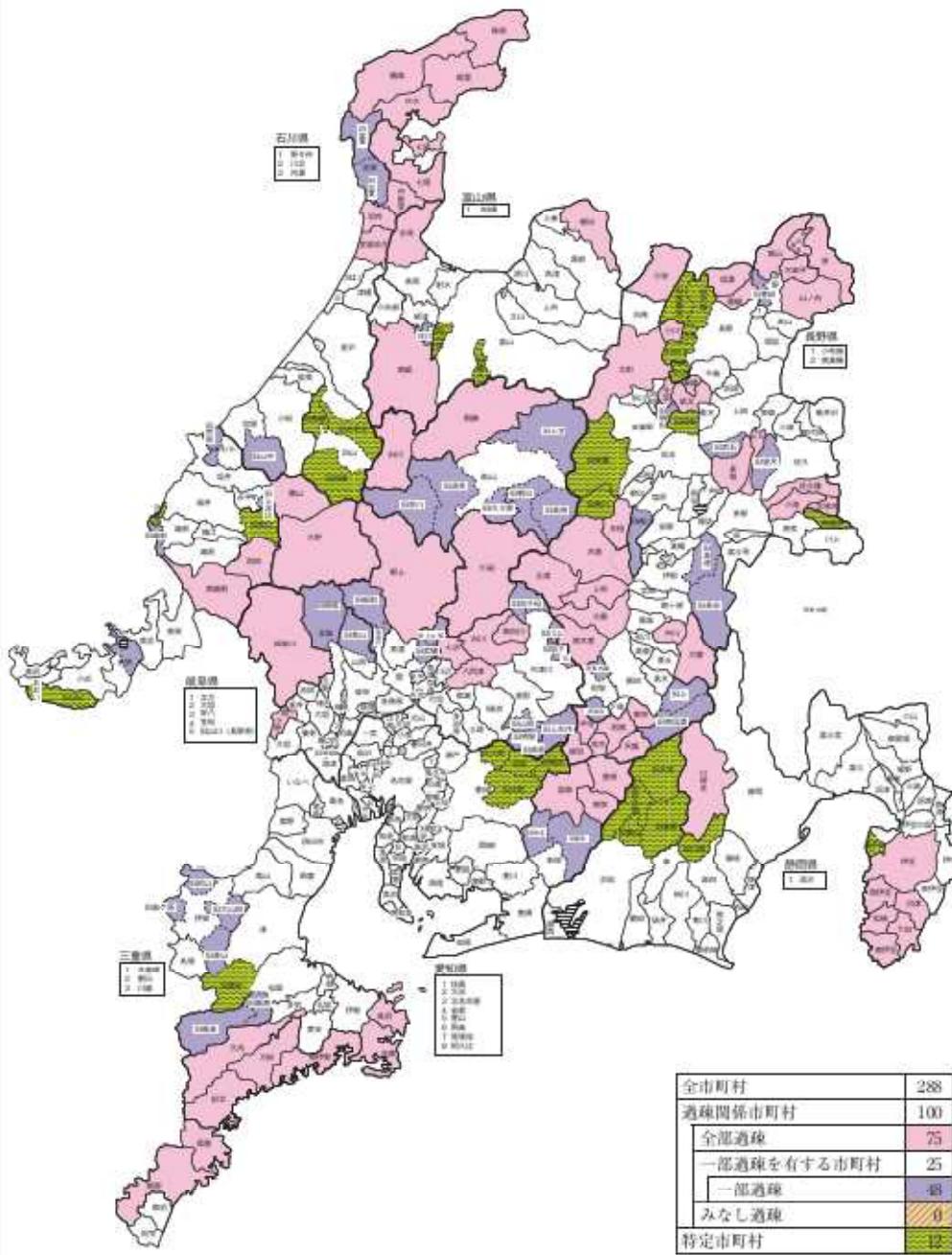
* 東京都特別区は市町村数に含まない。



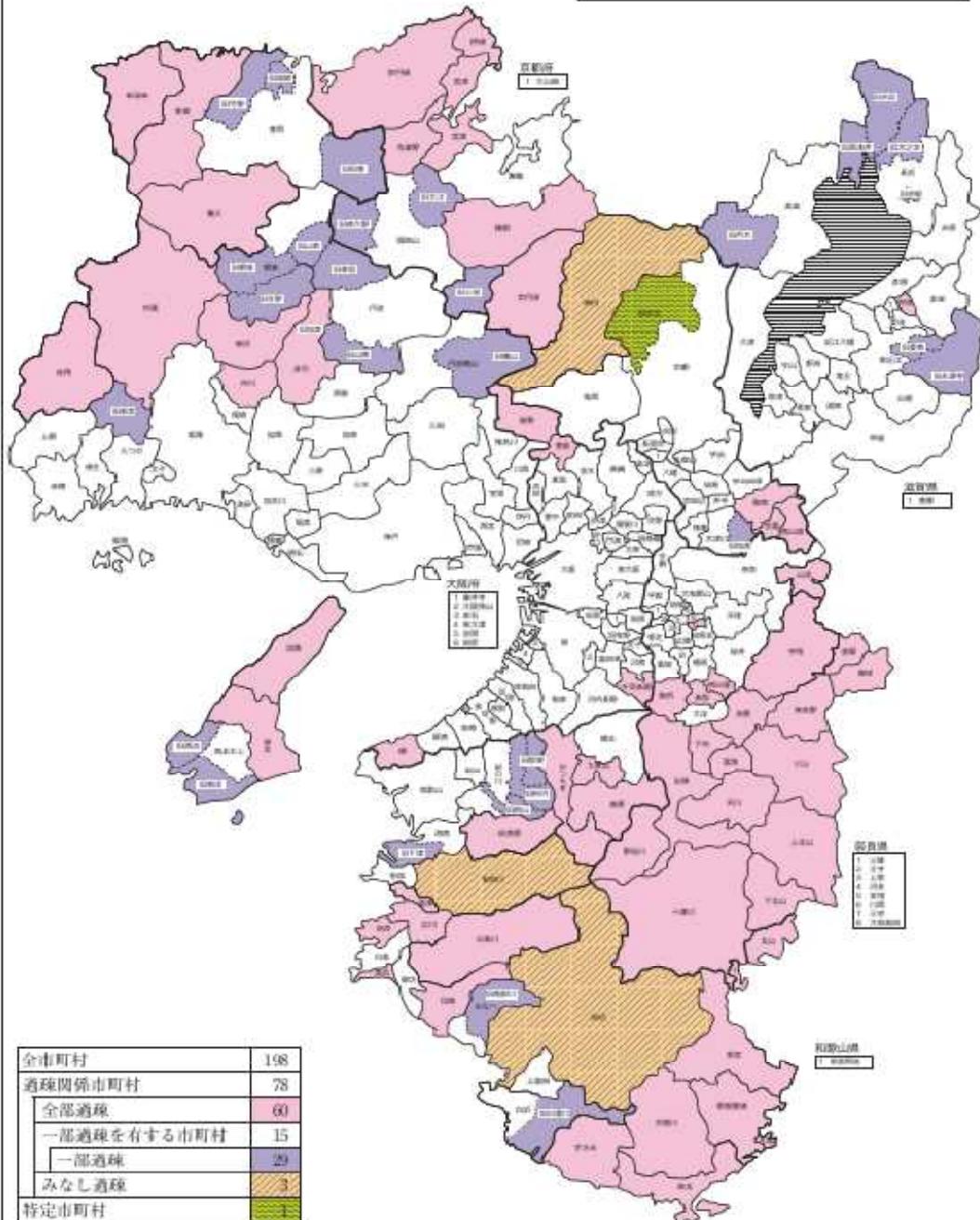
関東ブロック



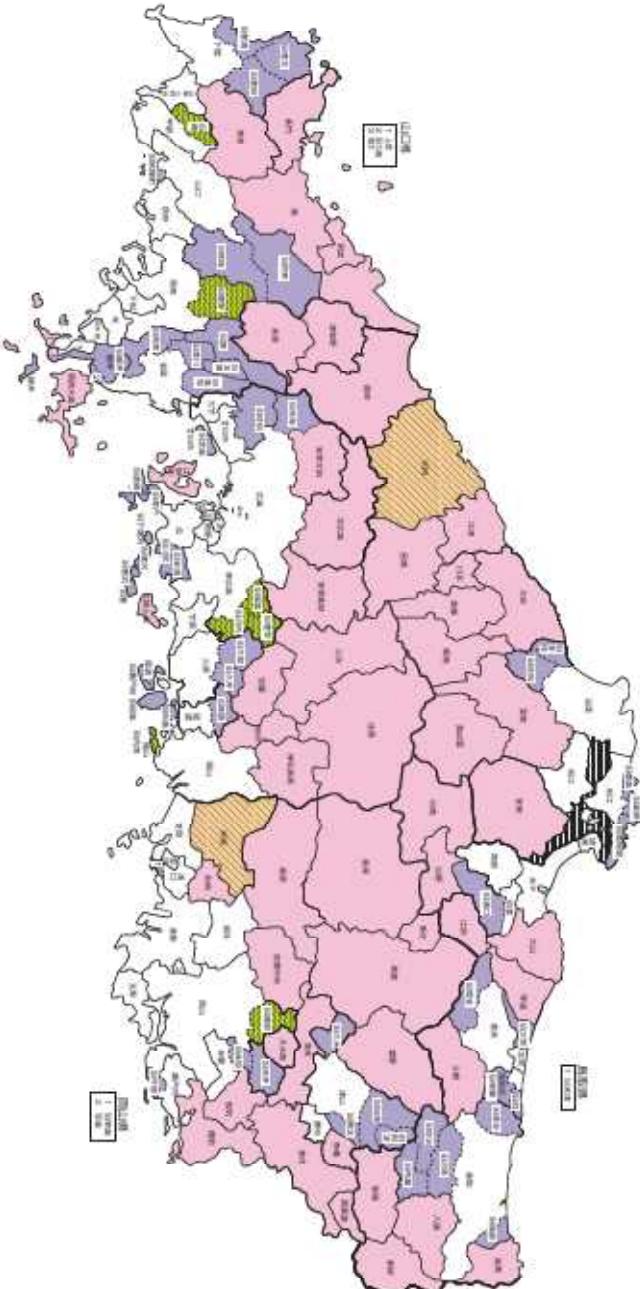
東海・北陸ブロック

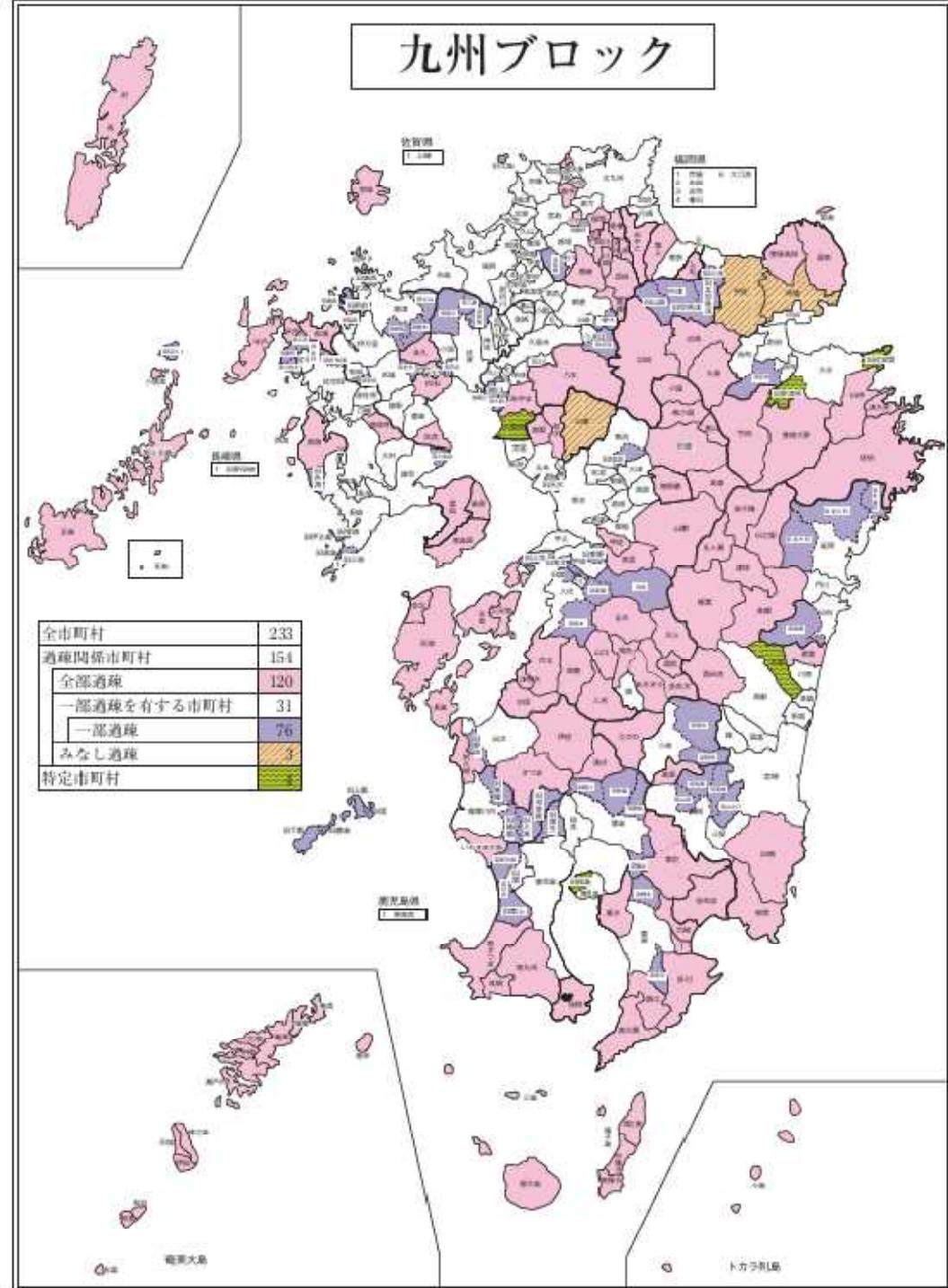
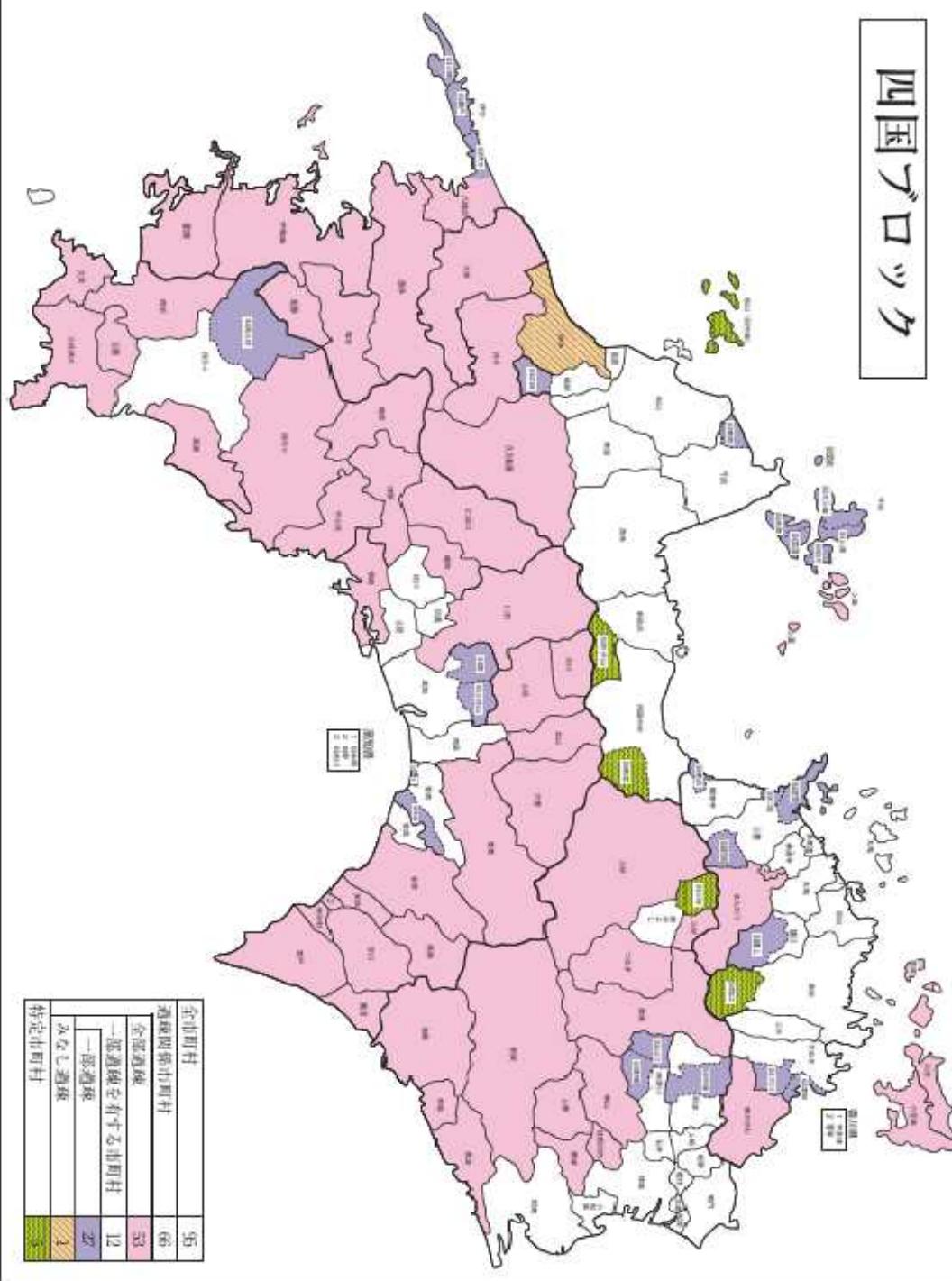


近畿ブロック



中国ブロック





○ 沖縄振興特別措置法施行令の規定に基づき離島を指定した件

沖縄振興開発特別措置法施行令(平成14年政令第102号)第1条の規定に基づき、離島を次のとおり指定する。
(平成14年4月1日内閣府告示第10号)

所在郡市町村名	指 定 離 島 名
島尻郡伊平屋村	伊平屋島、野甫島
島尻郡伊是名村	伊是名島、具志川島、屋那霸島
国頭郡伊江村	伊江島
国頭郡本部町	水納島
中頭郡勝連町	津堅島
島尻郡知念村	久高島
島尻郡粟国村	粟国島
島尻郡渡名喜村	渡名喜島
島尻郡座間味村	座間味島、嘉比島、安慶名敷島、阿嘉島、慶留間島、外地島 安室島、屋嘉比島、久場島
島尻郡渡嘉敷村	渡嘉敷島、前島、黒島、儀志布島、離島
島尻郡久米島町	久米島、奥武島、オーハ島、硫黄島
島尻郡北大東村	北大東島
島尻郡南大東村	南大東島
平良市	池間島、大神島
宮古郡下地町	来間島
宮古郡伊良部町	伊良部島、下地島
宮古郡多良間村	多良間島、水納島
石垣市	小島
八重山郡竹富町	竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島 (上地)、新城島(下地)、波照間島、嘉弥真島、外離島、内離島
八重山郡与那国町	与那国島

※平成17年3月25日に公布された内閣府告示第28号により、国頭郡今帰仁村の古宇利島は削除された。(平成17年4月1日から施行)

注) 市町村合併により、現在表中の「中頭郡勝連町」は「うるま市(H17.4.1)」、「島尻郡知念村」は「南城市(H18.1.1)」、「平良市・宮古郡下地町・宮古郡伊良部町」は「宮古島市(H17.10.1)」となっている。

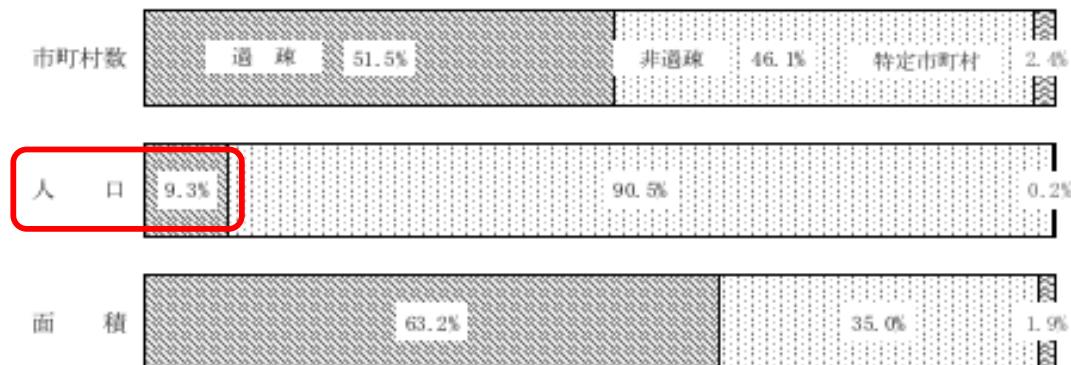
- 特別地域施術所数(1,745)の約97%を占めている過疎地域特措法(該当の施術所数(1,678))の総務省HPによると、過疎地域の人口は、全人口の9.3%。

2. 過疎地域の概況

(過疎地域は国土の約6割、市町村数の半数近くを占める多様な地域)

過疎地域の人口は全国の9.3%を占めるに過ぎないが、市町村数では半数近く、面積では国土の約6割を占めている。

図表1 市町村数、人口、面積



(単位: 団体、人、㎢、%)

区分	市町村	人口	面積
過疎地域	885 (51.5)	11,668,630 (9.3)	238,675 (63.2)
非過疎地域	793 (46.1)	114,185,350 (90.5)	132,110 (34.9)
(非過疎地域のうち B3年度卒業団体)	41 (2.4)	292,119 (0.2)	7,191 (1.9)
全 国	1,719 (100.0)	126,146,099 (100.0)	377,976 (100.0)

(備考) 1 市町村数は令和4年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

2 人口は令和2年国勢調査による。一部過疎地域を含む。

3 面積は令和2年国勢調査による。一部過疎地域を含む。

4 東京都特別区は1団体とみなす。

5 () は構成割合である。

参考資料

(3) 往療料の見直し及び訪問施術料（仮）の創設 関係

「往療料」と「訪問施術料(仮)」の整理(案) (あはき療養費)

令和5年12月1日あはき療養費
検討専門委員会資料

保険医療機関への受診により、同意書の交付。
※保険医の診察に基づき、施術(あはき)が必要と判断



I. 通所

施術所で同意に基づく施術(あはき)を実施。

算定: 《施術料》



II. 訪問

※患家の求めあり。
患者(自宅・施設等)で同意に基づく施術(あはき)を実施。
※はり・きゅうにおいて、同意されている疾病以外での患者の状況の変化(例えば、転倒による骨折・捻挫のため)により通所困難となった場合を含む。

算定: 《訪問施術料(仮)》

支給要件(訪問施術料(仮)) (案)

- ①通所して治療を受けることが困難であること (案)
- ②患家の求めがあること (案)
- ③治療上真に必要があること(定期的ないし計画的に患者へ訪問する場合) (案)

(A)

III. 往療

※施術(あはき)の管理下の患者に、「突発的」な往療が必要となる状況が発生したため、往療による施術(あはき)を実施。

「突発的な往療が必要となる場合」は、医師の同意書又は診断書の交付を受け、はり・きゅう療養費を受療中の患者について、突発的な往療による鍼灸施術が必要となる場合に限定。(案)

算定: 《施術料+往療料》

※患家の求めにおける「突発的」な往療が必要となる状況から、施術(あはき)による施術に当たらない場合は、速やかに担当保険医へ連絡(患者から突発的な往療の求めがあつた状況を含め、経過報告)、当該患者へ保険医療機関への受診を依頼。

支給要件(往療料)

- ①通所して治療を受けることが困難であること
- ②患家の求めがあること
- ③治療上真に必要があること(「突発的」に患者へ往療が必要な場合) (案)

当該、突発的な往療を必要とした「症状が治まった」と判断した場合

転帰が(治癒・中止・転医)の場合

継続した施術が必要な場合

I. 通所又は II. 訪問による施術へ

(A)

当該、突発的な往療を必要とした「症状が治まらない」と判断した場合

担当保険医へ連絡(突発的な往療が必要となった状況を含め、経過報告)、
当該患者へ保険医療機関への受診を依頼

当該患者が保険医療機関へ受診した結果により同意書の交付があれば
I. 通所又は II. 訪問による施術へ

(A)

- 「往療料」 ……①通所して治療を受けることが困難(歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等がある)であること、②患家の求めがあること、③治療上真に必要があること(定期的・計画的に行う場合を含む。)の3要件を満たしている場合に算定が可能。

(留意事項通知 別添1第5章の2(あん摩マッサージ指圧)、第2第5章の2(はり・きゅう)、H28.10.19疑義解釈資料問1)

- ◎ あはき療養費の「往療料」については、医科の「往診料」にみられる、算定可能とする「可及的速やかに患家に赴き診療を行った場合」と、反して算定を不可とする「定期的ないし計画的に患家に赴いて診療を行った場合」をまとめて不透明な概念で整理してきた。

今後、平成30年4月23日付の報告書に基づき、「施術所があるか出張専門かを問わず、往療料を見直す」にあたっては、これまでの不透明な概念ではなく、「往療料」は「①通所して治療を受けることが困難(歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等がある)であること、②患家の求めがあること、③治療上真に必要があること」として要件を再整理し、③の要件について、定期的ないし計画的な往療により施術を行う場合は、「患家への訪問(訪問料(仮))」として区分整理し、その取扱いを明確にするよう、料金の在り方を見直すとしてはどうか。

《参考(医科「診療報酬点数表に関する事項(※留意事項通知)」)》

- 「往診料」 ……Ex. C000 往診料

(1) 往診料は、患者又は家族等患者の看護等に当たる者が、保険医療機関に対し電話等で直接往診を求め、当該保険医療機関の医師が往診の必要性を認めた場合に、可及的速やかに患家に赴き診療を行った場合に算定できるものであり、定期的ないし計画的に患家又は他の保険医療機関に赴いて診療を行った場合には算定できない。

- 「訪問」 …… Ex. C001 在宅患者訪問診療料(I)

(1) 在宅患者訪問診療料(I)は、在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者に対して、患者の入居する有料老人ホーム等に併設される保険医療機関以外の保険医療機関が定期的に訪問して診療を行った場合の評価であり、継続的な診療の必要なない者や通院が可能な者に対して安易に算定してはならない。例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができる者などは、通院は容易であると考えられるため、在宅患者訪問診療料(I)は算定できない。なお、訪問診療を行っておらず外来受診が可能な患者には、外来において区分番号「A001」再診料の「注12」地域包括診療加算又は区分番号「B001-2-9」地域包括診療料が算定可能である。

(参考) 現行の往療料と往診料、在宅患者訪問診療料について（あはき療養費）

令和5年7月14日あはき療養費
検討専門委員会資料

	あはき療養費（往療料）	医科（往診料）	医科（在宅患者訪問診療料Ⅰ）1	医科（在宅患者訪問診療料Ⅰ）2
算定要件 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給。 ●治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、支給できない。 【留意事項通知】 	<ul style="list-style-type: none"> ●患者又は家族等患者の看護等に当たる者の直接の往診の求めに応じて、可及的速やかに患家に赴き診療を行った場合に算定可。 【留意事項通知】 <p style="text-align: right;">720点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅で療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者に対して、患者の入所する有料老人ホーム等に併設される保険医療機関以外の保険医療機関が定期的に訪問して診療を行った場合に算定可。 【留意事項通知】 <p style="text-align: center;">イ 同一建物居住者以外の場合 888点 ロ 同一建物居住者の場合 213点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅で療養を行っている患者であって、通院による療養が困難な者に対して、患者の同意を得て、計画的な医学管理のもと訪問診療を行っている保険医が属する他の保険医療機関の求めを受けて、求められた傷病に対して訪問診療を行った場合に算定可。 【留意事項通知】 <p style="text-align: center;">イ 同一建物居住者以外の場合 884点 ロ 同一建物居住者の場合 187点</p>
計画性	<ul style="list-style-type: none"> ●治療上真に必要があると認められる場合(定期的・計画的に行う場合を含む。)に支給。 【留意事項通知】 	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的又は計画的に行われた往診の場合は算定できない。 【留意事項通知】 	<ul style="list-style-type: none"> ●患者又は家族の同意の上、計画的な医学管理の下に定期的に行われる必要がある。 ●定期的・計画的な訪問診療を行っている期間における緊急の場合の往診の費用の算定は、在宅患者訪問診療料（Ⅰ）は算定せず、往療料及び再診料又は外来診療料を算定する。 【留意事項通知】 	
移動距離・ 移動時間	<ul style="list-style-type: none"> ●片道16kmを超える往療は原則、対象外。 【留意事項通知】 ●4km超の距離加算あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ●片道16kmを超える往診は原則、対象外。 【留意事項通知】 ●特定の地域において特殊の事情がある場合、距離や移動時間に応じた加算あり。 		
医師の同意	<ul style="list-style-type: none"> ●あん摩マッサージ指圧のみ、医師の往療に関する同意が必要 【留意事項通知】 			
回数制限	<ul style="list-style-type: none"> ●回数制限なし 	—	<ul style="list-style-type: none"> ●末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める疾患等の患者を除き週3回を限度に算定する ●また、急性増悪、終末期等により一時に週4回以上の必要が認められた場合は、上記規定にかかわらず1月1回に限り診療日から14日以内について14日を限度として算定可。 【留意事項通知】 	<ul style="list-style-type: none"> ●「2」は求めがあった日を含む月から6月を限度として月1回。 【留意事項通知】
同一建物	<ul style="list-style-type: none"> ●同一の建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物。介護老人福祉施設等を含む。)で複数の患者を同一日に施術した場合は、別々に支給できない。 【留意事項通知】 <p>※施設の形態から、当該施設全体を同一家屋とみなすことが適当か個別に判断。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●同一の患家又は有料老人ホーム等であって、その形態から当該ホーム全体を同一の患家とみなすことが適当であるものにおいて、2人以上の患者を診療した場合は、2人目以降の患者については往診料を算定しない。 【留意事項通知】 	<ul style="list-style-type: none"> ●同一の建築物(建築基準法に規定する建築物。)居住者に対して同一日に訪問診療を行う場合に患者1人につき「ロ 同一建物居住者の場合」を算定する。 ●同一建物に居住する患者1人のみに訪問診療を行う場合は「イ 同一建物居住者以外の場合」を算定する。 【留意事項通知】 	

「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の見直しについて」 H29.3.27 第15回 あはき療養費検討専門委員会資料「あー1」

2. 不正対策

(4) 往療

- 往療の不正を減らすため、支給申請書等の書類で、個人情報に配慮しつつ、同一日同一建物に往療したことが分かるようにするとともに、施術者や往療の起点の場所、施術した場所が分かるように、見直しを行い、統一を図るべきである。
- また、施術料よりも往療料が多い現状を見直すとともに、施術料と往療料の包括化を検討すべきである。

「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」 H30.4.23 第20回 あはき療養費検討専門委員会資料「あー1」

4. 往療 一括粋一

(1) 支給申請書等の書類の見直し

- ・ なお、出張専門で行っている施術者で、（中略）様式の見直しにより、往療の起点と施術の場所が明確に分かるようとする。

また、出張専門で行っている施術者の往療料の見直しを行うべきとの指摘があったが、現状では、施術所がある者が約85%、出張専門の者が15%となっているが、施術所がある者の約78%も、施術の全部が往療となっており、実質出張専門と同様となっている。また、あん摩マッサージ指圧師については、過去から出張専門で施術を行っている者がいるという経緯にも配慮が必要である。まずは、(2)のとおり、施術所があるか出張専門かを問わず、往療料を見直すこととする。

(2) 往療料の見直し

- ・ 現状の、施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す改定を行う。
- ・ また、距離加算については、医科については平成4年に廃止されているとともに、訪問看護については昭和63年の創設当初から設けられていない。

このため、現在の交通事情や、他の訪問で行うものの報酬を踏まえ、まずは30年改定において、距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていくこととし、さらに、その実施状況をみながら、激変緩和にも配慮しつつ、原則平成32年改定までに、距離加算の廃止や施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入について検討し、結論を得る。

- ・ 距離加算を廃止する際や訪問施術制度を導入する際には、他の制度も参考に離島や中山間地等の地域に係る加算について検討する。(1)の往療内訳表についても見直しを行う。さらに、同一日、同一建物での施術の場合の料金のあり方にについて検討する。

往療料の支給要件

次の3つの要件を満たしている場合に支給できる

- ① 通所して治療を受けることが困難であること
- ② 患家の求めがあること
- ③ 治療上真に必要があること

【留意事項通知】

別添2 第5章 往療料 (※はり・きゅう療養費の場合、別添1 第6章 往療料)

- 1 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。
- 2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合(定期的・計画的に行う場合を含む。)に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

(同一日・同一建物) (※はり・きゅう療養費の場合、別添1 第6章 往療料の6)

- 7 同一の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。)に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できること。ただし、やむを得ない理由があって、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。

【疑義解釈資料】 H24.2.13事務連絡(最終改正H30.10.1) 別添2 問21 (※はり・きゅう療養費の場合、別添1 問21)

(問21)「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等」とは、どのような理由を指すのか。

(答) 疾病や負傷のため自宅で静養している場合等、外出等が制限されている状況をいうものであり、例えば、循環器系疾患のため在家療養中で医師の指示等により外出等が制限されている場合に認められる。したがって、単に施術所に赴くことが面倒である等の自己都合による理由は療養費の支給対象とならない。また、全盲の患者や認知症の患者等、歩行は可能であっても、患者自身での行動が著しく制限されるような場合は、保険者等において通所できない状況等を個々に判断されたい。(留意事項通知別添2第5章の1(※はり・きゅう療養費の場合、留意事項通知別添1第6章の1))

【疑義解釈資料】H24.2.13事務連絡 別添2 問24 (※はり・きゅう療養費の場合、別添1 問24)

(問24)「定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できること」の「定期的若しくは計画的」とは、どのようなものを指すのか。

(答) 「定期的若しくは計画的」とは、往療の認められる対象患者からの要請がない状況において、患家に赴いて施術を行った場合等をいう。定期的若しくは計画的に該当か否かは、「患家の求め」の状況により判断されたい。(留意事項通知別添2第5章の2(※はり・きゅう療養費の場合、留意事項通知別添1第6章の2))

【疑義解釈資料】H28.10.19事務連絡 別添2 問1 (※はり・きゅう療養費の場合、別添1 問1)

(問1)平成28年10月1日からの留意事項の改正で、往療料の支給要件の一つである、治療上真に必要があると認められる場合中に、「定期的・計画的に行う場合を含む。」ことが明記されたが、取扱いに変更があったのか。

(答) 従前から、往療料は、①通所して治療を受けることが困難であること、②患家の求めがあること、③治療上真に必要があること、の3つの要件を満たしている場合に支給できるものとされており、通所して治療を受けることが困難な患者に対して、患家の求めがあって、治療上真に必要があると認められる場合に定期的・計画的に行う往療については、これまで往療料の支給対象としていたところである。今回の改正は、留意事項にこれを明記することで、この取扱いを改めて明確にしたものである。また、治療上真に必要があると認められない場合の往療や、単に患家の求めに応じた場合の往療、患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合の往療については、往療料の支給対象外であることを明確にし、併せて周知することとしたものであり、これにより従前の取扱いに変更があったわけではない。(留意事項通知別添2第5章の2)(※はり・きゅう療養費の場合、留意事項通知別添1第6章の2))

【疑義解釈資料】 H24.2.13事務連絡(最終改正H30.10.1) 別添2 問25 (※はり・きゅう療養費の場合、別添1 問25)

(問25) 往療の距離の算定において、「直線距離による支給が実態に比べ著しく不合理と考えられる場合は、合理的な方法により算出した距離によって差し支えないこと。」とあるが、「直線距離による支給が実態に比べ著しく不合理と考えられる場合」とは、どのような状態を指すのか。

(答) 施術所の所在地から患家の所在地までの間に大きく迂回しなければならない場所や難所がある場合等、直線距離により算定することが著しく不合理であることをいい、例えば、離島に出向いて施術を行う場合の往療料を直線距離で算定した場合、直線距離と実行程距離(船着き場を経由して離島へ到着するまでの距離)の間に大きな差が生じるため、このような場合は、保険者判断として実行程の算定も可とするものである。(留意事項通知別添2第5章の5(※はり・きゅう療養費の場合、留意事項通知別添1第6章の4))

【疑義解釈資料】 H24.2.13事務連絡(最終改正H30.10.1) 別添2 問27 (※はり・きゅう療養費の場合、別添1 問27)

(問27) 片道16kmを超える往療は、往療を必要とする絶対的な理由が必要であるが、「絶対的な理由」とは、どのような理由を指すのか。

(答) 「絶対的な理由」の例としては、患家の所在地から片道16km以内に保険医療機関や施術所が存在せず、当該患家の所在地に最も近い施術所からの往療を受けざるを得ない事情が存在するなどがあげられる。(留意事項通知別添2第5章の6(※はり・きゅう療養費の場合、留意事項通知別添1第6章の5))

参考資料

(4) 料金包括化の推進 関係

- 「施術部位数に応じた報酬」が施術部位数を多くする方向に影響している可能性がある。
- マッサージとは別で算定されていた変形徒手矯正術について、令和2年12月の施術分からマッサージと併施した場合の加算という位置づけに変更したことにより、マッサージの平均部位数を多くしている要因となっている可能性がある。

【あん摩マッサージ指圧】(最大で5部位)

令和5年10月分	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	平均部位数
令和2年	16.2%	5.8%	18.7%	5.3%	54.0%	3.75
令和3年	1.1%	4.3%	15.2%	6.1%	73.4%	4.46
令和4年	0.9%	3.8%	14.2%	5.5%	75.6%	4.51
令和5年	0.9%	3.8%	15.2%	7.2%	72.9%	4.47

【変形徒手矯正術】(最大で4肢)

令和5年10月分	1肢	2肢	3肢	4肢	平均部位数
令和2年	3.7%	29.0%	5.1%	62.2%	3.26
令和3年	3.0%	27.8%	5.4%	63.8%	3.30
令和4年	2.5%	27.5%	5.4%	64.6%	3.32
令和5年	2.6%	28.8%	5.9%	62.7%	3.29

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和2年から令和5年までの各年10月分を基に分析)

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 ・ 国民健康保険 1／5 ・ 後期高齢者医療制度 1／10

※「平均部位数」は、延べ施術部位数を、対象の支給申請書件数により除した数

- 各制度とも、マッサージの約7割が最大5部位、変形徒手矯正術の約6割が最大4肢の施術である。

【あん摩マッサージ指圧】(最大で5部位)

令和5年10月分	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	平均部位数
全国健康保険協会 管掌健康保険(被保険者)	1.3%	6.2%	17.4%	6.1%	69.0%	4.35
全国健康保険協会 管掌健康保険(被扶養者)	1.0%	6.3%	13.8%	5.9%	73.0%	4.44
国民健康保険	0.9%	3.6%	14.9%	6.9%	73.6%	4.49
後期高齢者医療制度	0.9%	3.7%	15.2%	7.3%	72.8%	4.47
合 計	0.9%	3.8%	15.2%	7.2%	72.9%	4.47

【変形徒手矯正術】(最大で4肢)

令和5年10月分	1肢	2肢	3肢	4肢	平均部位数
全国健康保険協会 管掌健康保険(被保険者)	5.9%	33.8%	5.6%	54.7%	3.09
全国健康保険協会 管掌健康保険(被扶養者)	4.2%	37.5%	3.9%	54.4%	3.09
国民健康保険	3.1%	27.6%	6.1%	63.2%	3.29
後期高齢者医療制度	2.4%	28.7%	5.9%	63.0%	3.30
合 計	2.6%	28.8%	5.9%	62.7%	3.29

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和2年から令和5年までの各年10月分を基に分析)

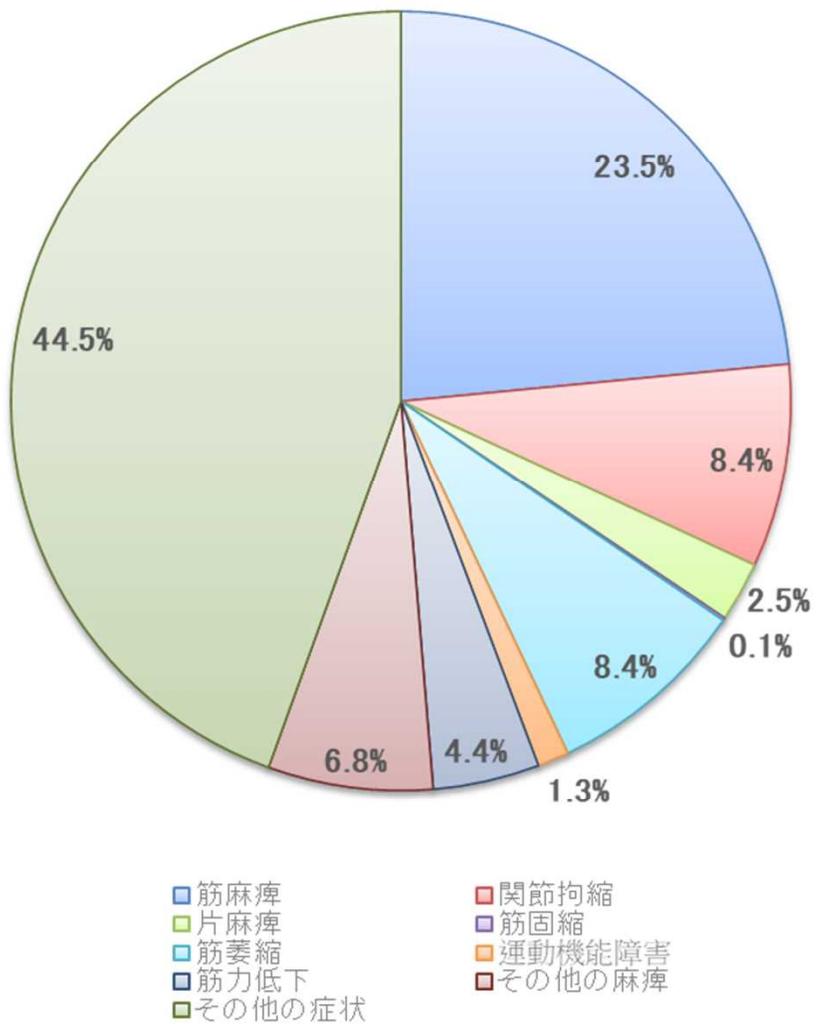
・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

※「平均部位数」は、延べ施術部位数を、対象の支給申請書件数により除した数

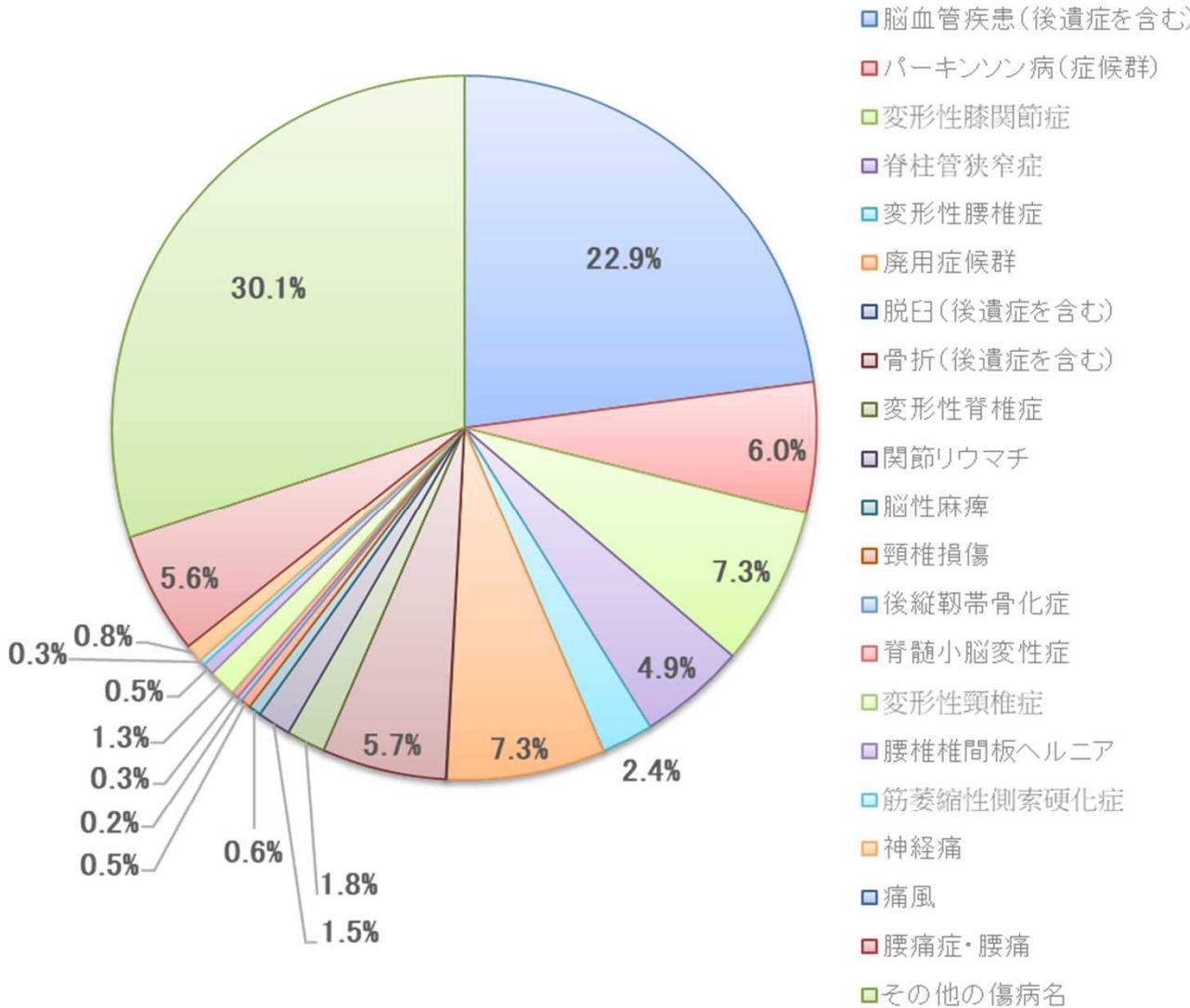
あん摩マッサージ指圧療養費の症状別・傷病名別の患者割合

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

症状別割合



傷病名別割合



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

- ・全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・国民健康保険 1/5
- ・後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費の症状別・傷病名別の患者割合(あん摩マッサージ指圧)

症状別割合(あん摩マッサージ指圧)

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

令和5年10月	患者割合 (%)						平均 (部位数)	
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		
症状	筋麻痺	23.5%	0.0%	0.6%	1.3%	1.6%	20.0%	4.74
	関節拘縮	8.4%	0.1%	0.6%	1.2%	0.7%	5.9%	4.39
	片麻痺	2.5%	0.0%	0.2%	0.4%	0.3%	1.7%	4.37
	筋固縮	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	5.00
	筋萎縮	8.4%	0.0%	0.5%	0.7%	0.0%	7.1%	4.63
	運動機能障害	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.9%	4.67
	筋力低下	4.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	3.9%	4.84
	その他の麻痺	6.8%	0.0%	1.1%	0.9%	0.2%	4.6%	4.22
	その他の症状	44.5%	0.3%	3.1%	6.1%	4.5%	30.5%	4.39
	合計	100.0%	0.4%	6.0%	10.8%	7.9%	74.8%	4.51

傷病名別割合(あん摩マッサージ指圧)

疾病名	令和5年10月 患者割合 (%)						平均 (部位数)
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
脳血管疾患(後遺症を含む)	22.9%	0.2%	0.8%	3.2%	2.2%	16.5%	4.48
パーキンソン病(症候群)	6.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.6%	5.1%	4.77
変形性膝関節症	7.3%	0.1%	0.6%	1.5%	0.3%	4.8%	4.26
脊柱管狭窄症	4.9%	0.0%	0.1%	1.5%	0.2%	3.0%	4.26
変形性腰椎症	2.4%	0.1%	0.2%	0.7%	0.0%	1.4%	4.10
廃用症候群	7.3%	0.1%	0.2%	0.9%	0.6%	5.5%	4.56
脱臼(後遺症を含む)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.23
骨折(後遺症を含む)	5.7%	0.2%	0.4%	1.3%	0.5%	3.2%	4.07
変形性脊椎症	1.8%	0.1%	0.0%	0.5%	0.1%	1.2%	4.34
関節リウマチ	1.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	1.3%	4.80
脳性麻痺	0.6%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	4.56
頸椎損傷	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	4.83
後縦靭帯骨化症	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	4.57
脊髄小脳変性症	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	4.91
変形性頸椎症	1.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	1.1%	4.68
腰椎椎間板ヘルニア	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	4.77
筋萎縮性側索硬化症	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	4.79
神経痛	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.6%	4.65
痛風	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
腰痛症・腰痛	5.6%	0.2%	0.1%	1.4%	0.2%	3.8%	4.30
その他の傷病名	30.1%	0.1%	0.8%	4.2%	1.9%	23.0%	4.56
合計	100.0%	1.0%	3.4%	15.9%	7.1%	72.6%	4.47

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 · 国民健康保険

1／5 · 後期高齢者医療制度

1／10

あん摩マッサージ指圧療養費の症状別・傷病名別の患者割合(変形徒手矯正術)

症状別割合(変形徒手矯正術)

令和5年10月	患者割合 (%)					平均 (部位数)	
		1肢	2肢	3肢	4肢		
症状	筋麻痺	27.0%	0.1%	7.1%	2.7%	17.1%	3.36
	関節拘縮	13.8%	0.1%	4.2%	0.0%	9.5%	3.37
	片麻痺	3.9%	0.0%	0.6%	0.6%	2.8%	3.56
	筋固縮	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
	筋萎縮	6.2%	0.0%	1.2%	1.2%	3.8%	3.43
	運動機能障害	1.2%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	2.07
	筋力低下	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	3.97
	その他の麻痺	9.6%	0.0%	1.9%	1.0%	6.7%	3.51
	その他の症状	36.9%	2.1%	9.9%	0.0%	24.8%	3.29
	合計	100.0%	2.3%	25.9%	5.5%	66.3%	3.36

傷病名別割合(変形徒手矯正術)

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

令和5年10月	患者割合 (%)					平均 (部位数)	
		1肢	2肢	3肢	4肢		
疾病名	脳血管疾患(後遺症を含む)	21.9%	1.0%	7.4%	1.7%	11.8%	3.11
	パーキンソン病(症候群)	6.5%	0.2%	0.9%	0.1%	5.2%	3.61
	変形性膝関節症	7.8%	0.0%	2.7%	0.5%	4.7%	3.25
	脊柱管狭窄症	5.0%	0.2%	2.6%	0.1%	2.1%	2.79
	変形性腰椎症	2.1%	0.0%	0.8%	0.0%	1.2%	3.19
	廃用症候群	9.1%	0.1%	1.6%	0.3%	7.1%	3.58
	脱臼(後遺症を含む)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
	骨折(後遺症を含む)	6.9%	0.2%	2.1%	0.1%	4.4%	3.27
	変形性脊椎症	1.4%	0.0%	0.5%	0.0%	0.9%	3.24
	関節リウマチ	2.2%	0.0%	0.1%	0.0%	2.0%	3.82
	脳性麻痺	0.7%	0.0%	0.1%	0.0%	0.5%	3.51
	頸椎損傷	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	3.72
	後縦靭帯骨化症	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.00
	脊髄小脳変性症	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.00
	変形性頸椎症	1.5%	0.0%	0.3%	0.0%	1.2%	3.59
	腰椎椎間板ヘルニア	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	2.25
	筋萎縮性側索硬化症	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	3.83
	神経痛	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	3.80
	痛風	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
	腰痛症・腰痛	3.3%	0.0%	0.9%	0.0%	2.4%	3.45
	その他の傷病名	30.3%	0.7%	9.0%	2.8%	17.8%	3.24
	合計	100.0%	2.5%	29.4%	5.9%	62.1%	3.28

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 · 国民健康保険

1／5 · 後期高齢者医療制度

1／10

**あん摩マッサージ指圧療養費の症状別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(あん摩マッサージ指圧)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

症状別割合①(あん摩マッサージ指圧)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)					平均 (部位数)	
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		
症状	筋麻痺	23.5%	0.0%	0.6%	1.3%	1.6%	20.0%	4.74
		1~12ヶ月	0.0%	2.5%	5.0%	11.2%	81.3%	4.71
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	8.0%	8.0%	83.9%	4.76
		25ヶ月以上	0.0%	3.5%	5.4%	2.3%	88.8%	4.77
	関節拘縮	8.4%	0.1%	0.6%	1.2%	0.7%	5.9%	4.39
		1~12ヶ月	2.1%	7.6%	17.4%	2.2%	70.7%	4.32
		13-24ヶ月	0.0%	74.3%	0.0%	0.0%	25.7%	2.77
		25ヶ月以上	0.1%	0.1%	13.1%	13.0%	73.7%	4.60
	片麻痺	2.5%	0.0%	0.2%	0.4%	0.3%	1.7%	4.37
		1~12ヶ月	0.0%	32.8%	16.8%	9.8%	40.5%	3.58
		13-24ヶ月	0.0%	18.3%	0.0%	0.0%	81.7%	4.45
		25ヶ月以上	0.0%	1.3%	17.0%	11.6%	70.1%	4.51
	筋固縮	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	5.00
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	5.00
	筋萎縮	8.4%	0.0%	0.5%	0.7%	0.0%	7.1%	4.63
		1~12ヶ月	0.0%	11.3%	14.6%	1.0%	73.2%	4.36
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	5.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	98.9%	4.98

令和5年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)					平均 (回数)	
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		
症状	筋麻痺		0.0	7.29	8.74	6.01	7.18	7.19
		1~12ヶ月	0.0	5.04	5.55	4.93	7.37	6.94
		13-24ヶ月	0.0	0.0	8.00	8.00	6.43	6.68
		25ヶ月以上	0.0	8.66	11.67	7.94	7.29	7.59
	関節拘縮		7.06	6.11	5.26	10.81	8.50	8.04
		1~12ヶ月	7.00	4.74	6.90	9.97	10.12	9.09
		13-24ヶ月	0.0	7.29	0.0	0.0	9.55	7.87
		25ヶ月以上	8.00	6.00	3.53	10.93	7.24	7.23
	片麻痺		0.0	7.46	5.70	6.73	7.32	7.02
		1~12ヶ月	0.0	7.45	10.75	5.00	5.26	6.88
		13-24ヶ月	0.0	5.00	0.0	0.0	5.00	5.00
		25ヶ月以上	0.0	11.00	4.79	7.00	7.80	7.24
	筋固縮		0.0	0.0	0.0	0.0	3.00	3.00
		1~12ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	0.0	3.00	3.00
	筋萎縮		0.0	7.95	3.61	10.27	7.75	7.42
		1~12ヶ月	0.0	7.95	3.67	10.27	8.54	7.78
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	6.40	6.40
		25ヶ月以上	0.0	0.0	2.00	0.0	7.28	7.22

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 ・国民健康保険 1／5 ・後期高齢者医療制度 1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行ったまでの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の症状別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(あん摩マッサージ指圧)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

症状別割合②(あん摩マッサージ指圧)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)					平均 (部位数)	
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		
症状	運動機能障害	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.9%	4.67
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	96.3%	4.96
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	47.3%	52.7%	4.53
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	25.5%	74.5%	4.74
	筋力低下	4.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	3.9%	4.84
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	9.8%	1.7%	88.4%	4.79
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	5.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	24.6%	75.4%	4.75
	その他の麻痺	6.8%	0.0%	1.1%	0.9%	0.2%	4.6%	4.22
		1~12ヶ月	0.0%	30.6%	6.1%	0.6%	62.7%	3.95
		13-24ヶ月	0.0%	25.4%	0.7%	15.2%	58.7%	4.07
		25ヶ月以上	1.0%	0.0%	23.7%	0.0%	75.3%	4.49
	その他の症状	44.5%	0.3%	3.1%	6.1%	4.5%	30.5%	4.39
		1~12ヶ月	1.3%	8.6%	15.2%	7.2%	67.7%	4.31
		13-24ヶ月	0.0%	1.2%	9.7%	13.0%	76.1%	4.64
		25ヶ月以上	0.0%	6.7%	12.7%	14.2%	66.4%	4.40
	合計	100.0%	0.4%	6.0%	10.8%	7.9%	74.8%	4.51
		1~12ヶ月	0.8%	8.5%	12.6%	6.4%	71.7%	4.40
		13-24ヶ月	0.0%	4.8%	6.3%	10.6%	78.2%	4.62
		25ヶ月以上	0.1%	3.4%	10.5%	8.8%	77.3%	4.60

令和5年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)					平均 (回数)
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
症状	運動機能障害	0.0	0.0	0.0	3.72	7.71	6.41
		1~12ヶ月	0.0	0.0	0.0	8.00	10.05
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	1.11	8.00
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	8.00	6.85
筋力低下	筋力低下	0.0	0.0	7.00	7.72	6.48	6.58
		1~12ヶ月	0.0	0.0	7.00	4.13	8.03
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	4.52
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	8.39	5.57
その他	その他の麻痺	4.15	6.32	7.71	7.91	7.67	7.45
		1~12ヶ月	0.0	7.43	5.87	6.67	5.42
		13-24ヶ月	0.0	4.00	8.00	8.00	8.86
		25ヶ月以上	4.15	0.0	8.07	0.0	8.69
その他	その他の症状	4.30	7.59	6.37	7.02	7.99	7.62
		1~12ヶ月	4.23	8.18	5.82	8.02	8.36
		13-24ヶ月	0.0	5.35	5.83	4.54	6.87
		25ヶ月以上	9.00	6.29	7.92	7.31	7.97
合計	合計	4.78	7.22	6.45	7.02	7.67	7.44
		1~12ヶ月	5.13	8.20	5.75	7.00	8.21
		13-24ヶ月	0.0	5.52	6.51	5.06	6.63
		25ヶ月以上	6.12	7.09	7.56	8.10	7.70

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 ・国民健康保険 1／5 ・後期高齢者医療制度

1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行ったまでの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の傷病名別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(あん摩マッサージ指圧)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

傷病名別割合① (あん摩マッサージ指圧)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)					平均 (部位数)	
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		
症状	脳血管疾患 (後遺症を含む)	22.9%	0.2%	0.8%	3.2%	2.2%	16.5%	4.48
		1~12ヶ月	1.5%	2.8%	13.3%	10.4%	71.9%	4.48
		13-24ヶ月	1.3%	2.8%	15.3%	11.9%	68.7%	4.44
		25ヶ月以上	0.0%	4.6%	14.1%	8.3%	73.0%	4.50
	パーキンソン病 (症候群)	6.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.6%	5.1%	4.77
		1~12ヶ月	0.0%	1.4%	6.0%	10.3%	82.2%	4.73
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	5.0%	11.8%	83.2%	4.78
		25ヶ月以上	0.4%	0.0%	3.6%	8.1%	87.9%	4.83
	変形性膝関節症	7.3%	0.1%	0.6%	1.5%	0.3%	4.8%	4.26
		1~12ヶ月	0.0%	7.7%	30.8%	4.6%	57.0%	4.11
		13-24ヶ月	4.5%	5.0%	16.0%	2.4%	72.0%	4.33
		25ヶ月以上	0.0%	10.2%	10.3%	6.2%	73.3%	4.43
※	脊柱管狭窄症	4.9%	0.0%	0.1%	1.5%	0.2%	3.0%	4.26
		1~12ヶ月	0.0%	5.9%	34.9%	5.5%	53.7%	4.07
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	27.0%	1.9%	71.0%	4.44
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	25.7%	6.3%	68.0%	4.42
	変形性腰椎症	2.4%	0.1%	0.2%	0.7%	0.0%	1.4%	4.10
		1~12ヶ月	0.2%	3.7%	35.3%	0.1%	60.7%	4.18
		13-24ヶ月	0.0%	12.4%	30.7%	0.0%	56.9%	4.01
		25ヶ月以上	4.7%	7.0%	26.7%	1.8%	59.9%	4.05

令和5年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)					平均 (回数)
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
症状	脳血管疾患 (後遺症を含む)	6.05	8.32	7.37	8.02	7.84	7.80
		1~12ヶ月	6.63	7.28	7.00	7.70	7.82
		13-24ヶ月	4.00	7.98	6.98	7.68	8.34
		25ヶ月以上	0.0	9.06	7.89	8.59	7.70
	パーキンソン病 (症候群)	5.00	8.91	7.32	8.03	7.49	7.54
		1~12ヶ月	0.0	8.91	6.73	10.58	7.33
		13-24ヶ月	0.0	0.0	9.00	4.55	7.66
		25ヶ月以上	5.00	0.0	7.93	5.08	7.66
	変形性膝関節症	11.50	6.61	6.90	7.63	7.79	7.53
		1~12ヶ月	0.0	7.86	6.38	5.66	7.77
		13-24ヶ月	11.50	2.56	7.47	13.00	6.69
		25ヶ月以上	0.0	6.48	8.56	8.40	8.44
※	脊柱管狭窄症	0.0	4.41	6.27	5.49	7.81	7.13
		1~12ヶ月	0.0	4.41	5.55	4.90	7.78
		13-24ヶ月	0.0	0.0	9.15	4.00	5.79
		25ヶ月以上	0.0	0.0	5.86	6.50	9.11
	変形性腰椎症	8.77	8.49	8.06	5.00	8.59	8.39
		1~12ヶ月	4.50	4.00	8.26	5.00	9.88
		13-24ヶ月	0.0	9.00	10.55	0.0	6.97
		25ヶ月以上	8.91	10.33	6.81	5.00	7.94

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 　・国民健康保険 1／5 　・後期高齢者医療制度 1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行ったまでの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の傷病名別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(あん摩マッサージ指圧)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

傷病名別割合② (あん摩マッサージ指圧)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)					平均 (部位数)	
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		
症状	廃用症候群	7.3%	0.1%	0.2%	0.9%	0.6%	5.5%	4.56
		1~12ヶ月	1.2%	1.7%	13.2%	8.2%	75.8%	4.56
		13-24ヶ月	0.0%	3.4%	4.7%	4.9%	87.0%	4.76
		25ヶ月以上	1.3%	5.8%	14.7%	11.3%	66.9%	4.37
	脱臼 (後遺症を含む)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.23
		1~12ヶ月	98.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	1.08
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	5.00
	骨折 (後遺症を含む)	5.7%	0.2%	0.4%	1.3%	0.5%	3.2%	4.07
		1~12ヶ月	2.4%	7.8%	28.5%	3.7%	57.6%	4.06
		13-24ヶ月	0.0%	15.7%	18.5%	20.9%	44.9%	3.95
		25ヶ月以上	7.5%	3.7%	16.1%	15.3%	57.4%	4.11
疾患	変形性脊椎症	1.8%	0.1%	0.0%	0.5%	0.1%	1.2%	4.34
		1~12ヶ月	0.2%	0.0%	33.7%	0.0%	66.1%	4.32
		13-24ヶ月	16.2%	0.0%	6.7%	7.7%	69.5%	4.14
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	25.7%	4.5%	69.9%	4.44
	関節リウマチ	1.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	1.3%	4.80
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	13.7%	13.3%	73.0%	4.59
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	5.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	99.1%	4.99

令和5年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)					平均 (回数)	
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		
症状	廃用症候群		7.29	5.09	6.95	8.14	8.40	8.10
		1~12ヶ月	7.03	4.00	7.50	7.92	8.88	8.52
		13-24ヶ月	0.0	4.00	4.64	6.50	7.14	6.89
		25ヶ月以上	8.00	6.63	6.20	9.27	8.35	8.03
疾患	脱臼 (後遺症を含む)		1.00	0.0	0.0	0.0	4.00	1.18
		1~12ヶ月	1.00	0.0	0.0	0.0	4.00	1.06
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	0.0	4.00	4.00
疾患	骨折 (後遺症を含む)		10.96	7.26	7.46	7.75	7.54	7.65
		1~12ヶ月	11.00	6.93	7.31	5.53	7.39	7.35
		13-24ヶ月	0.0	8.85	7.59	6.65	4.94	6.40
		25ヶ月以上	10.94	6.00	7.85	9.19	8.52	8.60
疾患	変形性脊椎症		9.00	0.0	8.34	6.91	7.50	7.74
		1~12ヶ月	9.00	0.0	8.51	0.0	7.61	7.92
		13-24ヶ月	9.00	0.0	11.53	1.00	7.06	7.21
		25ヶ月以上	0.0	0.0	7.83	11.00	7.59	7.80
疾患	関節リウマチ		0.0	0.0	11.29	5.95	6.70	6.96
		1~12ヶ月	0.0	0.0	11.29	5.68	6.51	7.05
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	5.45	5.45
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	11.00	7.33	7.37

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 　・国民健康保険 1／5 　・後期高齢者医療制度 1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行ったまでの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の傷病名別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(あん摩マッサージ指圧)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

傷病名別割合③ (あん摩マッサージ指圧)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)					平均 (部位数)	
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位		
症状	脳性麻痺	0.6%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	4.56
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	10.0%	9.4%	80.6%	4.71
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	3.00
		25ヶ月以上	0.0%	8.1%	8.1%	10.9%	72.9%	4.48
	頸椎損傷	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	4.83
		1~12ヶ月	0.0%	15.0%	0.0%	0.0%	85.0%	4.55
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	5.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	99.6%	5.00
	後縦靭帯骨化症	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	4.57
		1~12ヶ月	0.0%	10.2%	0.0%	0.0%	89.8%	4.69
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	61.5%	0.0%	38.5%	3.77
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	99.1%	4.98
	脊髄小脳変性症	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	4.91
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	96.2%	4.92
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	5.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	5.1%	0.0%	94.9%	4.90
	変形性頸椎症	1.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	1.1%	4.68
		1~12ヶ月	0.0%	1.1%	5.9%	0.0%	92.9%	4.85
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	99.2%	4.98
		25ヶ月以上	0.2%	10.6%	3.2%	3.5%	82.4%	4.57

令和5年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)					平均 (回数)
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
症状	脳性麻痺	0.0	12.00	9.04	9.11	8.45	8.65
		1~12ヶ月	0.0	0.0	11.70	8.09	9.54
		13-24ヶ月	0.0	0.0	5.00	0.0	5.00
		25ヶ月以上	0.0	12.00	12.00	13.00	5.99
	頸椎損傷	0.0	8.00	0.0	10.00	9.11	9.05
		1~12ヶ月	0.0	8.00	0.0	0.0	6.31
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	5.04
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	10.00	12.53
	後縦靭帯骨化症	0.0	12.00	9.06	0.0	9.33	9.39
		1~12ヶ月	0.0	12.00	0.0	0.0	11.89
		13-24ヶ月	0.0	0.0	9.00	0.0	13.63
		25ヶ月以上	0.0	0.0	12.00	0.0	5.95
	脊髄小脳変性症	0.0	0.0	6.25	0.0	8.18	8.09
		1~12ヶ月	0.0	0.0	9.00	0.0	6.21
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	7.00
		25ヶ月以上	0.0	0.0	4.93	0.0	9.55
	変形性頸椎症	5.00	5.88	5.06	9.00	8.41	8.11
		1~12ヶ月	0.0	6.60	3.64	0.0	6.88
		13-24ヶ月	0.0	0.0	2.00	0.0	19.43
		25ヶ月以上	5.00	5.85	6.20	9.00	7.67

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 ・国民健康保険 1／5 ・後期高齢者医療制度 1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行ったまでの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の傷病名別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(あん摩マッサージ指圧)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

傷病名別割合④ (あん摩マッサージ指圧)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)					平均 (部位数)
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
症状	腰椎椎間板ヘルニア	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.77
		1~12ヶ月	1.9%	0.3%	4.1%	0.0%	4.83
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	6.6%	4.93
		25ヶ月以上	0.4%	0.0%	19.0%	0.0%	4.61
	筋萎縮性側索硬化症	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.79
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	1.3%	35.6%	4.62
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	4.94
	神経痛	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	4.65
		1~12ヶ月	0.2%	1.0%	7.3%	21.4%	4.60
		13-24ヶ月	0.0%	10.7%	0.9%	0.9%	4.65
		25ヶ月以上	0.2%	1.6%	11.4%	0.4%	4.71
	痛風	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0
	腰痛症・腰痛	5.6%	0.2%	0.1%	1.4%	0.2%	4.30
		1~12ヶ月	2.5%	2.6%	23.5%	4.5%	4.31
		13-24ヶ月	4.5%	0.0%	19.9%	0.6%	4.42
		25ヶ月以上	2.6%	1.7%	28.5%	4.1%	4.23

令和5年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)					平均 (回数)
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
症状	腰椎椎間板ヘルニア	7.43	2.00	13.07	6.00	7.87	8.30
		1~12ヶ月	8.50	2.00	1.08	0.0	8.35
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	6.00	5.84
		25ヶ月以上	1.00	0.0	16.23	0.0	7.80
	筋萎縮性側索硬化症	0.0	0.0	9.00	2.00	7.87	6.89
		1~12ヶ月	0.0	0.0	9.00	2.00	7.16
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	19.88	19.88
		25ヶ月以上	0.0	0.0	9.00	0.0	7.72
	神経痛	2.00	4.04	7.81	4.45	6.54	6.36
		1~12ヶ月	2.00	4.20	6.31	4.41	5.43
		13-24ヶ月	0.0	4.40	10.00	15.00	7.69
		25ヶ月以上	2.00	3.29	8.84	1.50	7.24
	痛風	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		1~12ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	腰痛症・腰痛	6.94	7.78	6.65	6.15	6.92	6.84
		1~12ヶ月	8.83	6.60	6.38	3.08	6.06
		13-24ヶ月	8.00	0.0	2.83	7.14	8.85
		25ヶ月以上	3.85	9.96	8.06	10.35	7.08

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 　・国民健康保険 1／5 　・後期高齢者医療制度 1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行ったまでの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の傷病名別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(あん摩マッサージ指圧)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

傷病名別割合⑤ (あん摩マッサージ指圧)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)					平均 (部位数)
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
その他の傷病名	30.1%	0.1%	0.8%	4.2%	1.9%	23.0%	4.56
	1~12ヶ月	0.6%	2.4%	15.5%	6.7%	74.8%	4.53
	13-24ヶ月	0.0%	3.2%	12.6%	2.5%	81.7%	4.63
	25ヶ月以上	0.5%	3.1%	12.3%	7.5%	76.7%	4.57
	100.0%	1.0%	3.4%	15.9%	7.1%	72.6%	4.47
	1~12ヶ月	1.0%	3.2%	17.7%	7.3%	70.8%	4.44
	13-24ヶ月	1.3%	3.4%	14.2%	5.8%	75.4%	4.51
	25ヶ月以上	0.9%	3.8%	14.1%	7.3%	73.8%	4.49
合計							

令和5年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)					平均 (回数)
		1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
その他の傷病名		5.93	5.17	7.50	7.45	7.40	7.35
	1~12ヶ月	6.60	5.13	6.99	7.08	7.06	7.00
	13-24ヶ月	0.0	5.74	7.64	11.12	7.44	7.50
	25ヶ月以上	4.68	4.91	8.45	7.37	7.91	7.83
	合計	7.78	6.72	7.29	7.57	7.66	7.56
	1~12ヶ月	7.23	6.38	6.95	7.19	7.52	7.35
	13-24ヶ月	8.53	6.40	7.36	7.53	7.48	7.44
	25ヶ月以上	8.13	7.23	7.84	8.12	7.92	7.90

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 ・国民健康保険 1／5 ・後期高齢者医療制度 1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行った日までの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の症状別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(変形徒手矯正術)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

症状別割合①(変形徒手矯正術)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)				平均 (部位数)	
		1肢	2肢	3肢	4肢		
症状	筋麻痺	27.0%	0.1%	7.1%	2.7%	17.1%	3.36
		1~12ヶ月	0.7%	14.5%	15.0%	69.7%	3.54
		13-24ヶ月	0.0%	51.8%	0.0%	48.2%	2.96
		25ヶ月以上	0.0%	47.1%	0.0%	52.9%	3.06
	関節拘縮	13.8%	0.1%	4.2%	0.0%	9.5%	3.37
		1~12ヶ月	2.2%	34.6%	0.0%	63.3%	3.24
		13-24ヶ月	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
		25ヶ月以上	0.2%	27.6%	0.0%	72.2%	3.44
	片麻痺	3.9%	0.0%	0.6%	0.6%	2.8%	3.56
		1~12ヶ月	0.0%	57.2%	0.0%	42.8%	2.86
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	3.00
		25ヶ月以上	0.0%	14.2%	0.0%	85.8%	3.72
	筋固縮	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
	筋萎縮	6.2%	0.0%	1.2%	1.2%	3.8%	3.43
		1~12ヶ月	0.0%	30.8%	0.0%	69.2%	3.38
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	3.50

令和4年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)				平均 (回数)	
		1肢	2肢	3肢	4肢		
症状	筋麻痺		6.31	6.48	2.50	9.00	7.69
		1~12ヶ月	6.31	6.32	2.50	9.24	7.78
		13-24ヶ月	0.0	6.86	0.0	11.78	9.23
		25ヶ月以上	0.0	6.42	0.0	7.02	6.74
	関節拘縮		5.00	5.42	0.0	7.97	7.17
		1~12ヶ月	5.00	7.95	0.0	10.09	9.24
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		25ヶ月以上	5.00	3.53	0.0	6.87	5.94
	片麻痺		0.0	9.39	5.00	9.07	8.46
		1~12ヶ月	0.0	11.50	0.0	2.56	7.68
		13-24ヶ月	0.0	0.0	5.00	0.0	5.00
		25ヶ月以上	0.0	8.82	0.0	9.29	9.22
	筋固縮		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		1~12ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	筋萎縮		0.0	6.82	10.00	9.48	9.08
		1~12ヶ月	0.0	6.82	#DIV/0!	11.07	9.76
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		25ヶ月以上	0.0	0.0	10.00	6.00	8.00

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 ・国民健康保険 1／5 ・後期高齢者医療制度 1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行ったまでの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の症状別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(変形徒手矯正術)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

症状別割合②(変形徒手矯正術)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)				平均 (部位数)
		1肢	2肢	3肢	4肢	
症状	運動機能障害	1.2%	0.0%	1.2%	0.0%	2.07
		1~12ヶ月	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		25ヶ月以上	0.0%	98.2%	0.0%	1.8%
	筋力低下	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	3.97
		1~12ヶ月	0.0%	1.5%	0.0%	98.5%
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	その他の麻痺	9.6%	0.0%	1.9%	1.0%	6.7%
		1~12ヶ月	0.0%	26.1%	1.2%	72.6%
		13-24ヶ月	0.0%	45.1%	0.0%	54.9%
		25ヶ月以上	0.0%	1.0%	22.2%	76.8%
	その他の症状	36.9%	2.1%	9.9%	0.0%	24.8%
		1~12ヶ月	7.3%	26.2%	0.1%	66.4%
		13-24ヶ月	0.0%	40.5%	0.0%	59.5%
		25ヶ月以上	1.1%	20.8%	0.0%	78.1%
	合計	100.0%	2.3%	25.9%	5.5%	66.3%
		1~12ヶ月	3.8%	23.3%	4.6%	68.3%
		13-24ヶ月	0.0%	42.2%	6.5%	51.2%
		25ヶ月以上	0.3%	25.9%	6.7%	67.1%

令和4年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)				平均 (回数)
		1肢	2肢	3肢	4肢	
症状	運動機能障害		0.0	5.12	0.0	7.00
		1~12ヶ月	0.0	5.00	0.0	3.00
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0
		25ヶ月以上	0.0	5.13	0.0	11.00
	筋力低下		0.0	8.00	0.0	15.19
		1~12ヶ月	0.0	8.00	0.0	16.86
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	4.00
	その他の麻痺		0.0	6.88	10.00	7.14
		1~12ヶ月	0.0	4.61	10.00	4.80
		13-24ヶ月	0.0	9.00	0.0	9.37
		25ヶ月以上	0.0	4.00	10.00	8.07
	その他の症状		11.90	7.07	12.00	7.73
		1~12ヶ月	12.17	5.04	12.00	6.97
		13-24ヶ月	0.0	11.03	0.0	8.97
		25ヶ月以上	3.00	14.46	0.0	10.35
	合計		11.21	6.58	5.77	8.36
		1~12ヶ月	11.48	6.01	2.68	8.37
		13-24ヶ月	0.0	9.03	5.00	9.85
		25ヶ月以上	3.50	6.66	10.00	8.25

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 ・国民健康保険 1／5 ・後期高齢者医療制度 1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行った日までの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の傷病名別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(変形徒手矯正術)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

傷病名別割合① (変形徒手矯正術)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)				平均 (部位数)	
		1肢	2肢	3肢	4肢		
症状	脳血管疾患 (後遺症を含む)	21.9%	1.0%	7.4%	1.7%	11.8%	3.11
		1~12ヶ月	7.8%	34.8%	9.2%	48.2%	2.98
		13-24ヶ月	1.3%	35.4%	0.3%	63.0%	3.25
		25ヶ月以上	2.9%	32.7%	9.1%	55.4%	3.17
	パーキンソン病 (症候群)	6.5%	0.2%	0.9%	0.1%	5.2%	3.61
		1~12ヶ月	4.5%	13.9%	3.9%	77.7%	3.55
		13-24ヶ月	0.0%	47.1%	0.0%	52.9%	3.06
		25ヶ月以上	0.0%	7.2%	0.0%	92.8%	3.86
	変形性膝関節症	7.8%	0.0%	2.7%	0.5%	4.7%	3.25
		1~12ヶ月	0.3%	39.4%	8.1%	52.2%	3.12
		13-24ヶ月	0.0%	19.4%	9.1%	71.5%	3.52
		25ヶ月以上	0.0%	33.2%	0.0%	66.8%	3.34
疾患	脊柱管狭窄症	5.0%	0.2%	2.6%	0.1%	2.1%	2.79
		1~12ヶ月	8.0%	66.2%	3.6%	22.2%	2.40
		13-24ヶ月	0.0%	9.4%	0.0%	90.6%	3.81
		25ヶ月以上	0.0%	46.0%	0.0%	54.0%	3.08
	変形性腰椎症	2.1%	0.0%	0.8%	0.0%	1.2%	3.19
		1~12ヶ月	0.0%	53.3%	0.0%	46.7%	2.93
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	4.00
		25ヶ月以上	0.0%	29.0%	0.0%	71.0%	3.42

令和4年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)				平均 (回数)	
		1肢	2肢	3肢	4肢		
疾患	脳血管疾患 (後遺症を含む)		6.77	7.32	7.68	7.92	7.65
		1~12ヶ月	8.09	6.73	7.17	7.50	7.25
		13-24ヶ月	3.78	7.43	7.00	7.83	7.64
		25ヶ月以上	4.57	7.74	8.07	8.22	7.94
	パーキンソン病 (症候群)		1.00	5.99	3.74	8.16	7.55
		1~12ヶ月	1.00	4.86	3.74	7.59	6.76
		13-24ヶ月	0.0	9.96	0.0	6.78	8.27
		25ヶ月以上	0.0	3.00	0.0	9.19	8.74
	変形性膝関節症		4.25	8.67	7.99	6.91	7.57
		1~12ヶ月	4.25	7.09	7.59	6.59	6.86
		13-24ヶ月	0.0	11.76	9.00	5.75	7.21
		25ヶ月以上	0.0	11.71	0.0	8.59	9.62
症状	脊柱管狭窄症		4.00	6.85	1.00	7.06	6.67
		1~12ヶ月	4.00	6.09	1.00	7.28	6.00
		13-24ヶ月	0.0	13.00	0.0	4.24	5.06
		25ヶ月以上	0.0	8.78	0.0	10.16	9.52
	変形性腰椎症		0.0	8.65	0.0	12.66	11.04
		1~12ヶ月	0.0	7.71	0.0	16.28	11.71
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	8.00	8.00
		25ヶ月以上	0.0	10.33	0.0	10.55	10.48

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 ・国民健康保険 1／5 ・後期高齢者医療制度 1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行ったまでの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の傷病名別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(変形徒手矯正術)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

傷病名別割合② (変形徒手矯正術)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)				平均 (部位数)
		1肢	2肢	3肢	4肢	
症状	廃用症候群	9.1%	0.1%	1.6%	0.3%	7.1% 3.58
		1~12ヶ月	0.0%	22.2%	0.0%	77.8% 3.56
		13-24ヶ月	6.7%	8.2%	0.0%	85.1% 3.63
		25ヶ月以上	0.0%	13.7%	16.4%	69.9% 3.56
	脱臼 (後遺症を含む)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 0.0
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 0.00
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 0.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 0.00
	骨折 (後遺症を含む)	6.9%	0.2%	2.1%	0.1%	4.4% 3.27
		1~12ヶ月	4.8%	33.4%	0.0%	61.8% 3.19
		13-24ヶ月	0.0%	6.8%	93.2%	0.0% 2.93
		25ヶ月以上	0.0%	27.8%	0.0%	72.2% 3.44
	変形性脊椎症	1.4%	0.0%	0.5%	0.0%	0.9% 3.24
		1~12ヶ月	0.0%	58.1%	0.0%	41.9% 2.84
		13-24ヶ月	0.0%	1.7%	0.0%	98.3% 3.97
		25ヶ月以上	0.0%	44.8%	0.0%	55.2% 3.10
	関節リウマチ	2.2%	0.0%	0.1%	0.0%	2.0% 3.82
		1~12ヶ月	4.0%	0.0%	0.0%	96.0% 3.88
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	100.0% 4.00
		25ヶ月以上	0.0%	17.6%	0.0%	82.4% 3.65

令和4年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)				平均 (回数)
		1肢	2肢	3肢	4肢	
症状	廃用症候群	8.00	7.76	6.32	7.59	7.58
		1~12ヶ月	0.0	8.55	0.0	7.74 7.92
		13-24ヶ月	8.00	3.00	0.0	6.61 6.40
		25ヶ月以上	0.0	7.65	6.32	8.44 7.99
	脱臼 (後遺症を含む)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0
		1~12ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0
	骨折 (後遺症を含む)	5.34	9.46	8.17	7.56	8.09
		1~12ヶ月	5.34	9.38	0.0	6.53 7.42
		13-24ヶ月	0.0	10.33	8.17	0.0 8.32
		25ヶ月以上	0.0	9.64	0.0	9.28 9.38
	変形性脊椎症	0.0	6.17	0.0	7.26	6.85
		1~12ヶ月	0.0	6.39	0.0	6.00 6.23
		13-24ヶ月	0.0	5.00	0.0	6.71 6.68
		25ヶ月以上	0.0	6.00	0.0	8.47 7.36
	関節リウマチ	8.76	13.00	0.0	7.26	7.66
		1~12ヶ月	8.76	0.0	0.0	8.43 8.45
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	5.20 5.20
		25ヶ月以上	0.0	13.00	0.0	6.79 7.88

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 ・国民健康保険 1／5 ・後期高齢者医療制度

1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行ったまでの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の傷病名別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(変形徒手矯正術)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

傷病名別割合③ (変形徒手矯正術)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)				平均 (部位数)	
		1肢	2肢	3肢	4肢		
症状	脳性麻痺	0.7%	0.0%	0.1%	0.0%	0.5%	3.51
		1~12ヶ月	0.0%	22.3%	7.2%	70.5%	3.48
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	4.00
	頸椎損傷	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	3.72
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	4.00
		13-24ヶ月	0.0%	22.2%	0.0%	77.8%	3.56
		25ヶ月以上	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%	3.33
	後縦靭帯骨化症	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.00
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	4.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
	脊髄小脳変性症	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.00
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	4.00
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
	変形性頸椎症	1.5%	0.0%	0.3%	0.0%	1.2%	3.59
		1~12ヶ月	0.0%	2.2%	0.0%	97.8%	3.96
		13-24ヶ月	0.0%	1.3%	0.0%	98.7%	3.97
		25ヶ月以上	0.0%	44.3%	0.0%	55.7%	3.11

令和4年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)				平均 (回数)
		1肢	2肢	3肢	4肢	
症状	脳性麻痺	0.0	8.00	13.00	9.35	9.31
		1~12ヶ月	0.0	8.00	13.00	9.66
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	6.00
	頸椎損傷	0.0	4.00	0.0	10.73	9.79
		1~12ヶ月	0.0	0.0	0.0	12.58
		13-24ヶ月	0.0	1.00	0.0	8.14
		25ヶ月以上	0.0	10.00	0.0	10.67
	後縦靭帯骨化症	0.0	0.0	0.0	9.00	9.00
		1~12ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	9.00
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	0.0
	脊髄小脳変性症	0.0	0.0	0.0	8.80	8.80
		1~12ヶ月	0.0	0.0	0.0	8.80
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	0.0
	変形性頸椎症	0.0	7.32	0.0	10.78	10.06
		1~12ヶ月	0.0	4.25	0.0	7.71
		13-24ヶ月	0.0	2.00	0.0	22.83
		25ヶ月以上	0.0	7.52	0.0	7.43

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1

1／5

・国民健康保険

・後期高齢者医療制度

1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行ったまでの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の傷病名別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(変形徒手矯正術)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

傷病名別割合④ (変形徒手矯正術)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)				平均 (部位数)
		1肢	2肢	3肢	4肢	
症状	腰椎椎間板ヘルニア	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	2.25
		1~12ヶ月	0.0%	50.0%	0.0%	3.00
		13-24ヶ月	0.0%	98.4%	0.0%	2.03
		25ヶ月以上	0.0%	23.6%	0.0%	3.53
	筋萎縮性側索硬化症	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	3.83
		1~12ヶ月	0.0%	14.7%	56.0%	29.3%
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	100.0%	4.00
		25ヶ月以上	0.0%	3.7%	0.0%	3.93
	神経痛	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	3.80
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	20.2%	79.8%
	痛風	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0
		1~12ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		13-24ヶ月	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
		25ヶ月以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.00
	腰痛症・腰痛	3.3%	0.0%	0.9%	0.0%	3.45
		1~12ヶ月	0.0%	23.6%	0.2%	76.2%
		13-24ヶ月	0.0%	58.0%	0.0%	42.0%
		25ヶ月以上	0.0%	25.6%	0.5%	73.9%

令和4年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)				平均 (回数)
		1肢	2肢	3肢	4肢	
症状	腰椎椎間板ヘルニア	0.0	4.06	0.0	11.89	5.03
		1~12ヶ月	0.0	4.00	0.0	3.00
		13-24ヶ月	0.0	4.00	0.0	15.00
		25ヶ月以上	0.0	6.00	0.0	14.46
	筋萎縮性側索硬化症	0.0	8.25	4.00	7.72	7.49
		1~12ヶ月	0.0	7.00	4.00	7.17
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	18.50
		25ヶ月以上	0.0	9.00	0.0	7.08
	神経痛	0.0	0.0	13.00	9.74	10.41
		1~12ヶ月	0.0	0.0	13.00	1.33
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0
		25ヶ月以上	0.0	0.0	13.00	10.00
	痛風	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		1~12ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0
		13-24ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0
		25ヶ月以上	0.0	0.0	0.0	0.0
	腰痛症・腰痛	0.0	7.24	4.00	8.03	7.80
		1~12ヶ月	0.0	6.13	2.00	7.07
		13-24ヶ月	0.0	13.00	0.0	21.82
		25ヶ月以上	0.0	5.50	5.00	7.56

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1

・国民健康保険

1／5

・後期高齢者医療制度

1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行ったまでの月数

**あん摩マッサージ指圧療養費の傷病名別の患者割合・施術期間割合及び
支給申請書1件あたり平均算定回数(変形徒手矯正術)**

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

傷病名別割合⑤ (変形徒手矯正術)

令和5年10月		患者割合・施術期間割合 (%)				平均 (部位数)
		1肢	2肢	3肢	4肢	
他の傷病名	30.3%	0.7%	9.0%	2.8%	17.8%	3.24
	1~12ヶ月	2.5%	31.6%	7.3%	58.7%	3.22
	13-24ヶ月	0.3%	18.4%	15.3%	66.1%	3.47
	25ヶ月以上	3.4%	31.3%	10.4%	54.9%	3.17
	100.0%	2.5%	29.4%	5.9%	62.1%	3.28
	1~12ヶ月	3.4%	32.0%	5.2%	59.4%	3.21
	13-24ヶ月	1.4%	22.0%	6.6%	70.1%	3.45
	25ヶ月以上	1.7%	28.7%	6.7%	62.9%	3.31
合計						

令和4年10月		申請書1件あたり平均回数 (回)				平均 (回数)
		1肢	2肢	3肢	4肢	
他の傷病名		5.69	7.14	6.90	7.21	7.12
	1~12ヶ月	6.43	6.92	8.43	6.81	6.95
	13-24ヶ月	8.00	5.57	7.11	7.78	7.27
	25ヶ月以上	4.46	8.11	4.53	7.72	7.40
	合計	5.77	7.50	7.13	7.71	7.57
	1~12ヶ月	6.05	7.07	7.44	7.32	7.20
	13-24ヶ月	7.09	7.55	7.54	7.50	7.51
	25ヶ月以上	4.52	8.22	6.60	8.38	8.15

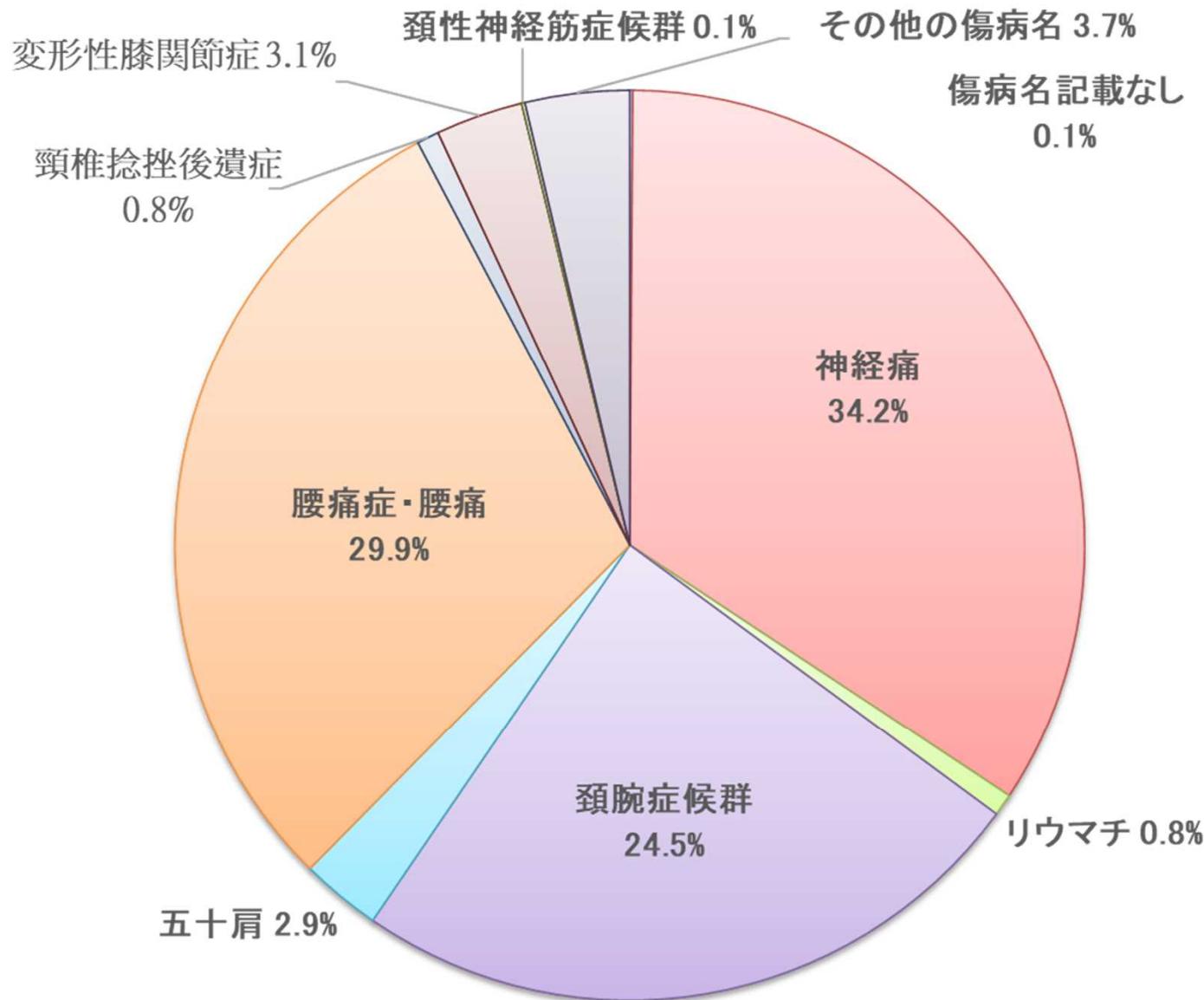
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 ・国民健康保険 1／5 ・後期高齢者医療制度 1／10

※ 施術期間は、抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)による、初療日から起算して、施術を行った日までの月数

はり・きゅう療養費の傷病名別の患者割合

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

- ・全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・国民健康保険 1/10
- ・後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数の状況（マッサージ）～

- あん摩マッサージ指圧の施術部位は5部位（躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、7割を超える患者が5部位の施術を受けており、一人の患者に係る平均施術部位数は「4.4部位」である。
 ※平均施術部位数は、延べ施術部位数を対象の支給申請書の数で除して算出。

部位数別算定割合(あん摩マッサージ指圧)

【全年齢における算定回数割合】

令和5年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0歳～69歳(3割)	0.1%	0.5%	1.7%	0.8%	8.0%	11.0%	4.46
70歳～74歳(2割)	0.1%	0.2%	0.8%	0.3%	4.1%	5.6%	4.48
75歳～(1割)	0.8%	3.1%	12.7%	6.1%	60.7%	83.4%	4.47
合計	0.9%	3.8%	15.2%	7.2%	72.9%	100.0%	4.47

【年齢区別の算定回数割合】

令和5年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△
0歳～69歳(3割)	0.9%	4.5%	15.1%	7.1%	72.4%	100.0%
70歳～74歳(2割)	0.9%	4.1%	15.2%	5.7%	74.0%	100.0%
75歳～(1割)	0.9%	3.7%	15.2%	7.3%	72.8%	100.0%
合計	0.9%	3.8%	15.2%	7.2%	72.9%	100.0%

《全国健康保険協会管掌健康保険(被保険者)》

令和5年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0歳～69歳(3割)	0.9%	4.2%	11.2%	3.8%	39.2%	59.4%	4.28
70歳～74歳(2割)	0.2%	1.0%	2.8%	0.7%	16.9%	21.6%	4.54
75歳～(1割)	0.2%	1.0%	3.4%	1.6%	12.9%	19.1%	4.36
合計	1.3%	6.2%	17.4%	6.1%	69.0%	100.0%	4.35

《全国健康保険協会管掌健康保険(被扶養者)》

1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0.7%	4.4%	8.9%	3.8%	45.9%	63.7%	4.41
0.2%	1.3%	3.3%	1.3%	15.6%	21.7%	4.41
0.1%	0.6%	1.6%	0.8%	11.5%	14.7%	4.57
1.0%	6.3%	13.8%	5.9%	73.0%	100.0%	4.44

《国民健康保険》

1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0.6%	2.5%	9.6%	5.0%	48.7%	66.3%	4.49
0.3%	1.0%	4.9%	1.7%	23.4%	31.4%	4.49
0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	1.6%	2.3%	4.43
0.9%	3.6%	14.9%	6.9%	73.6%	100.0%	4.49

《後期高齢者医療制度》

1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.4%	4.52
0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.7%	1.0%	4.43
0.9%	3.7%	15.0%	7.2%	71.8%	98.6%	4.47
0.9%	3.7%	15.2%	7.3%	72.8%	100.0%	4.47

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数の状況（マッサージ／往療）～

- あん摩マッサージ指圧の施術部位は5部位（躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、往療では7割を超える患者が5部位の施術を受けており、一人の患者に係る平均施術部位数は「4.5部位」である。

※平均施術部位数は、延べ施術部位数を対象の支給申請書の数で除して算出。

部位数別算定割合（あん摩マッサージ指圧／往療）

【全年齢における算定回数割合（往療）】

令和5年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.1%	0.4%	1.5%	0.7%	7.6%	10.3%	4.51
70歳～74歳（2割）	0.0%	0.2%	0.8%	0.3%	4.1%	5.5%	4.50
75歳～（1割）	0.8%	2.9%	12.8%	6.1%	61.8%	84.3%	4.49
合計	0.9%	3.4%	15.0%	7.1%	73.5%	100.0%	4.49

【年齢区別の算定回数割合（往療）】

令和5年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△
0歳～69歳（3割）	0.8%	3.5%	14.2%	7.1%	74.4%	100.0%
70歳～74歳（2割）	0.9%	3.8%	15.1%	4.9%	75.4%	100.0%
75歳～（1割）	0.9%	3.4%	15.1%	7.2%	73.3%	100.0%
合計	0.9%	3.4%	15.0%	7.1%	73.5%	100.0%

《全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）》

令和5年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.3%	2.0%	7.9%	2.7%	36.0%	48.8%	4.47
70歳～74歳（2割）	0.1%	1.2%	2.9%	0.6%	21.0%	25.9%	4.58
75歳～（1割）	0.3%	1.2%	4.7%	2.1%	17.1%	25.3%	4.36
合計	0.7%	4.4%	15.5%	5.4%	74.0%	100.0%	4.47

《全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）》

1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0.5%	3.0%	7.5%	3.3%	46.5%	60.7%	4.52
0.2%	1.4%	3.2%	1.1%	16.6%	22.4%	4.45
0.1%	0.7%	1.8%	0.8%	13.4%	16.9%	4.58
0.8%	5.1%	12.4%	5.2%	76.5%	100.0%	4.51

《国民健康保険》

1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0.5%	2.2%	9.4%	5.1%	49.4%	66.7%	4.51
0.3%	0.8%	4.9%	1.6%	23.6%	31.2%	4.51
0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	1.5%	2.2%	4.43
0.9%	3.2%	14.6%	6.8%	74.5%	100.0%	4.51

《後期高齢者医療制度》

1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.4%	4.54
0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.7%	1.0%	4.43
0.9%	3.4%	14.9%	7.1%	72.2%	98.6%	4.49
0.9%	3.4%	15.2%	7.2%	73.3%	100.0%	4.49

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和5年10月分）を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数の状況（マッサージ／通所）～

- あん摩マッサージ指圧の施術部位は5部位（躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、通所では6割を超える患者が5部位の施術を受けており、一人の患者に係る平均施術部位数は「4.4部位」である。

※平均施術部位数は、延べ施術部位数を対象の支給申請書の数で除して算出。

部位数別算定割合(あん摩マッサージ指圧／通所)

【全年齢における算定回数割合(通所)】

令和5年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0歳～69歳(3割)	0.3%	1.6%	3.4%	1.3%	11.1%	17.7%	4.19
70歳～74歳(2割)	0.1%	0.5%	1.1%	0.7%	4.4%	6.8%	4.31
75歳～(1割)	0.8%	5.1%	11.7%	6.0%	51.9%	75.5%	4.36
合計	1.2%	7.2%	16.3%	8.0%	67.3%	100.0%	4.33

【年齢区分別の算定回数割合(通所)】

令和5年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△
0歳～69歳(3割)	1.9%	9.1%	19.3%	7.3%	62.4%	100.0%
70歳～74歳(2割)	1.2%	6.8%	16.1%	11.0%	64.8%	100.0%
75歳～(1割)	1.1%	6.7%	15.5%	7.9%	68.7%	100.0%
合計	1.2%	7.2%	16.3%	8.0%	67.3%	100.0%

《全国健康保険協会管掌健康保険(被保険者)》

令和5年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0歳～69歳(3割)	2.2%	9.0%	18.2%	6.3%	46.2%	81.8%	4.04
70歳～74歳(2割)	0.2%	0.5%	2.5%	0.9%	8.2%	12.3%	4.32
75歳～(1割)	0.1%	0.5%	0.7%	0.5%	4.0%	5.9%	4.32
合計	2.5%	10.0%	21.4%	7.7%	58.3%	100.0%	4.09

《全国健康保険協会管掌健康保険(被扶養者)》

1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
1.1%	8.0%	12.9%	5.3%	44.4%	71.8%	4.17
0.3%	1.1%	3.5%	1.8%	12.8%	19.6%	4.31
0.0%	0.5%	1.2%	0.7%	6.2%	8.6%	4.47
1.5%	9.6%	17.7%	7.8%	63.4%	100.0%	4.22

《国民健康保険》

1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
1.0%	4.4%	11.4%	4.2%	42.7%	63.7%	4.31
0.4%	2.5%	5.4%	3.1%	21.8%	33.2%	4.31
0.0%	0.2%	0.4%	0.4%	2.1%	3.1%	4.44
1.4%	7.1%	17.2%	7.7%	66.6%	100.0%	4.31

《後期高齢者医療制度》

1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	△	平均部位数
0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	4.25
0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.5%	0.9%	4.36
1.1%	6.7%	15.4%	7.8%	67.9%	98.9%	4.36
1.1%	6.7%	15.5%	8.1%	68.5%	100.0%	4.36

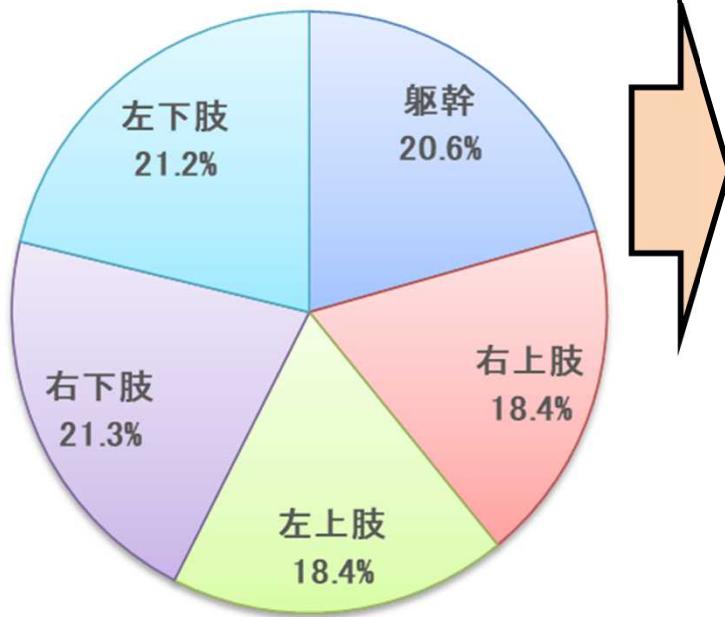
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数の状況（マッサージ／往療／部位数別）～

- あん摩マッサージ指圧の施術部位は5部位（躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、往療料を部位数別の算定回数割合で見ると、1部位を除いて両下肢の割合が最も多く、「躯幹」は1部位で6割を超え、3部位で3割を超えている。
- 3部位では、「躯幹」3割に次いで、「右下肢」及び「左下肢」が約28%あり、往療料の算定要件の「通所困難」について、「躯幹」への施術は「下肢」に併せて行われている可能性が高い。

部位数別の往療料算定回数割合
(あん摩マッサージ指圧)

【往療料の全算定における部位別・部位数別割合】※算定回数割合

令和5年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	計
躯幹	0.1%	0.1%	3.1%	0.9%	16.4%	20.6%
右上肢	0.0%	0.2%	0.6%	1.2%	16.5%	18.4%
左上肢	0.0%	0.2%	0.5%	1.3%	16.4%	18.4%
右下肢	0.1%	0.6%	2.7%	1.5%	16.4%	21.3%
左下肢	0.0%	0.5%	2.7%	1.5%	16.5%	21.2%
合計	0.2%	1.5%	9.7%	6.3%	82.3%	100.0%

【往療料の部位別の算定回数割合】

令和5年	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	計
躯幹	62.4%	7.3%	31.7%	14.1%	20.0%	20.6%
右上肢	5.2%	12.3%	6.3%	18.6%	20.0%	18.4%
左上肢	1.5%	10.6%	5.5%	19.8%	20.0%	18.4%
右下肢	26.3%	36.4%	28.3%	23.4%	20.0%	21.3%
左下肢	4.6%	33.5%	28.1%	24.2%	20.0%	21.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 · 国民健康保険 1/5 · 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数の状況（変形徒手矯正術）～

- 変形徒手矯正術の施術部位は4部位（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、6割を超える患者が4部位の施術を受けており、一人の患者に係る平均施術部位数は「3.3部位」である。
 ※平均施術部位数は、延べ施術部位数を対象の支給申請書の数で除して算出。

部位数別算定割合（変形徒手矯正術）

【全年齢における算定回数割合】

令和5年	1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.4%	3.2%	0.6%	6.3%	10.5%	3.22
70歳～74歳（2割）	0.2%	1.4%	0.3%	3.4%	5.3%	3.32
75歳～（1割）	2.0%	24.3%	5.0%	52.9%	84.2%	3.29
合計	2.6%	28.8%	5.9%	62.7%	100.0%	3.29

【年齢区別の算定回数割合】

令和5年	1肢	2肢	3肢	4肢	△
0歳～69歳（3割）	3.6%	30.5%	5.8%	60.1%	100.0%
70歳～74歳（2割）	3.7%	25.6%	5.6%	65.0%	100.0%
75歳～（1割）	2.4%	28.8%	5.9%	62.9%	100.0%
合計	2.6%	28.8%	5.9%	62.7%	100.0%

《全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）》

令和5年	1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
0歳～69歳（3割）	3.4%	19.4%	2.3%	32.0%	57.2%	3.10
70歳～74歳（2割）	2.2%	6.1%	0.7%	12.2%	21.2%	3.08
75歳～（1割）	0.4%	8.3%	2.5%	10.4%	21.6%	3.07
合計	5.9%	33.8%	5.6%	54.7%	100.0%	3.09

《全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）》

1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
3.3%	24.3%	1.4%	37.5%	66.6%	3.10
0.6%	7.1%	1.2%	8.2%	17.1%	3.00
0.3%	6.1%	1.3%	8.7%	16.4%	3.12
4.2%	37.5%	3.9%	54.4%	100.0%	3.09

《国民健康保険》

1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
2.0%	18.8%	4.2%	41.0%	66.1%	3.27
1.1%	8.1%	1.9%	20.9%	32.0%	3.33
0.0%	0.7%	0.0%	1.2%	1.9%	3.27
3.1%	27.6%	6.1%	63.2%	100.0%	3.29

《後期高齢者医療制度》

1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.5%	2.89
0.0%	0.2%	0.0%	0.7%	0.9%	3.50
2.3%	28.3%	5.8%	62.1%	98.6%	3.30
2.4%	28.7%	5.9%	63.0%	100.0%	3.30

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和5年10月分）を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1／1 ・ 国民健康保険 1／5 ・ 後期高齢者医療制度 1／10

あん摩マッサージ指圧療養費

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数の状況（変形徒手矯正術／往療）～

- 変形徒手矯正術の施術部位は4部位（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、**往療**では、6割を超える患者が4部位の施術を受けており、一人の患者に係る平均施術部位数は「3.3部位」である。
 ※平均施術部位数は、延べ施術部位数を対象の支給申請書の数で除して算出。

部位数別算定割合（変形徒手矯正術／往療）

【全年齢における算定回数割合（往療）】

令和5年	1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.3%	3.2%	0.6%	6.1%	10.2%	3.22
70歳～74歳（2割）	0.2%	1.3%	0.3%	3.4%	5.2%	3.34
75歳～（1割）	1.9%	24.6%	5.4%	52.7%	84.5%	3.29
合計	2.4%	29.1%	6.3%	62.2%	100.0%	3.28

【年齢区別の算定回数割合（往療）】

令和5年	1肢	2肢	3肢	4肢	△
0歳～69歳（3割）	3.2%	30.9%	6.3%	59.6%	100.0%
70歳～74歳（2割）	3.3%	25.1%	6.1%	65.4%	100.0%
75歳～（1割）	2.2%	29.1%	6.3%	62.3%	100.0%
合計	2.4%	29.1%	6.3%	62.2%	100.0%

《全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）》

令和5年	1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
0歳～69歳（3割）	2.0%	19.9%	2.0%	27.5%	51.3%	3.07
70歳～74歳（2割）	2.5%	6.9%	0.9%	13.4%	23.7%	3.07
75歳～（1割）	0.4%	10.0%	3.1%	11.4%	25.0%	3.02
合計	4.9%	36.8%	6.0%	52.2%	100.0%	3.06

《全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）》

1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
3.3%	25.3%	1.7%	34.5%	64.8%	3.04
0.4%	7.9%	1.1%	8.1%	17.4%	2.97
0.2%	6.6%	1.7%	9.4%	17.8%	3.13
3.9%	39.8%	4.4%	51.9%	100.0%	3.04

《国民健康保険》

1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
2.0%	18.8%	4.5%	41.1%	66.5%	3.27
0.9%	8.0%	2.0%	20.9%	31.9%	3.34
0.0%	0.7%	0.0%	0.9%	1.7%	3.11
3.0%	27.6%	6.6%	62.9%	100.0%	3.29

《後期高齢者医療制度》

1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
0.0%	0.2%	0.1%	0.2%	0.5%	3.00
0.0%	0.1%	0.1%	0.7%	0.9%	3.56
2.2%	28.6%	6.2%	61.6%	98.6%	3.29
2.2%	29.0%	6.3%	62.5%	100.0%	3.29

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和5年10月分）を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数の状況（変形徒手矯正術／通所）～

- 変形徒手矯正術の施術部位は4部位（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）に区分されているが、**通所**でも、6割を超える患者が4部位の施術を受けており、一人の患者に係る平均施術部位数は「3.4部位」である。
※平均施術部位数は、延べ施術部位数を対象の支給申請書の数で除して算出。

部位数別算定割合（変形徒手矯正術／通所）

【全年齢における算定回数割合（通所）】

令和5年	1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
0歳～69歳（3割）	0.9%	3.7%	0.3%	8.7%	13.6%	3.23
70歳～74歳（2割）	0.4%	1.8%	0.1%	3.6%	5.8%	3.17
75歳～（1割）	3.4%	20.5%	1.3%	55.4%	80.6%	3.35
合計	4.8%	25.9%	1.7%	67.6%	100.0%	3.32

【年齢区別の算定回数割合（通所）】

令和5年	1肢	2肢	3肢	4肢	△
0歳～69歳（3割）	6.9%	27.3%	2.0%	63.8%	100.0%
70歳～74歳（2割）	7.4%	29.9%	1.1%	61.5%	100.0%
75歳～（1割）	4.2%	25.4%	1.7%	68.7%	100.0%
合計	4.8%	25.9%	1.7%	67.6%	100.0%

《全国健康保険協会管掌健康保険（被保険者）》

令和5年	1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
0歳～69歳（3割）	9.3%	17.6%	3.7%	50.9%	81.5%	3.18
70歳～74歳（2割）	0.9%	2.8%	0.0%	7.4%	11.1%	3.25
75歳～（1割）	0.0%	0.9%	0.0%	6.5%	7.4%	3.75
合計	10.2%	21.3%	3.7%	64.8%	100.0%	3.23

《全国健康保険協会管掌健康保険（被扶養者）》

1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
3.4%	20.5%	0.7%	48.6%	73.3%	3.29
1.4%	4.1%	1.4%	8.9%	15.8%	3.13
0.7%	4.1%	0.0%	6.2%	11.0%	3.06
5.5%	28.8%	2.1%	63.7%	100.0%	3.24

《国民健康保険》

1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
2.0%	18.8%	1.0%	40.6%	62.4%	3.29
3.0%	8.9%	0.0%	21.8%	33.7%	3.21
0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	4.0%	4.00
5.0%	27.7%	1.0%	66.3%	100.0%	3.29

《後期高齢者医療制度》

1肢	2肢	3肢	4肢	△	平均部位数
0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	1.00
0.0%	0.6%	0.0%	0.6%	1.1%	3.00
4.2%	25.1%	1.7%	67.6%	98.6%	3.35
4.5%	25.7%	1.7%	68.2%	100.0%	3.34

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和5年10月分）を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・ 国民健康保険 1/5 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

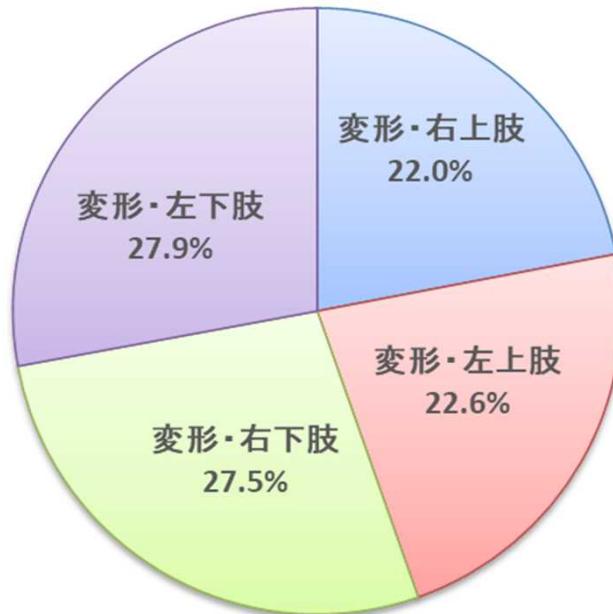
あん摩マッサージ指圧療養費

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

～療養費支給申請書における施術部位別算定回数の状況（変形徒手矯正術／部位数別）～

- 変形徒手矯正術の施術部位は4部位(右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)に区分されているが、2肢及び3肢は「右下肢」及び「左下肢」が3割を超えていている。
- 算定全体の中で数は少ないが、1肢の場合は上肢・下肢ともに平均的に算定されている。

部位数別の往療料算定回数割合
(変形徒手矯正術)



【往療料の全算定における部位別・部位数別割合】※算定回数割合

令和5年	1肢	2肢	3肢	4肢	計
右上肢	0.2%	1.7%	0.7%	19.4%	22.0%
左上肢	0.2%	1.9%	1.2%	19.4%	22.6%
右下肢	0.1%	6.6%	1.4%	19.4%	27.5%
左下肢	0.2%	6.8%	1.5%	19.4%	27.9%
合計	0.6%	16.9%	4.9%	77.6%	100.0%

【往療料の部位別の算定回数割合】

令和5年	1肢	2肢	3肢	4肢	計
右上肢	26.1%	10.0%	15.4%	25.0%	22.0%
左上肢	25.9%	11.3%	24.3%	25.0%	22.6%
右下肢	11.3%	38.8%	29.1%	25.0%	27.5%
左下肢	36.6%	39.9%	31.3%	25.0%	27.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

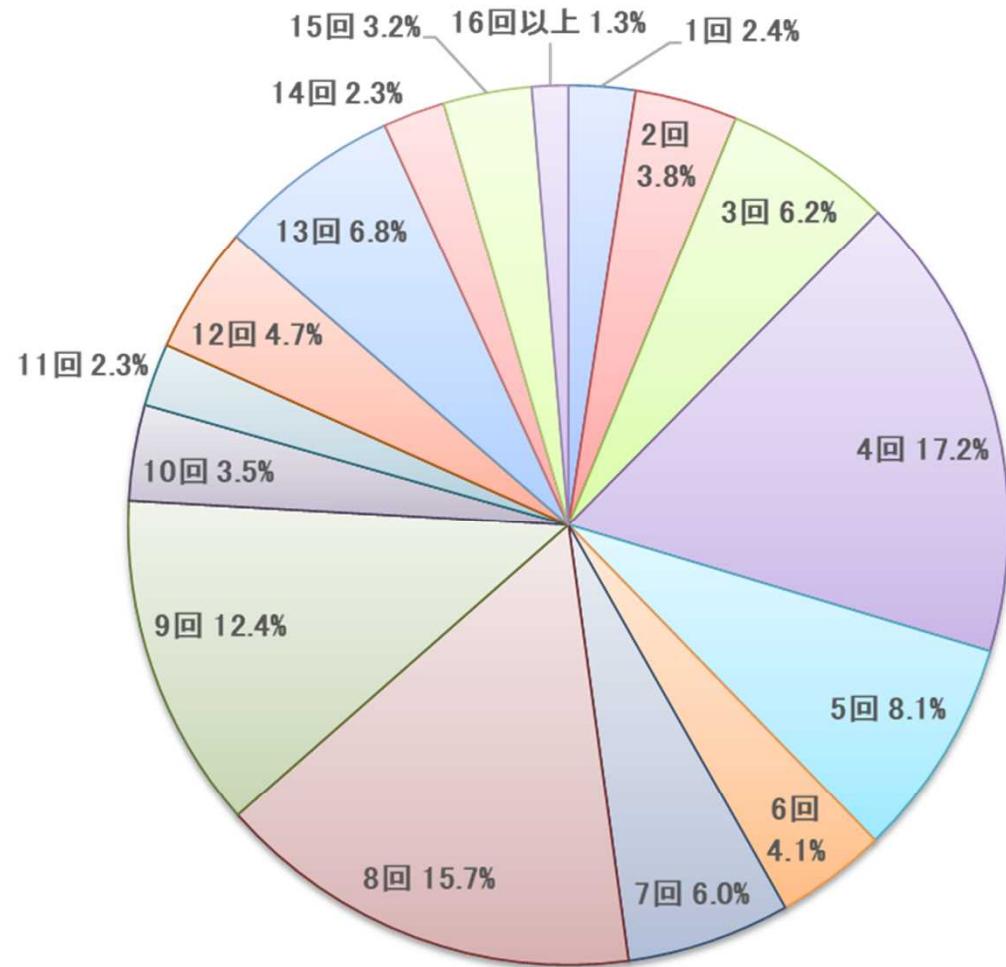
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 · 国民健康保険 1/5 · 後期高齢者医療制度 1/10

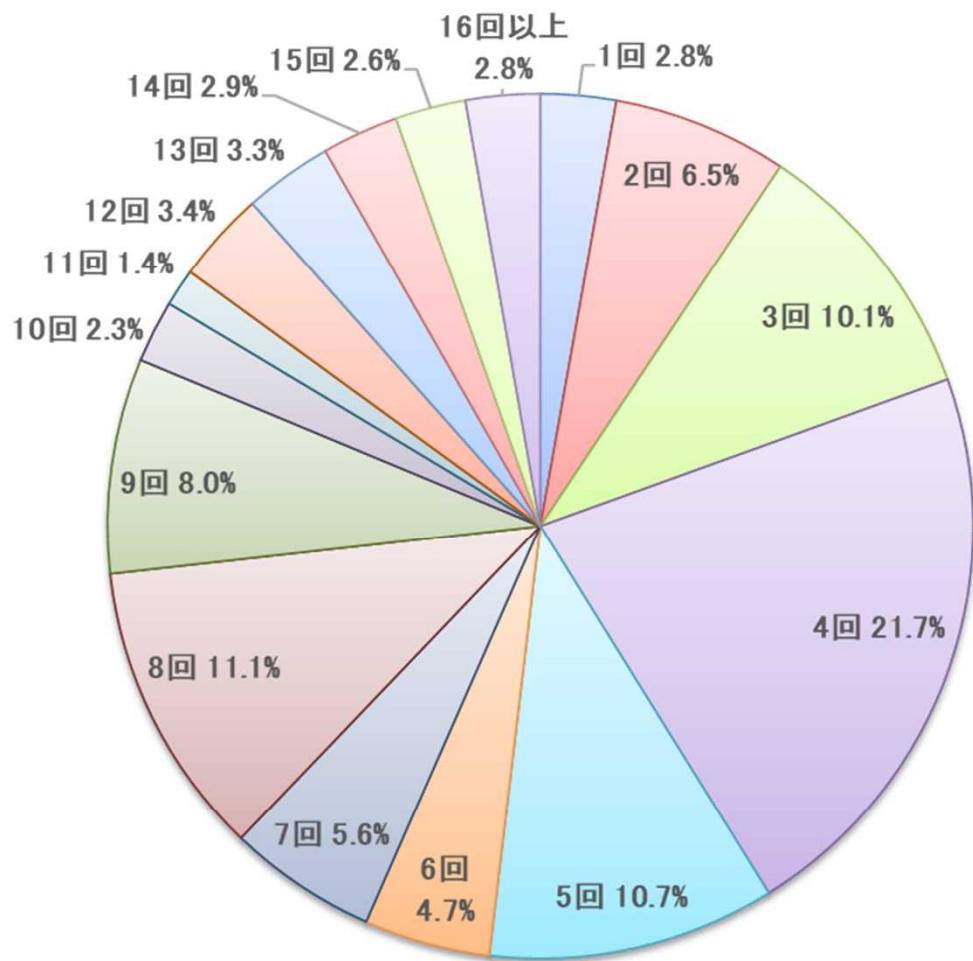
あん摩マッサージ指圧療養費、はり・きゅう療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

あん摩マッサージ指圧



はり・きゅう



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書
(令和5年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

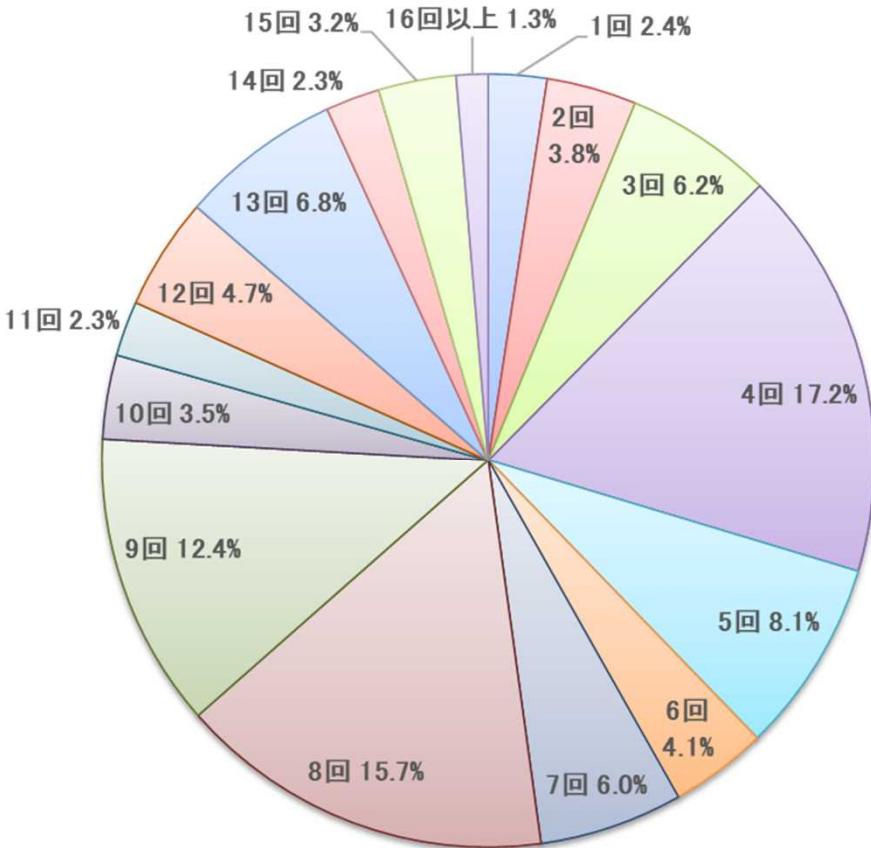
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書
(令和5年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合 【全体】

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

あん摩マッサージ指圧 【全体】



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1／1
- ・ 国民健康保険 1／5
- ・ 後期高齢者医療制度 1／10

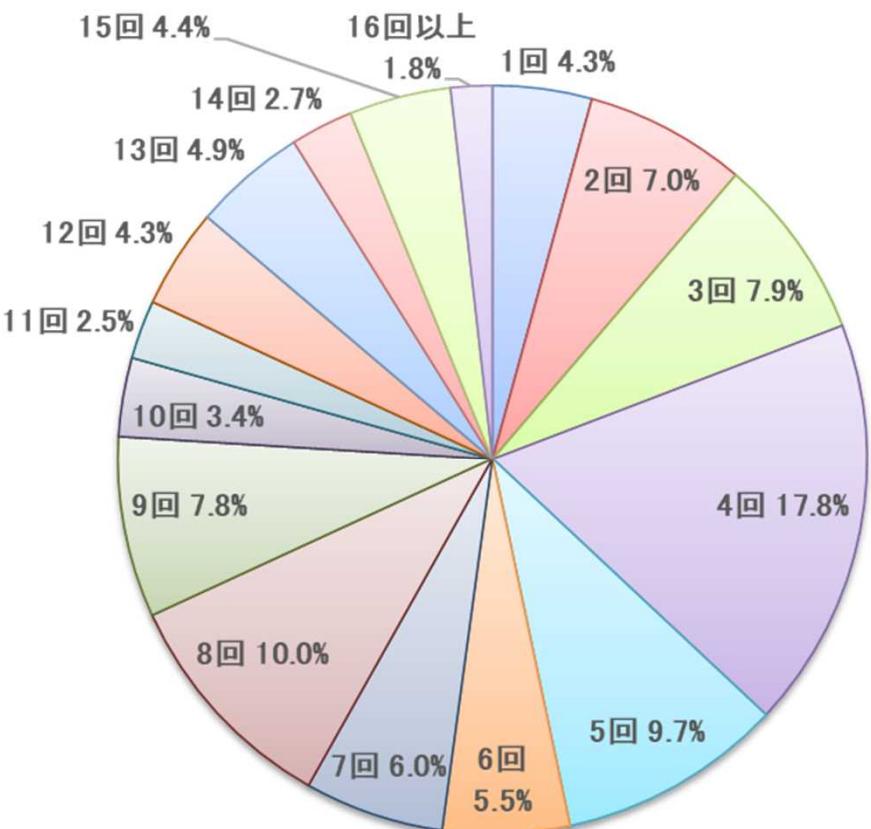
部位数別、回数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位
1回	5.7%	2.5%	3.0%	3.5%	2.2%
2回	0.4%	3.9%	4.5%	4.9%	3.5%
3回	5.0%	4.7%	6.4%	4.8%	6.4%
4回	22.9%	23.6%	20.0%	13.4%	16.6%
5回	1.1%	14.4%	6.6%	8.5%	8.1%
6回	0.4%	3.3%	5.0%	5.6%	3.8%
7回	5.8%	5.3%	5.5%	6.9%	6.1%
8回	9.8%	14.2%	15.3%	15.4%	16.0%
9回	28.7%	10.0%	12.1%	11.6%	12.4%
10回	9.2%	4.3%	2.1%	4.2%	3.6%
11回	0.1%	0.0%	2.8%	2.2%	2.4%
12回	0.7%	2.6%	3.8%	3.8%	5.1%
13回	3.5%	3.8%	6.6%	12.0%	6.5%
14回	3.5%	2.3%	3.2%	1.6%	2.1%
15回	3.3%	5.0%	2.7%	1.1%	3.5%
16回以上	0.0%	0.2%	0.5%	0.6%	1.7%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

回数別、部位数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
1回	2.2%	3.9%	18.3%	10.1%	65.5%	100.0%
2回	0.1%	4.0%	18.2%	9.4%	68.3%	100.0%
3回	0.8%	2.9%	15.7%	5.6%	75.1%	100.0%
4回	1.3%	5.2%	17.6%	5.5%	70.4%	100.0%
5回	0.1%	6.8%	12.4%	7.5%	73.1%	100.0%
6回	0.1%	3.1%	18.8%	9.8%	68.2%	100.0%
7回	0.9%	3.4%	13.8%	8.3%	73.7%	100.0%
8回	0.6%	3.5%	14.7%	7.0%	74.2%	100.0%
9回	2.2%	3.1%	14.8%	6.7%	73.2%	100.0%
10回	2.5%	4.7%	9.3%	8.5%	75.0%	100.0%
11回	0.0%	0.0%	18.3%	6.7%	74.9%	100.0%
12回	0.1%	2.1%	12.1%	5.8%	79.8%	100.0%
13回	0.5%	2.1%	14.8%	12.7%	69.9%	100.0%
14回	1.4%	3.8%	21.1%	5.1%	68.5%	100.0%
15回	1.0%	5.9%	12.7%	2.5%	78.0%	100.0%
16回以上	0.0%	0.6%	5.9%	3.0%	90.5%	100.0%
全体	0.9%	3.8%	15.2%	7.2%	72.9%	100.0%

あん摩マッサージ指圧療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合【全国健康保険協会管掌健康保険】

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

あん摩マッサージ指圧 【全国健康保険協会管掌健康保険】



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

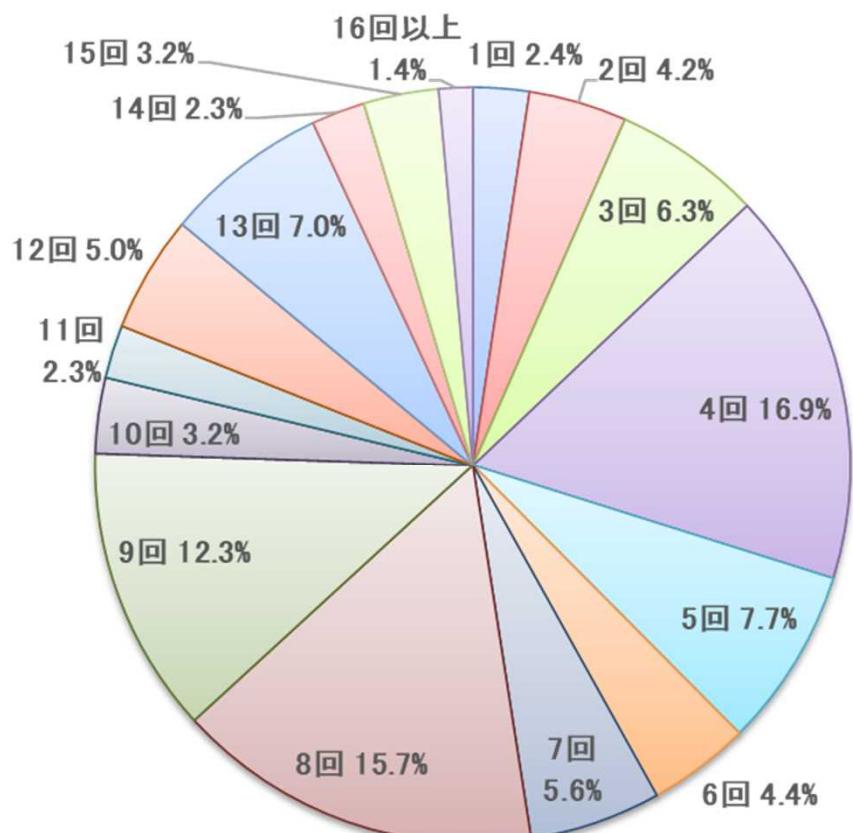
部位数別、回数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位
1回	5.6%	4.1%	4.2%	4.3%	4.0%
2回	6.9%	8.4%	9.5%	8.5%	6.2%
3回	20.8%	9.4%	10.4%	7.4%	7.1%
4回	9.7%	24.4%	17.6%	18.4%	17.4%
5回	6.9%	14.8%	10.8%	10.4%	9.1%
6回	2.8%	7.6%	4.5%	7.2%	5.4%
7回	8.3%	7.1%	8.0%	5.9%	5.5%
8回	13.9%	4.3%	9.4%	8.8%	10.6%
9回	16.7%	4.8%	8.3%	10.9%	7.6%
10回	5.6%	3.8%	2.5%	1.1%	3.8%
11回	1.4%	0.3%	1.4%	2.9%	3.0%
12回	0.0%	2.8%	4.1%	2.4%	4.7%
13回	0.0%	4.3%	4.1%	6.1%	5.1%
14回	0.0%	0.3%	2.2%	1.1%	3.2%
15回	1.4%	3.3%	2.7%	3.7%	5.0%
16回以上	0.0%	0.3%	0.3%	1.1%	2.3%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

回数別、部位数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
1回	1.6%	6.3%	16.0%	6.3%	69.9%	100.0%
2回	1.1%	7.5%	21.1%	7.3%	63.0%	100.0%
3回	3.0%	7.4%	20.2%	5.6%	63.8%	100.0%
4回	0.6%	8.6%	15.3%	6.1%	69.3%	100.0%
5回	0.8%	9.5%	17.1%	6.4%	66.2%	100.0%
6回	0.6%	8.7%	12.8%	7.8%	70.1%	100.0%
7回	1.6%	7.4%	20.5%	5.8%	64.7%	100.0%
8回	1.6%	2.7%	14.6%	5.2%	75.8%	100.0%
9回	2.4%	3.8%	16.4%	8.3%	69.0%	100.0%
10回	1.9%	7.0%	11.2%	1.9%	78.1%	100.0%
11回	0.6%	0.6%	8.8%	6.9%	83.1%	100.0%
12回	0.0%	4.0%	14.7%	3.3%	77.9%	100.0%
13回	0.0%	5.5%	13.0%	7.5%	74.0%	100.0%
14回	0.0%	0.6%	12.3%	2.3%	84.8%	100.0%
15回	0.4%	4.7%	9.4%	5.1%	80.5%	100.0%
16回以上	0.0%	0.9%	2.7%	3.5%	92.9%	100.0%
全体	1.1%	6.2%	15.5%	6.0%	71.2%	100.0%

あん摩マッサージ指圧療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合 【国民健康保険】

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

あん摩マッサージ指圧 【国民健康保険】



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

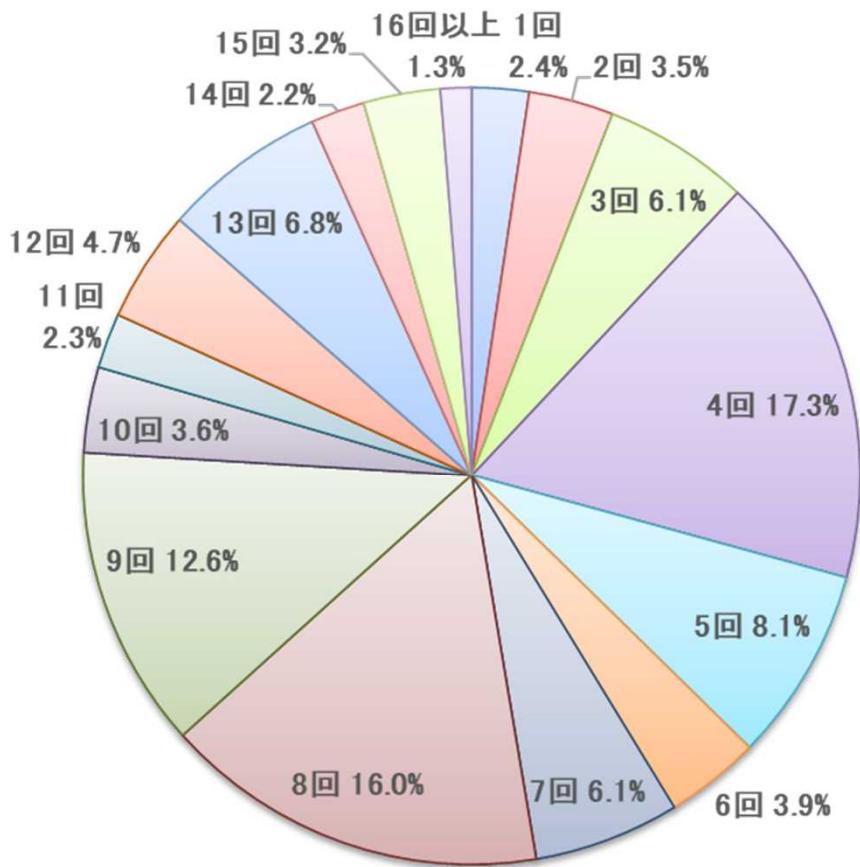
部位数別、回数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位
1回	3.8%	1.9%	3.2%	3.2%	2.2%
2回	0.0%	4.3%	5.2%	5.6%	3.9%
3回	3.8%	6.3%	6.5%	5.3%	6.4%
4回	20.8%	22.7%	20.0%	12.5%	16.3%
5回	1.9%	12.6%	6.4%	7.7%	7.8%
6回	1.9%	2.9%	5.3%	5.8%	4.1%
7回	7.5%	4.3%	5.2%	7.2%	5.6%
8回	13.2%	13.0%	14.5%	15.9%	16.1%
9回	28.3%	13.0%	11.7%	11.1%	12.3%
10回	7.5%	3.4%	2.5%	3.4%	3.3%
11回	0.0%	0.0%	2.7%	2.4%	2.3%
12回	1.9%	4.3%	3.7%	4.2%	5.4%
13回	3.8%	4.3%	6.4%	12.5%	6.8%
14回	3.8%	2.4%	3.1%	1.3%	2.2%
15回	1.9%	3.9%	3.0%	1.3%	3.4%
16回以上	0.0%	0.5%	0.6%	0.5%	1.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

回数別、部位数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
1回	1.5%	2.9%	19.9%	8.8%	66.9%	100.0%
2回	0.0%	3.8%	18.5%	8.8%	68.9%	100.0%
3回	0.6%	3.6%	15.3%	5.6%	74.9%	100.0%
4回	1.1%	4.9%	17.6%	4.9%	71.4%	100.0%
5回	0.2%	6.0%	12.4%	6.7%	74.8%	100.0%
6回	0.4%	2.4%	18.2%	8.9%	70.0%	100.0%
7回	1.3%	2.8%	13.8%	8.5%	73.7%	100.0%
8回	0.8%	3.0%	13.7%	6.8%	75.7%	100.0%
9回	2.1%	3.9%	14.2%	6.0%	73.8%	100.0%
10回	2.2%	3.8%	11.5%	7.1%	75.4%	100.0%
11回	0.0%	0.0%	17.8%	7.0%	75.2%	100.0%
12回	0.4%	3.2%	11.0%	5.7%	79.9%	100.0%
13回	0.5%	2.3%	13.6%	11.8%	71.9%	100.0%
14回	1.5%	3.8%	20.0%	3.8%	70.8%	100.0%
15回	0.5%	4.4%	13.7%	2.7%	78.6%	100.0%
16回以上	0.0%	1.2%	6.1%	2.4%	90.2%	100.0%
合計	0.9%	3.7%	14.9%	6.7%	73.9%	100.0%

あん摩マッサージ指圧療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合 【後期高齢者医療制度】

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

あん摩マッサージ指圧 【後期高齢者医療制度】



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

部位数別、回数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位
1回	6.0%	2.4%	2.9%	3.5%	2.1%
2回	0.0%	3.5%	4.2%	4.7%	3.3%
3回	4.2%	4.1%	6.2%	4.6%	6.3%
4回	24.1%	23.7%	20.1%	13.3%	16.6%
5回	0.6%	14.6%	6.5%	8.6%	8.1%
6回	0.0%	3.0%	5.0%	5.5%	3.7%
7回	5.4%	5.3%	5.4%	6.9%	6.2%
8回	9.0%	15.2%	15.7%	15.6%	16.3%
9回	29.5%	10.0%	12.3%	11.7%	12.7%
10回	9.6%	4.5%	2.1%	4.4%	3.7%
11回	0.0%	0.0%	2.9%	2.1%	2.3%
12回	0.6%	2.3%	3.7%	3.8%	5.1%
13回	3.6%	3.6%	6.8%	12.1%	6.5%
14回	3.6%	2.4%	3.2%	1.7%	2.1%
15回	3.6%	5.3%	2.7%	1.0%	3.4%
16回以上	0.0%	0.2%	0.5%	0.5%	1.6%
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

回数別、部位数割合	1部位	2部位	3部位	4部位	5部位	
1回	2.4%	3.8%	18.3%	10.7%	64.8%	100.0%
2回	0.0%	3.7%	17.9%	9.7%	68.7%	100.0%
3回	0.6%	2.5%	15.4%	5.6%	75.9%	100.0%
4回	1.3%	5.1%	17.7%	5.6%	70.2%	100.0%
5回	0.1%	6.8%	12.1%	7.7%	73.3%	100.0%
6回	0.0%	2.9%	19.3%	10.1%	67.7%	100.0%
7回	0.8%	3.2%	13.5%	8.3%	74.1%	100.0%
8回	0.5%	3.6%	14.9%	7.1%	73.9%	100.0%
9回	2.2%	3.0%	14.8%	6.8%	73.3%	100.0%
10回	2.5%	4.7%	8.9%	9.0%	74.8%	100.0%
11回	0.0%	0.0%	18.9%	6.6%	74.4%	100.0%
12回	0.1%	1.8%	12.2%	5.9%	79.9%	100.0%
13回	0.5%	2.0%	15.1%	13.0%	69.5%	100.0%
14回	1.5%	4.0%	21.8%	5.5%	67.2%	100.0%
15回	1.1%	6.2%	12.7%	2.3%	77.7%	100.0%
16回以上	0.0%	0.4%	6.1%	3.1%	90.4%	100.0%
全体	0.9%	3.7%	15.2%	7.3%	72.8%	100.0%

参考資料

(5) 同一日・同一建物への施術 関係

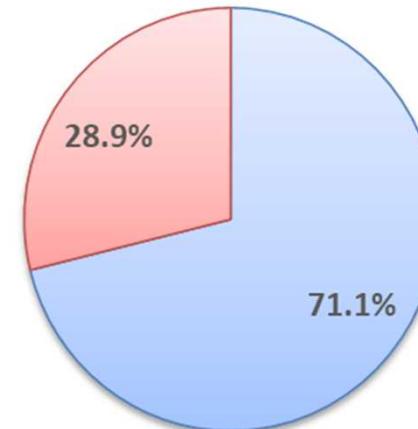
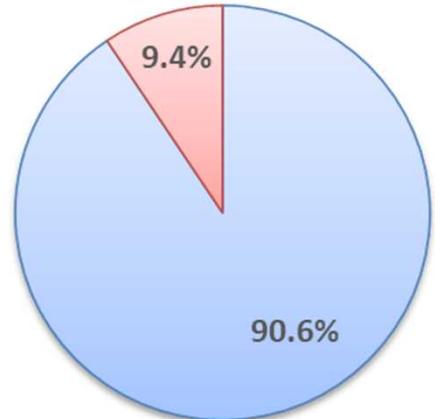
療養費支給申請書における往療内訳書の添付状況

往療内訳書における同一日・同一建物に係る施術状況

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 施術管理者は、往療料を請求する申請書に往療内訳書(様式第7号)を添付することとされている。
- 往療料を請求する申請書について、あん摩マッサージ指圧は、9割、往療内訳書が添付されている。
- 往療内訳書の「同一日・同一建物記入欄」には、同一日に同一建物への往療に該当するかを記載することとされており、あん摩マッサージ指圧の往療は、7割以上が、同一日・同一建物以外の往療となっている。

あん摩マッサージ指圧



■往療内訳表の添付あり ■往療内訳表の添付なし

■同一日・同一建物への往療に非該当
■同一日・同一建物への往療に該当

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表の状況（あん摩マッサージ指圧／全体）

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 支給申請書のうち、約91%が往療内訳書の添付があり、そのうち約71%が「同一日・同一建物」でない。
- 往療理由は、8割以上が「独歩による外出困難」である。
※要介護(支援)度は、約8割が未記載であるが、往療内訳表で「分かれば記載下さい」としていることが要因となっている可能性がある。
- 施術所(区分)としては、8割以上が往療専門以外である。

往療内訳表添付 あり	90.6%
往療内訳表添付 なし	9.4%
合計	100.0%

「往療内訳表添付あり」の内訳

(A)「同一日・同一建物なし」	71.1%
(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」	27.1%
(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」	1.8%

(A)「同一日・同一建物なし」

往療理由（※）				要介護度							施術所区分			
1	2	3	プランク	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	プランク
86.7%	3.6%	1.8%	7.9%	2.9%	4.2%	2.5%	3.9%	3.2%	0.7%	1.0%	81.6%	12.2%	85.8%	2.0%

(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」

往療理由（※）				要介護度							施術所区分			
1	2	3	プランク	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	プランク
82.9%	4.8%	1.1%	11.3%	4.0%	5.1%	4.0%	4.9%	3.4%	0.1%	0.5%	78.1%	14.2%	84.7%	1.0%

(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」

往療理由（※）				要介護度							施術所区分			
1	2	3	プランク	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	プランク
78.1%	4.0%	2.5%	15.3%	0.0%	1.2%	6.2%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	89.6%	8.2%	91.8%	0.0%

〔※往療理由〕

- 1:独歩による公共交通機関を使っての外出が困難
- 2:認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難
- 3:その他

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和5年10月分）を基に分析

・全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 · 国民健康保険 1/5 · 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表の状況（あん摩マッサージ指圧／全体）

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 支給申請書のうち、約91%が往療内訳書の添付がある。
- 往療内訳書について、「同一日・同一建物なし」は、約71%である。
- 往療内訳書について、「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」は、約27%である。

令和5年10月	合計	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者 医療制度
往療内訳表添付 あり	90.6%	66.3%	72.3%	89.1%	91.9%
往療内訳表添付 なし	9.4%	33.7%	27.7%	10.9%	8.1%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

「往療内訳表添付あり」の内訳

令和4年10月	合計	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者 医療制度
(A)「同一日・同一建物なし」	71.1%	77.7%	80.4%	70.8%	70.9%
(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」	27.1%	21.0%	18.1%	27.4%	27.3%
(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」	1.8%	1.3%	1.5%	1.8%	1.8%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 · 国民健康保険 1/5 · 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表の状況（あん摩マッサージ指圧／制度別）

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 往療理由は8割以上が「独歩による外出困難」である。

※要介護(支援)度は、約8割が未記載であるが、往療内訳表で「分かれば記載下さい」としていることが要因となっている可能性がある。

- 施術所(区分)は、8割以上が往療専門以外である。

(A)「同一日・同一建物なし」

令和5年10月	往療理由（※）				要介護度								施術所区分		
	1	2	3	ブランク	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	ブランク
全国健康保険協会管掌健康保険 (被保険者)	90.0%	3.7%	1.4%	4.8%	1.5%	3.5%	1.2%	3.0%	2.7%	0.1%	0.1%	87.9%	12.0%	87.4%	0.6%
全国健康保険協会管掌健康保険 (被扶養者)	89.9%	3.4%	1.8%	4.9%	1.3%	2.4%	1.3%	2.7%	2.2%	0.2%	0.2%	89.8%	11.6%	87.6%	0.8%
国民健康保険	86.9%	3.7%	1.7%	7.7%	2.5%	4.4%	2.5%	3.5%	2.9%	0.6%	0.8%	82.8%	12.8%	85.6%	1.6%
後期高齢者医療制度	86.5%	3.6%	1.8%	8.1%	3.1%	4.2%	2.5%	4.0%	3.2%	0.8%	1.1%	81.1%	12.1%	85.8%	2.1%
合計	86.7%	3.6%	1.8%	7.9%	2.9%	4.2%	2.5%	3.9%	3.2%	0.7%	1.0%	81.6%	12.2%	85.8%	2.0%

(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」

令和5年10月	往療理由（※）				要介護度								施術所区分		
	1	2	3	ブランク	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	ブランク
全国健康保険協会管掌健康保険 (被保険者)	86.2%	6.2%	1.9%	5.7%	5.2%	2.6%	1.2%	3.1%	4.5%	0.0%	0.0%	83.3%	11.7%	86.9%	1.4%
全国健康保険協会管掌健康保険 (被扶養者)	86.6%	5.1%	2.3%	6.0%	3.5%	1.9%	0.9%	3.7%	4.2%	0.0%	0.0%	85.9%	11.3%	86.6%	2.1%
国民健康保険	82.7%	4.8%	1.3%	11.1%	3.5%	5.7%	3.7%	5.1%	3.2%	0.1%	0.4%	78.4%	14.9%	84.0%	1.1%
後期高齢者医療制度	82.8%	4.8%	1.0%	11.5%	4.0%	5.0%	4.1%	4.9%	3.4%	0.1%	0.6%	77.9%	14.2%	84.8%	1.0%
合計	82.9%	4.8%	1.1%	11.3%	4.0%	5.1%	4.0%	4.9%	3.4%	0.1%	0.5%	78.1%	14.2%	84.7%	1.0%

(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」

令和5年10月	往療理由（※）				要介護度								施術所区分		
	1	2	3	ブランク	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	ブランク
全国健康保険協会管掌健康保険 (被保険者)	84.6%	3.8%	3.8%	7.7%	0.0%	3.8%	3.8%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	76.9%	23.1%	76.9%	0.0%
全国健康保険協会管掌健康保険 (被扶養者)	72.2%	2.8%	5.6%	19.4%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	86.1%	19.4%	80.6%	0.0%
国民健康保険	81.1%	3.3%	2.2%	13.3%	0.0%	1.1%	6.7%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	88.9%	11.1%	88.9%	0.0%
後期高齢者医療制度	77.7%	4.2%	2.4%	15.7%	0.0%	1.0%	6.3%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	89.9%	7.3%	92.7%	0.0%
合計	78.1%	4.0%	2.5%	15.3%	0.0%	1.2%	6.2%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	89.6%	8.2%	91.8%	0.0%

〔※往療理由〕

1:独歩による公共交通機関を使っての外出が困難 2:認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難 3:その他

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

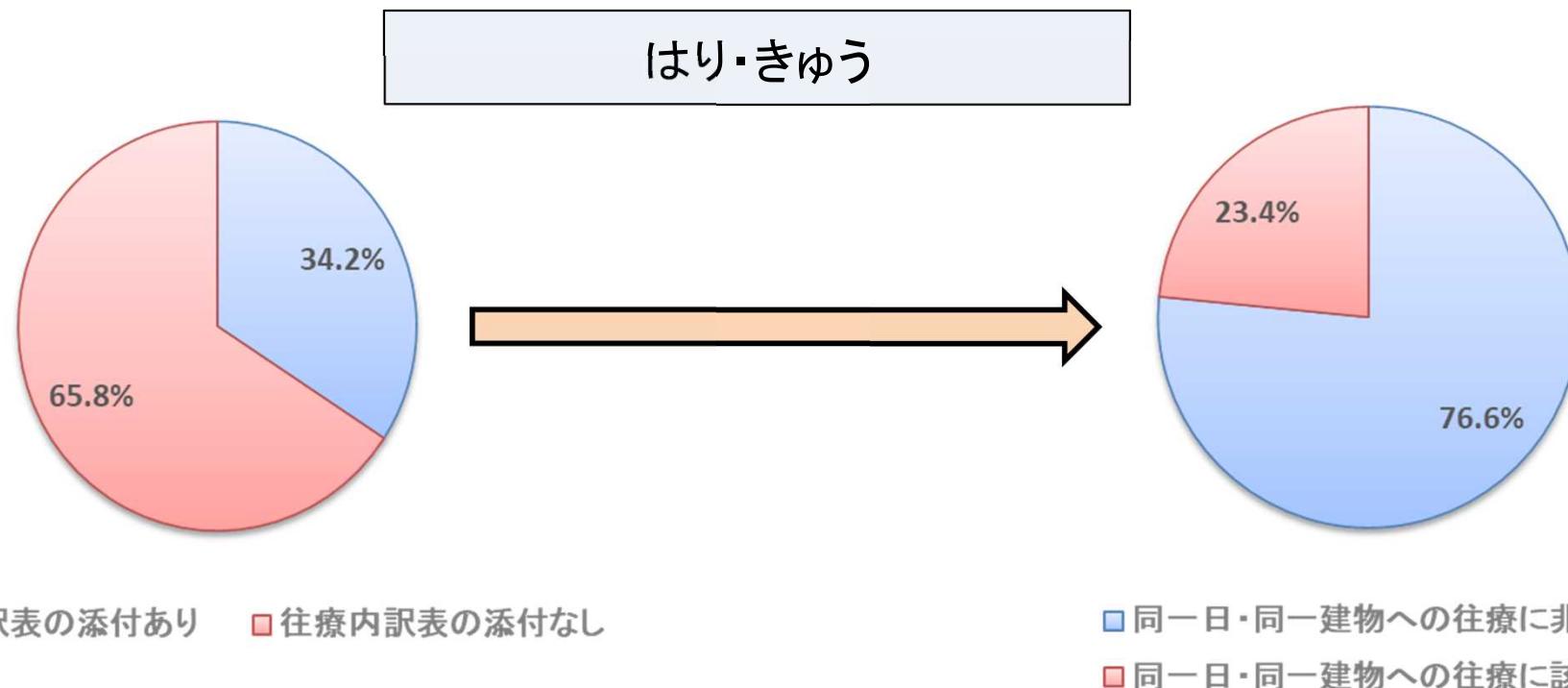
・全国健康保険協会管掌健康保険 1/1 ・国民健康保険 1/5 ・後期高齢者医療制度 1/10

療養費支給申請書における往療内訳書の添付状況

往療内訳書における同一日・同一建物に係る施術状況

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 施術管理者は、往療料を請求する申請書に往療内訳書(様式第7号)を添付することとされている。
- 往療料を請求する申請書について、はり・きゅうは、6割強、往療内訳書が添付されていない。
- 往療内訳書の「同一日・同一建物記入欄」には、同一日に同一建物への往療に該当するかを記載することとされており、はり・きゅうの往療でも、7割以上が、同一日・同一建物以外の往療となっている。



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表の状況（はり・きゅう／全体）

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 支給申請書のうち、約24%が往療内訳書の添付があり、そのうち約76%は「同一日・同一建物」でない。
- 往療理由は、8割以上が「独歩による外出困難」である。
- 施術所(区分)としては、9割強が往療専門以外である。

往療内訳表添付あり	34.2%
往療内訳表添付なし	65.8%
合計	100.0%

「往療内訳表添付あり」の内訳

(A)「同一日・同一建物なし」	76.6%
(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」	19.4%
(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」	4.0%

(A)「同一日・同一建物なし」

往療理由（※）				要介護度							施術所区分			
1	2	3	プランク	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	プランク
86.7%	3.1%	4.7%	5.4%	3.5%	0.4%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%	2.6%	89.2%	5.2%	94.8%	0.0%

(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」

往療理由（※）				要介護度							施術所区分			
1	2	3	プランク	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	プランク
75.5%	5.6%	10.9%	8.0%	3.9%	2.5%	2.6%	2.8%	2.3%	0.0%	0.1%	85.9%	4.6%	95.4%	0.0%

(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」

往療理由（※）				要介護度							施術所区分			
1	2	3	プランク	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	プランク
90.3%	5.1%	0.0%	4.6%	0.9%	0.0%	7.8%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	91.1%	6.1%	93.9%	0.0%

〔※往療理由〕

- 1:独歩による公共交通機関を使っての外出が困難
- 2:認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難
- 3:その他

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6 · 国民健康保険 1/10 · 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表の状況（はり・きゅう／全体）

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 支給申請書のうち、約72%が往療内訳書の添付がない。
- 往療内訳書について、「同一日・同一建物なし」は、約72%である。
- 往療内訳書について、「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」は、約24%である。

令和5年10月	合計	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者 医療制度
往療内訳表添付 あり	34.2%	25.8%	34.6%	36.2%	36.5%
往療内訳表添付 なし	65.8%	74.2%	65.4%	63.8%	63.5%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

「往療内訳表添付あり」の内訳

令和4年10月	合計	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被保険者)	全国健康保険協会 管掌健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	後期高齢者 医療制度
(A)「同一日・同一建物なし」	76.6%	75.4%	75.3%	76.7%	76.9%
(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」	19.4%	20.0%	19.9%	19.2%	19.2%
(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」	4.0%	4.6%	4.7%	4.1%	3.9%

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6 · 国民健康保険 1/10 · 後期高齢者医療制度 1/10

往療内訳表の状況（はり・きゅう／制度別）

令和6年3月18日あはき療養費
検討専門委員会資料

- 往療理由は8割以上が「独歩による外出困難」である。

※要介護(支援)度は、9割以上が未記載であるが、往療内訳表で「分かれば記載下さい」としていることが要因となっている可能性がある。

- 施術所(区分)は、8割以上が往療専門以外である。

(A)「同一日・同一建物なし」

令和5年10月	往療理由（※）				要介護度								施術所区分		
	1	2	3	ブランク	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	ブランク
全国健康保険協会管掌健康保険 (被保険者)	84.6%	3.1%	7.3%	5.1%	2.9%	0.1%	1.9%	1.6%	0.3%	0.0%	1.8%	91.4%	4.3%	95.7%	0.0%
全国健康保険協会管掌健康保険 (被扶養者)	88.8%	2.2%	5.3%	3.7%	2.5%	0.2%	0.8%	0.4%	0.4%	0.0%	1.4%	94.3%	5.5%	94.5%	0.0%
国民健康保険	86.5%	3.4%	4.3%	5.8%	3.6%	0.5%	2.6%	1.6%	0.9%	0.0%	2.9%	88.0%	5.3%	94.7%	0.0%
後期高齢者医療制度	87.2%	3.1%	4.2%	5.6%	3.8%	0.4%	2.2%	1.4%	0.7%	0.0%	2.8%	88.6%	5.3%	94.7%	0.0%
合 計	86.7%	3.1%	4.7%	5.4%	3.5%	0.4%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%	2.6%	89.2%	5.2%	94.8%	0.0%

(B)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定あり」

令和5年10月	往療理由（※）				要介護度								施術所区分		
	1	2	3	ブランク	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	ブランク
全国健康保険協会管掌健康保険 (被保険者)	75.9%	9.5%	10.7%	4.0%	4.6%	2.4%	1.5%	3.7%	4.0%	0.0%	0.6%	83.2%	4.0%	96.0%	0.0%
全国健康保険協会管掌健康保険 (被扶養者)	70.4%	6.7%	12.6%	10.4%	3.0%	3.7%	3.7%	2.2%	4.4%	0.0%	0.0%	83.0%	9.6%	90.4%	0.0%
国民健康保険	75.6%	5.2%	10.9%	8.3%	4.4%	2.3%	2.6%	2.8%	2.1%	0.0%	0.0%	85.8%	3.9%	96.1%	0.0%
後期高齢者医療制度	75.9%	4.5%	10.8%	8.7%	3.5%	2.4%	2.8%	2.5%	1.8%	0.0%	0.0%	86.9%	4.5%	95.5%	0.0%
合 計	75.5%	5.6%	10.9%	8.0%	3.9%	2.5%	2.6%	2.8%	2.3%	0.0%	0.1%	85.9%	4.6%	95.4%	0.0%

(C)「同一日・同一建物あり」かつ「往療料の算定なし」

令和5年10月	往療理由（※）				要介護度								施術所区分		
	1	2	3	ブランク	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	未記載	往療専門	専門以外	ブランク
全国健康保険協会管掌健康保険 (被保険者)	84.0%	13.3%	0.0%	2.7%	5.3%	0.0%	4.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	89.3%	0.0%	100.0%	0.0%
全国健康保険協会管掌健康保険 (被扶養者)	81.3%	12.5%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	96.9%	0.0%	100.0%	0.0%
国民健康保険	91.5%	3.7%	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%	8.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	91.5%	7.3%	92.7%	0.0%
後期高齢者医療制度	92.9%	2.2%	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	90.8%	8.2%	91.8%	0.0%
合 計	90.3%	5.1%	0.0%	4.6%	0.9%	0.0%	7.8%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	91.1%	6.1%	93.9%	0.0%

[※往療理由]

1:独歩による公共交通機関を使っての外出が困難 2:認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難 3:その他

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和5年10月分)を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6 ・ 国民健康保険 1/10 ・ 後期高齢者医療制度 1/10

(参考)
 「あん摩・マッサージ・指圧師、はり師・きゅう師の施術に係る療養費に関する受療委任の取扱い」(平成30年6月12日付 保発0612第2号)

別添1 受療委任の取扱規程 一 抜粋 一

第4章 療養費の請求

(申請書の作成)

24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げる方式により療養費支給申請書(以下「申請書」という。)を作成し、速やかな請求に努めること。

(1) ~ (6) (略)

(7) 施術管理者は、往療料を請求する申請書について、施術者が往療した日付、同一日同一建物への往療かどうか、同一日同一建物への往療の場合に往療料を算定しているか否か、施術者名、往療の起点、施術した場所及び往療が必要な理由並びに要介護度が分かる場合は要介護度を記入した様式第7号による往療内訳表を添付すること。

往療内訳表

月分 出張専門の施術者の場合 () (患者氏名 :)

日付	同一日・同一建物記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				

往療を必要とする理由 介護保険の要介護度 () 分かれれば記載下さい

1. 独歩による公共交通機関を使っての外出が困難
2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難
3. その他 ()

注・同上の場合は、「同上」や「〃」との記載で差し支えない。

- ・同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であって、当該患者について往療料を算定している場合には「○」を、算定していない場合には「○」を記入すること。
- ・往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。
- ・個人情報の取り扱いには、十分注意すること。
- ・出張専門の施術者の場合は、「出張専門の施術者の場合 ()」に「○」を記入すること。

参考資料

(6) その他 関係

令和4年6月7日閣議決定

II 実施事項

5. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

(3) 医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮

11 社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化

【e:引き続き検討を進め、令和4年度上期結論】

e 厚生労働省は、柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討を行う。

令和5年6月16日閣議決定

II 実施事項

3. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

(2) デジタルヘルスの推進② —デジタル技術を活用した健康管理、重症化防止—

9 各種レセプト関連業務のDX化に伴う見直し

【d:(前段)令和6年度結論、(後段)令和6年度検討開始、前段の検討結果を踏まえて早期に結論】

d 厚生労働省は、柔道整復療養費について、オンライン請求の導入及び柔道整復療養費の請求が原則オンライン請求により行われるために必要な措置を検討する。

あわせて、柔道整復療養費に関するオンライン請求の導入に関する検討結果も参考に、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費について、オンライン請求の導入に向けた課題を検討し、早期に結論を得る。